

衆議院

行政改革に関する特別委員会議録 第十三号

第一回開議

平成十八年四月十九日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 伊吹 文明君

理事 今津 寛君

理事 谷 公一君

理事 山本 有一君

理事 北橋 健治君

理事 秋葉 賢也君

井上 信治君

小野寺五典君

大前 繁雄君

佐藤 錬君

菅原 一秀君

鈴木 淳司君

土屋 正忠君

並木 正芳君

西本 勝子君

松本 洋平君

若宮 健嗣君

大串 博志君

渡辺 周君

伊藤 鉄也君

日森 文尋君

武正 公一君

枝野 馬淵

渡辺 武正

公一君

幸男君

実君

佐々木憲昭君

英勝君

吉井 啓一君

吉井 启一君

佐々木憲昭君

山谷えり子君

山口 直一君

竹本 泰明君

三ツ矢憲生君

鉢呂 康弘君

葉梨 康弘君

広津 素子君

増原 義剛君

丹羽 駿祐君

菅原 勉君

井上 喜一君

衛藤征士郎君

大野 功統君

加藤 敏悟君

井上 喜一君

谷垣 慎一君

小坂 憲次君

川崎 二郎君

中川 昭一君

二階 俊博君

北側 一雄君

小池百合子君

安倍 安倍君

晋三君

与謝野 駿祐君

菅原 弘毅君

岩夫君

猪口 松田

中馬

豊君

豊君

河 幹夫君

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及

ひ公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三二号)

法律案(内閣提出第三四号)
国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(松本剛明君外五名提出、衆法第一二一号)

○伊吹委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案並びに松本剛明君外五名提出、国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際 わざわざまいります
各案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官大藤俊行君、内閣官房内閣審議官上田紘士君、内閣官房内閣審議官中藤泉君、内閣府市場化テスト推進室長河幹夫君、金融庁証券取引等監視委員会事務局長長尾和彦君、厚生労働省医政局長松谷有希雄君、厚生労働省労働基準局長青木豊君、経済産業省大臣官房政策評価審議官高橋英樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○伊吹委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのとおり決しました。

○伊吹委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。園田博之君。

○園田(博)委員 審議を始めましてから、ずっと長時間議論を聞いておりまして、野党の方々の御質問、御意見、もちろん中には非常に参考になるものがございまして、そうは思うんですが、全体的に見ると、この法案に対する本質的な議論とうのが余りなされなかつたのが非常に残念に思つているんですね。

そこで、私は、法案提出までの経過というものが重大に関係をしておりますので、ちょっととそのことに触れてみたいと思うんです。

特に、総理が郵政民営化をおっしゃると、今でも郵政民営化を言っているということを言われる方があるんですが、これは実は重大な関係がやは

りあると思うんですね。

おーし、一九二九年九月の御見聞記で幸運にされる内容を聞くと、もうほとんど郵政のことばかりおりおっしゃるんですね。それに対しても野党の方々は、郵政よりも大事なことをおっしゃる、そん時は、年金その他の土木工

大事なことがある。それは、年金その他の社会保障制度がちゃんとこれからうまくやつていけるのか、経済対策等はうまくいくのか、地方がこれから本当に再生できるのか、そういう重要な問題が

あるのに郵政ばかり言っているという批判をされました。

に勝てるのかなと私は思つたんですね。ところが、ふたをあけてみると、有権者の方々の理解というものは私をはるかに超えておりまして、つまり

り、私、終わって考えたのは、郵政民営化を初めとして行財政改革をまず徹底的にやらなきやならないなどという理解を、総理の演説を聞いて有権

者が理解をして、このことを全面的に支持したんですね。

約がございますが、郵政民営化だけではなくし、いろいろな公約がございました。したがって、選挙が終わつてから、これは政府だけではなくし、我が党では、公明党さんも含めて、この公約を実現するための方策を直ちに検討を始めました。

それから結構時間はかかりましたけれども、簡単にこの法案の提出ができたようと思われる方がおりますが、今までの仕組みを変えていくというのは、これはやはり大変なことなんですね。仕組みを変えますと不安も生じますから、そういう不安を生じる方々から反対に近い意見が出てくる。それを議論しながら納得させた最後の決め手は、あの総選挙で多くの國民がこれを後押ししているという事実があつて、今度の国会にこれだけの法案を提出してきたということをやはり重大に考えなきやならない、こう思つてゐるわけですね。

そこで、我々にしてみれば、今度の法案というのは、政府がおつくりになつて与党が認めたとう形にはなつておりますが、これは実は、同時に政府と与党が議論を始めて、最後に両方の意見を調整させてでき上がつた法案であります。そう簡単な法案ではないということを私は最初に申し上げたかたのわけであります。

さて、小泉總理、私の言つてゐることに間違いがあれば間違いがある、足らざるところがあれば足らざるところがあるということで、十分に総理の御意見をおつしやつていただきたいと思ひます。

○小泉内閣總理大臣 率直な御意見を聞かせていただきますて、ありがとうございます。

確かに、郵政解散前は、郵政改革は大したことない、ほかにもつとやるべきことがあるんじやないかという意見も多く聞かれたわけであります。とともに、郵政民営化を大きな争点にして国民党は支持するかどうかという、与党内に疑問が出ているのも承知しております。また、与党にも、また民主党を初め野党にも、郵政民営化反対論者が数

多くいたわけでありますから、今、園田議員が言われるようなことを考へるのは当然だと思つております。

そういう中で、官から民へ、あるいは行政改革、できるだけ民間にできることは民間にということを考へるんだつたら、どうして郵便局の仕事は公務員じゃなきやできないんだろうかと。これも規制改革の一環であります、公務員だけで握っていた仕事を民間の人にも開放しよう。そういう一般の人にとっては、公務員でなくてはできない仕事ではないなと思つていたにもかかわらず、

この仕事だけは公務員じゃなきゃいけないという点に疑問を感じたのではないでしようか。

同時に、政党ですから支持団体を大事にしま

す。この郵便局に勤める正規の常勤の公務員が約二十五、六万。これが、与党自由民主党、野党民主党、手分けして支持母体として選挙のときには

一生懸命応援していた。だから、選挙の支援団体を大事にするというのはいわゆる政党人だつたらば常識でありますから、その自分たちの選挙を一

生懸命応援してくれる支持母体の郵政関係の職員の皆さんのが嫌がることをやるなんというのは非常識だと。これは自由民主党にも民主党にもいたわ

けであります。自由民主党については、特に特定局長さんの皆さんのが熱心に今まで自民党を応援してくれていた。郵政関係の労働組合は民主党を熱

心に応援していた。だから、両方とも、与野党を手分けして選挙を応援するんだから、考えてみれば、自分たちの既得権を守ろうというこの郵政閣

係の職員というのは巧みですよね。与野党を応援しているのだ、だから、とんでもない、この改革はさせないぞと。

そういう中で、支持団体に関係なく、一部の特定団体の利益を守るというのが政権政党であってはならない、国民全体のことを考えるんだ、民営

化できるのは民営化していくこと。これは与野党共通してそうだと言うわけです。役人じやなくて民間にできる仕事を民間に開放していくこと、こ

れも総論賛成。しかし、これは郵政だけは別だぞ

と。ここに問題があつた。私は、ここがおかしい、これができなくてどうして民間にできることが民間にと言ふんだ。

そういうふうに、私は、政党的支持団体を大事にするのは結構だけれども、支持団体というのは一部なんだ。自民党にとっても民主党にとっても、特定局長さんにおいても郵政関係の労働組合の組合員にしても、考えてみれば、一選挙区で十万票以上の票を、支持を得ないと当選できないときに、与野党、特定局長さんの支持を受けても、野党が労働組合員の支持を受けても、まあせいぜい一千票か二千票でしょ。その千票、二千票の動きによって全体の利益がおろそかにされちゃいかぬということで、国会で否決されましたけれども国民に聞いてみよ。これが多くの国民の共感を得て、郵政民営化賛成だということで、選挙が終わったら反対していた人も賛成に回った。

参議院で否決されたのに衆議院が解散されるなんというのはこれまたおかしい、非常識だと批判されましたけれども、参議院は選挙はないんだから、衆議院の議席が変わつても参議院の構成は変わらないんだから、衆議院で賛成しても参議院では何度も否決してやると言つていた反対派の人たちも、民意を尊重して、参議院の選挙はなかつたんですけれども、あの結果を見て、参議院で反対した人もくるくるくる賛成に回っちゃつた。そして、成立した。やはり、これは民意を尊重しようという国会議員の良識が働いたんだと思います。

そういう中で、今回の行政改革、これはやはり国民の支持を得て、これから行政改革、簡素で効率的な政府をつくろう、あるいは民間にできるることは民間に任せようという方針を、国会の支持によつてこれを統けていこうと。郵政民営化だけじゃない。ほかにも民間にできることはあるだろ

う。政府系金融機関の問題についても一例あります。また、公務員の市場化テスト、民間にできることは民間に任せていこうと。五年間で5%の公務員削減というのも、これは容易なことじやあ

りません。

現に、この質疑を聞いていますと、民主党の議員から、こんな大勢の人数を削減できるのか、民間にゆだねることができのかと疑問が出てきた

のは、一年間で大体六千八百人ぐらい公務員を削減するんですから、これは容易でないというの

わかりますけれども、こういうかなりきつい方針

をとつていくのも、国会の支持があつた上

での決定の方が今後削減しやすいであろうとい

うことでこの法案を出したわけでありますので、や

はりあの郵政民営化を大きな争点にした選挙で國

民の支持を得て自由民主党、公明党が勝利を得る

ことができなかつたら、これはやらなきやいけな

いんです、そのプログラムにのつとつて。そのこ

とを小泉総理にただしたいが、これは間違いなく

答えは一緒ですから。

められておりますから、これはやらなきやいけな

いんです、そのプログラムにのつとつて。そのこ

とを小泉総理にただしたいが、これは間違いなく

総理の後どなたが総理大臣をやつても、法律に定

められておりますから、これはやらなきやいけな

いんです、そのプログラムにのつとつて。そのこ

とを小泉総理にただしたいが、これは間違いなく

総理大臣には、具体的に、これから詳細設計を

して国会にいつごろまでにどういうスケジュール

で上程をして、個別に決めていかなきやならぬ

かどうかを一つ一つの項目についてお答えいただ

きたいと思います。

○園田(博)委員 そこで、今度の法案について、

プログラム法案だ、中身がないとか、いつになつ

たらできるかわからないとか、目標値が定かでな

いとか、中には、新聞の論評によると、小泉内閣

が終わると実施できるかどうかかもわからないなん

という論評があつたんですね。これは私は非常に

腹立たしいことでございまして、それはなぜかと

いうと、我々も一緒になつてつくった法案ですか

ら、そんないかげんな法案をつくつたつもりは

ないわけでありまして、事実、中馬行革大臣が初

日に具体的な法案は二、三年かかるかもしませ

んと言われたことがちょっと気になつております。

とあれ、今回、プログラム法だという一つの

法律ができたことは、ある意味じや一つ画期的なも

のだと私は思つています。

同時に、この実施のことございますが、この

法案が上がりましら、これは早速にそれぞれの

制度設計に移つてまいります。三年、五年と言いま

したのは、法律の一部で五年ないし七年で完全

民営化に持つていくことがありましたが

から、急に変わるのかという御心配の向きがありま

したから、そのことで私がちょっとそういうこと

を申し上げたかもしれないが、ともかく、これ

は早急に法典化して、実施に移していく体制をす

ぐつくることも規定をされておりますので、よろ

しく御理解のほどをお願いいたします。

○園田(博)委員 実は、これはもう少なくとも党

では議論を始めています、詳細設計について。

政府でも始めておられるんですよ。だから、私は

大臣にお聞きしたかったのは、例えば政策金融に

ついては、臨時国会で法案に関係するものは個別

なものをお出ししますとか、一年後の通常国会に

たように基本的には仕組みを変えるということはいろいろな不安が出てきますから。では、その不安はこういうふうにして除去していこうじゃない

ます。

それを御指摘でございましたから御披露させてい

ただきますと、本法案におきましては、政策金融

改革では、二十年度において、貸付残高のGDP

比を半減するほか、現行の政策金融八機関を廃止

または民営化、統合する、これも決めておりま

す。

特別会計改革では、今後五年間において、特別

会計の数を現行の二分の一から三分の一程度に大

幅に削減、そして、合計二十兆円程度の財政健全

化への貢献を目指す、これもはつきり書いており

ます。

た。ですから、プログラム法と言われましても、その方向とか具体的な目標ははつきり掲げてお

なつてしましますとか、そういうことをお聞きしたかったんですが、お答えできますか。

○中馬國務大臣 その点で御報告申し上げます。

政策金融改革につきましては、行政改革推進法案成立後、速やかに政策金融改革推進本部において詳細な制度設計の成案を得るとともに、政策金融改革関連法案の国会提出時期について結論を得ることといたしております。

統合、一般会計と異なる取り扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示等のため、行政改革推進法案の施行後一年以内を目指して法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとしていたしております。

総人件費改革については、行政減量、効率化有識者会議と改めてこの問題について、去る

請者会議を数々に開催しております。去る三月三十日に中間取りまとめを行いました。今後の方針を示しております。今後、さらに有識者会議において検討を重ね、与党における御議論や必要に応じて閣僚協議を行うことによりまして、遅くとも六月ごろまでに政府の方針を決定する予定であります。

独立行政法人の見直しにつきましては、中期目標期間の終了の都度行う仕組みとなっておりますが、十八年度の見直しについては、国の歳出削減を図る見地から、ことしの夏を目途に政府としての基本的な考え方を取りまとめる等を通じて見直しを行うことといたしております。

革の具体的な工程表を作成することとしておりま
す。その上で、国の資産規模の名目GDP比を今
後十年間でおおむね半減させるという長期的な目
安に留意しつつ、引き続き資産の圧縮に努めてい
くこととなる、このようになります。

○國田(博)委員 内容について、一部御意見も申
し上げたいし、大臣の御意見もお聞きしたいと思
います。

政策金融についてなんですが、この政策金融に
ついては、野党の方から、融資残高を半分以下に

するということを書いてあるが、これはまやかし
じやないかと。それは、八機関を統合することに
よつて同時に半減以下になるということをおつ
しゃつてしているので、何とよく御理解をしておられ
ないのかなと私は思つたんですね。なぜならば、
八機関のうち、二つの機関を民営化して、一つの
機関を地方に移管したんですね。こんなことが今
まではできたのかということが大事なんです。
私は、この改革金融機関、河川局が改革のときこ

和らぎの政策金融機関で何が改善されるのかを話し合いました。二つの機関を合併させるのが大騒動なんですよ。それは、総理がおっしゃる從来の既得権益の問題が絡んできて、大騒動してやつと幾つかできました。それを今度は、民営化なんという話は今まで全然ありませんでしたよ。政策投資銀行と商工中金は民営化をいたしました。それは、この二つの機関の方に私が申し上げているのは、ただ単にあなたたちが邪魔になつたから民営化するんじゃないんだ、あなたたちが力をつけてきたから、民間会社として十分やつていいけるから民営化するんだと。

しかし、民営化した新規政策投資銀行の資金を政府がお世話することはまずなくなるんですね。商工中金では金融債を発行しておりますが、これに対して事実上の政府保証を与えなくてもやつていい様にしていただくということになりますね。地方に移す公営企業金融公庫は、今まで政府保証でございましたが、これは、ある程度の時間が要りますが、最終的には地方の責任でお金を集めていただくことになるんですね。

この三つの事柄をやつて、残る機関も一つの機関に統合するなんということは、今までの私たちの常識からいえば考えられなかつたことが今回できるようになつたんですね。そういう意味で、何だ、ただ一つにしたから半分以下になつたんじやないかと。半分以下になつたが、中身も実は関係があるわけでありましてね、というふうに私は思つておるわけですが、担当大臣としての御意見

○中馬国務大臣 園田理事は、先ほど申しました
ように、党で特に政策金融改革の座長として大変

な御苦労をされました。今お話しのとおりでござ

主導でこの改革を進めてきたことの今生々しいお話をございました。まさに官僚ではなくて、党主導、政治家がございました。

（経営者）今二つの金融機関をして特に大きな残高を持つております公営企業金融公庫、これが離れたから、もうそれで半分になつてゐるじゃないかというのが野党さんのあれですが、そこに至る、到底できっこなかつたと思われたようなものを、総理の一つのお声もありました。そういうことでこれが一挙にここまで進んだことを逆に評価するから、これで一旦見えて、そこ

儲けへきておって、これを見ると早く実現していくこと
がこれから政府の関与をなくした形の金融、民間の活力を大いに活用できる制度になつていくわけ
でございまして、このことをはつきりとこで
うたわせていただいているわけでございます。
○園田(博)委員 政策金融については、二つの機
関が民営化されます。だから、この二つの機関が

民間会社として立派にやつていいけるだけのビジネスモデルの設計と、それから、それだけの猶予期間がございますから、この中においては我々もいろいろな意見を申し上げますが、ぜひ、自立てておきたいと思います。

大事なのは、やはり中小企業に対する、これは

幾ごと御意見ございました、確かにおこしやるとおりでございまして、そうかといって、政策金融から後退するという意味じゃないんです、これは余計なことをする機関があるから、それは省融本来の目的は十分に果たせるよう、特に中小企業に対する、民間の金融機関では対応できない分野での中小関係への金融に対しても、以前よりもさらに細かい配慮を持つて金融面で対応はして

いかなければならない」ということも、あえて加えて申し上げておきたいというふうに思つております

す。

さて、今度のこの委員会で野党からの御質問で非常に数が多くたのは、天下りの問題と、それに関連して各省庁が発注する事業が随意契約が多い。しかも、随意契約について競争の原理が全く生かされていないのではないか、こういう御指摘がありまことに。このように、我々は文部省に尋ね

があれしましてこれがために我々は政府にお願いをして、過去五年間ぐらいにわたる各省府の随意契約を中心とした各事業の発注内容、発注結果の膨大な量の資料を出していただきました。それに伴つて数多くの質問がございました。

私は、こういう指摘をするというのは、やはり大事なことだと思います。特に野党の方々の役割について、改めてお話をうかがいたいと思います。

書として、政府がやっていることをたたずと/or 意味で、具体的にそういうものを指摘して改善を志向させるということは極めて大事なことであります。ただ、余りにも多過ぎるなど私は思つたんです。
それはそれとして、政府としては、今までどうであったかということも検証しなきやなりません

が、あの資料は政府としても一つ一つ検証していい。ただいて、一番大事なのはどう改善するかなんですね。どう早く改善していくかということが大事なことあります。そんなことが国会だけではなく、新聞報道などいろいろ報道されると、国民の側から見れば、我々の血税が無駄に使われているんじゃないかと思うのは当然のことでありまして、そのことによつて行政改革が全部できるとは

思ひませんか、一つ一つを丹念に点検をし直して、いくということは極めて大事なことだと思うんで、すね。

これは、ぜひ総理から、そういう考え方について政府としてはどうお考えになつてているのか、お答えをいただきたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 私は、野党の提案についても、いいところは取り入れていきたいという方針のもとに今まで答弁し、もし指摘されるような

も、いいところは取り入れていきたいという方針のもとに今まで答弁し、もし指摘されるような

御批判があるのだったらば、その批判にこたえて改善していく努力をしていこうという考え方で、いつもこの答弁席に立っているつもりでございま
す。

今、園田議員が言わされたように、野党の御批判の中にも、もつともだと言われる点もございました。例を挙げれば随意契約の問題、あるいは天下りの問題、こういう点につきましては、原則一般競争入札でありますし、建築費のことを考えますと、費用の削減ということを考えても、随意契約である必要がないものは競争入札が当然ではないかということもありますので、批判は批判として、今後どのような改善ができるか、真剣に検討していくべき課題であると思っております。

（國田：中止を願ひ、せてもお原へし大いと見します。）
総理にもう一つお聞きしたいことがあります。そこで、総理はこの五年間で、確かに、いろいろな改革を志して、一つ一つ実現をしてこられました。
ただ、私は、改革が、日本の仕組みを変えるという意味で、ちよつと足りないかなと思つていて、これが一つあります。それは、地方分権なんです。こ

れも、三位一体改革を通じてそういう意向をされましたし、幾つかの結果は出ておりますが、日本の方のルールを変えるといふところまではなかなかいっていないと思うんですね。

実は、民主党さんから今度提案がございまして、国家公務員を三年間で二〇%、さらに顕著な

改革をやるんだという提示をしておられます。理由を聞くと、それは地方分権によってできるんだということをおっしゃいまして、理屈からいうと、私も、確かにそういう志向というのは考えるべきなのかなという気はするんです。

ただ、実行する側からしてみれば、三年間で二〇%なんて、それは不可能ですよ。地方分権といふのは、仕事をどれくらいの地方に渡すのか、残す中央省庁の仕事、中央政府の仕事とは何なのか、まずこれから決めていかなきやならぬ。当然、仕事を持たずんですから、財源も渡さなきやならぬ。それは、税制の議論をするだけでも、今の税

の体系を全部組みかえなきやならないわけですか
ら、これは大変な議論とそれを移すための期間は
相当な年数がかかります。ましてや、それに伴つ
て人員を異動させるなどということが、残念ながら
三年や五年でできるはずがない。できるのはが
ないし、そんな短時間にやつたら、失敗すること
は間違いないんです。

源、これは、しばらく時間を見て、点検して、まだできることがある、まだ足りないところがあるということを見て、さらに地方にできることは本当にやだねいく、そういう方向で今回一つの結論を出したたということありますので、私はこれ

変えたわけであります。目指すところは基本的に
は一緒にあります。誤解されない、
また、わかりやすくするために名称を変えたとい
うことで御理解をいただきたい、このように思つ
わけでございます。

私どもが目指す政府は、無駄を省き、民間ができるることは民間に、また、地方ができるることは地方に

になるかもしれません。いろいろな議論をしながら大きな取り組みをしていくというのが、今、地方再生に向けては、こういう仕組みの問題というのは重大な関係があると思うんですね。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、法案の名称について、私は、関心がありますのでお聞きしたいと思いますが、小さな政府を実現する、今までずっととそう言ってこられましたが、今度の法案では「簡素で効率的な政府を実現する」というふうになりました。わかりやすくなしたんだという答弁をお聞きしたことがあります。ですが、私は、意味も若干あるんではなかろうかなと思っています。

私は、従来からの小さな政府論、もちろんそ

方に、そして、その中で大幅な役割の縮減、政府を小さく、ある意味では機能的な政府をつくつていくわけですが、その中の無駄をしっかりと省いて縮減をしていくことにおいては、まさに、小さな、そして簡素で効率的な政府であるわけですが、しかしそもそもは、この質疑の冒頭に先生がおっしゃったように、大切な社会保障制度を守つていくためにも無駄遣いを一切省いていかなければいけない、民間がやるべきところを政府がやっているのであれば、それは民間にやつていただかなければならない、こういうことではないか、このように思うわけであります。

だと思つておりますが、小さな政府という言葉の定義が、必ずしも今志向していることと、正確なのかどうかということについてはちょっと疑問を持つております。例えば、社会保障制度をこれから堅持していくといふ一言をとっても、これは厳密に言うと小さな政府ではないなど。今よりも、より小さな政府を目指すんだなどいう意味ではわかるけれども、究極的な小さな政府ということではないなという気がしております。

その辺のことと、今回の「簡素で効率的な政府」という法案の名称にしたことが関係があるのかなあとのふうに思つております。

制度そのものを、例えば公的な保険制度を民間の保険にかえていくという意味も含まれているのではないか、給付と負担をそれぞれ両方とも外に出していく、公的なものから外に出していくという方向を目指しているのではないだろうかという、そういう誤解を避けるためにも、簡素で効率的な政府、まさにこれは無駄遣いを一切なくしていくなければいけない、思い切った見直しをしていく。そういう中で、今までの非効率があれば、そういう非効率を大幅に縮減していく、こういうことではないか、このように思うわけであります。

いのか、一度官房長官がこのことに対する答弁されましたが、改めてお答えをいただければと思つておきまつ。

制度そのものを、例えば公的な保険制度を民間の保険にかえていくという意味も含まれているのではないか。給付と負担をそれぞれ両方とも外に出していく、公的なものから外に出していくといふ方向を目指しているのではないだろうかという、そういう誤解を避けるためにも、簡素で効率的な政府、まさにこれは無駄遣いを一切なくしていくしかなければいけない、思い切った見直しをしていく。そういう中で、今までの非効率があれば、そういう非効率を大幅に縮減していく、こういうことではないか、このように思うわけであります。我々が目指すところは、社会保障制度、我々のまさに安心の仕組みを、サーフティーネット

○安倍国務大臣 お答えをいたします。
当初は、小さくて効率的な政府、こういう表現を使つておりましたが、この法案を提出するに当たりまして、簡素で効率的な政府という呼び方にあります。

制度そのものを、例えば公的な保険制度を民間の保険にかえていくという意味も含まれているのではないか、給付と負担をそれぞれ両方とも外に出していく、公的なものから外出していくという方向を目指しているのではないだろうかという、そういう誤解を避けるためにも、簡素で効率的な政府、まさにこれは無駄遣いを一切なくしていくなければならない、思い切った見直しをしています。そういう中で、今までの非効率があれば、そういう非効率を大幅に縮減していく、こういうことではないか、このように思うわけであります。我々が目指すところは、社会保障制度、この我々のまさに安心の仕組みを、セーフティーネットそのものを小さくしていくということではない、このことは申し上げておきたいと思います。

○園田(博)委員 終わります。ありがとうございました。

○伊吹委員長 以上をもちまして園田君の質疑は

と、例えば、フォーチュン上位五百社のうち、四百九十四社をたった五社の監査法人が見ておりました。グローバルもここまで来ました。たった五社がグローバル企業で頑張っています。債券市場、国債を売り買っているところの格付会社というのはたつた四社で、日本がまだとかアメリカがスリーアだとかいうことで、国の資金調達能力まで左右するようになりました。パソコンソフト会社は、たつた一社で世界シェアを占めています。

そんなことを考えたときに、いわばやりようによつて、土地とまるつきり関係ない、何がどう関係あるのか、何がどう我々を救つたり捨てたりすることになるのかなど、これは土地ではなくて、資源でもなく、資本であり、情報であり、労働力だという、移動可能なもののが逆に大きくもうかる要素になつていてるんだということを考えさせられるわけでございます。

例えば金融の方が一番もうかるというわけでございますが、一九八〇年代、為替市場といふのは〇・六兆ドルの市場規模でございました。それが十年たつたら、一九九〇年には一・二兆ドル、二〇〇〇年には二兆ドル、もう瞬く間に四倍、五倍にすぐなつてしまつわけでございます。

そんなことを考えましたときに、我々はもはやヘッジファンドや金融市场においてもう一国では抗うことができないというような感ずらするわけでございます。逆に言えばシンガポール、香港、イスラム、小さな国、小さな町ですけれども、資源も何にもないけれども勝ち組になつております。これを目指すといつて、インドのバンガロール地区とかアイルランドのダブリンというのは、教育によってグローバル企業の人的資源にならうと戦略を立てております。

このことを考えたときに、私は、三位一体と市町村合併で本当に悩み苦しんでるという姿の地方に、むしろあなた方がやれるんだ、我々日本人はもつとできるんだ、そういうメッセージを送つてもいいたいなと思つてているわけでございます。二階大臣、いかがでしょうか。

○二階国務大臣 議員お説のとおり、グローバル重要な柱の一つとする新経済成長戦略の最終の取りまとめに入つております。私は、この中で、それぞれの地域、やる気のある地域がこれから活性化していくために、例えば観光業などを通じて新しいはまた地域産業の国際競争力の強化という点からいかに対応するか、海外からの投資を通じて新たな技術、ノウハウ等の受け入れを積極的に進めたいと考へております。これは小泉総理もたびたび国会でも御答弁されておられますように、対日投資というふうなことに對して何も怖がる必要はないんだ、この国がしっかりと対応して、対日投資を受け入れて、それによってさらに発展をしていく方向を考えるべきだという御指摘だらうと思つております。

そして、地方産業でありますから、これは御承知の一村一品運動ということによつて大分から発したことが今海外にも展開しつつありますが、今度は逆に、我が國の一村一品が国際展開できるようになります。いわゆる主務大臣の認可という、公共とか公益というものは、主務大臣の認可によつて公益法三十四条の、本当に百年來なかつたことをやる。いわゆる主務大臣の認可という、公共とか公益との民間有識者による第三者機関でもつてそれをきつと認めてつくつていく。これは本当に、そこには哲学的な考え方の転換があるといふうに私は思つております。

そうした意味で、このたびのいろいろな関連法案がござりますが、さらに各項目を見てみますと、やはりそこに流れておるのは、平素より総理がおつしやつております、官から民へという強い総理の御意思が表明されているのではないかといふうに思つておりますが、これまでのことを振り返りながらその点について総理の御所感をお聞かせいただきたいと思います。

○増原委員 自由民主党の増原でございます。本日、こうして、総理を初め各閣僚の皆様に御質問できることを非常に光栄に思つております。ちょうど総理が小泉内閣をつくられた当時、五年ほども申し上げましたが、総論賛成、各論反対、ほかのところを削減するのはいいけれども自分に関係するところはやめてくれ、人員にしてもあるいは機関にしてもそうですね。その典型が一つは郵政民営化だったわけです。ほかの役所の公務員

て、本日、規制改革から公益法人、サービス化法、いろいろ並んだ一連の行革関連法案の事項について、ずっとと党の本部の方でいろいろ議論をしてまいりました。そういう意味で、よくぞここまで來たなというのを、私も率直な気持ちとして持つております。

いわゆる特別会計の問題にしましても、あるいは資産の問題もありますけれども、いわゆる政策金融につきましても、本当に大きく時代が今変わりつつある、そういうことをひしひと感じております。特に、サービス化法、公務員の次第であります。特に、サービス化法、公務員と競わせて、そして民の方でできるものは民間でということであります。これもまさに全く新しい発想であるといふうに思つておりますし、さらには、公益法人の改革でございますが、これは民間と競わせて、そして民の方でできるものは民間であります。これもまさに全く新しい発想であるといふうに思つておりますし、さういふうなことをひしひと感じております。

いわゆる主務大臣の認可という、公共とか公益のところによると、与党もあなた、反対しているのを総理はどうしてやるんだ。日本は民主主義の民衆の意識というものを尊重するのと、外國だから政権をこれまで長く担当してきたんだ、国民全体、多数が支持すれば必ず変わる、結果的にそうなつたんです。

こういう一部の利益を守るために全体の重要な問題をおろそかにするというのは、これはだめだということを前回の総選挙で与党の議員は感じてくれた。だから今回も、それまでは政府系金融機関、全部必要だと。数年前に、この政府系金融機関も各省別に、財務省、経産省、農林省、総務省、一つ一つ政府系の金融機関を持っていて、果たして行政改革、あるいは必要性をよく点検したらどうかといったときも、最初は、これは全部必要なことだら一指も触れさせないと与党が言つたんですよ。政府の必要な役割はあるじゃないかと。しかし、民営化が通つた後は、やはり各役所が政府系金融機関を持つ必要はないな、統合が必要だということで、自民党も賛成して今回の法案、方針が出ている。

こういうことから見ますと、各論反対も、この各論反対が本当に全体のために役立つてゐるんだろうか、いいことだらうかということをよく見直す契機になつた、今回のこの行政改革法案は。一部の利益が全体の利益に波及するなら結構だ、しかし、一部の利益、既得権を守ることが全体の利益を阻害しているといふうのだつたらば、これは見直していかなきやならないといふうの点で、意識を大

きく変えたなと思つております。

○増原委員 私も、かつて太蔵省に勤務しておつたものですから、各省庁のいろいろな抵抗といふであります。そういう意味も込めて、よくそこまで来たなという感を持つておるわけでございますが、そうした中で、気になるところが一、二ございまるものですから、中馬担当大臣からお聞きしたいと思います。

今総理も触れられました政策金融改革のところでありますけれども、いつまでも大きなそういうものをやつておりますと、いわゆる民間の地域金融機関、地銀とか信金とかいうところ、これは、リスクの低いものは公的な分野に行ってくれ、リラックスの低いものだけを自分たちがやるんだというふうな、いわゆるリスクに対するモラルハザード、こういったものを持こしかねないわけでありますから、これを着実に縮減していくということは、もうあるべき姿であろうというふうに私は思つております。ただ、問題は、確かに大手の銀行なんかになつてきますと、今期、相当な収益、利益を上げられるようですが、いわゆる地域金融機関に至りましては、昨年でしたか一年前に、金融庁の方で、問題細かな通達のようなものを出されました。まだ足腰は十分強くなつていないと、いうところがあります。そうした中で、これを徐々に移していく。まだ二年先ですからすぐと、いうわけではありませんで多少時間はありますけれども、そういつたときに、いわゆる民間の中小金融機関がそれをカバーできないということがあります。たのでは、いわゆる商工ローンと言われているところに中小企業の方々が行かざるを得ないといつたような懸念も出てくるわけあります。

○中馬国務大臣 今回の法案におきましては、第

四条第一号におきまして、新政策金融機関の担う

機能、今御心配の中小企業や一般の零細企業でござりますか、そこに対することでござります。國民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能が明記されておりまして、これま

で中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業者、農林水産業者の資金調達を支援する機能、

これは新政策金融機関がしつかりとこれに残していくことにしております。

また、本法案四条四号におきまして、内外の金融秩序の混乱または大規模な災害等による被害に

対処するため、新政策金融機関を中心とした危機対応体制を整備すること、これも規定をされております。

このように、本法案におきましては、中小零細企業者、農林水産業者の円滑な資金調達に配慮がなされておりますが、さらに、適切な窓口設置や専門職員の育成、配置等につきましても、今後の詳細な制度設計と、それを踏まえた制度の企画立案において検討していきます。

○増原委員 もう一点でございますが、これは中馬担当大臣がよろしいのか財務大臣がよろしいのかよくわかりませんけれども、国の資産、債務を圧縮していく、特に資産をGDP比で半減すると

いうのはかつての規模の半減にしているわけです。ますけれども、そうすると、既に財政融資とかもよくわからなくなつてしまつたというふうに思つております。

それで、そこから先にもう一つ課題があるわけ

でございまして、今後、国の資産、債務の規模をGDP比で見た場合に半分程度に圧縮していくことになりますと、それをどうやって達成していくかという課題があるわけでござります。

そこで、その一番の大宗は、私は、今、増原委員がおつしやいましたように、財投規模をまず圧縮していく努力、今までやつてまいりました。最盛期は四十兆ぐらい一年間にやつておりましたのを、現在は十五兆台でござりますから四割を切つていて。それから、残高にしましても最盛期から三割は圧縮してきておりまして、今後、やはりよく精査をしていく。これは、財投機関の改革、公

ら、証券化するといった場合には、民間の金融機関が持つている国債を売つてその証券を買うためには、国債よりもより有利なものでないと買わなければなりません。

どういう形でこれを証券化していこうとされているのか、ちょっとその点につきましてお尋ねしたいと思います。

○谷垣国務大臣 今の論点でございますが、世上、この点は、増原委員はもうそこをよく区別して議論しておられるわけですが、いろいろな誤解

がありまして、私どもは、いろいろの国債・資産改革で十一・五兆程度、財政に貢献させていくこ

う。一方、百兆を超える圧縮ができるじゃないか

という議論があつて、全然数字が違うじゃないか

という議論があるわけですが、何を目指して議論

しているのかということを、まず頭をよく整理する必要があると思います。

私どもが十一・五兆と申し上げているのは、国

の債務、資産をよく点検して、そして、例えば、

売却ができるというようなことによって国の財政再建に役立ち得る、国債を消却することに使え

る、そういうものを今後十一・五兆出していこ

う、こういうことで言つているわけでございま

す。

それで、そこから先にもう一つ課題があるわけ

でございまして、今後、国の資産、債務の規模をGDP比で見た場合に半分程度に圧縮していくことになりますと、それをどうやって達成していくかという課題があるわけでござります。

そこで、その一番の大宗は、私は、今、増原委員がおつしやいましたように、財投規模をまず圧縮していく努力、今までやつてまいりました。最

盛期は四十兆ぐらい一年間にやつておりましたのを、現在は十五兆台でござりますから四割を切つていて。それから、残高にしましても最盛期から三割は圧縮してきておりまして、今後、やはりよく精査をしていく。これは、財投機関の改革、公

益法人の改革、政府系金融機関の改革等々と平仄を合わせて財投改革を行つていくことによつて圧

縮していくといふことが一番私は問題の基本だろ

うと思います。

その上で、今残つております、大宗であります財投の債権を証券化する手法が使えないか。ここ

は、今委員がおつしやいましたように非常に悩ましい問題がございまして、一番安い資金調達の手

段を行つてやつているけれども、これを証券化し

て民間に売り払つていくとなると、その信用力の

差による金利の差というものはどうしても負担し

ていかなきやいけない。これは、財投、今言う証券、例えば百兆やろうとする、数兆規模でやは

りその差が出てくるのではないか。それからコス

トもございます。財政再建をしようとしていると

きに、やつてみて損をしてしまつたということ

は元も子もない。

それからもう一つある問題は、財投は政策的な目的のためにそういう貸し付け等をやつているわ

けです。ですから、きちんと政策目的に合わせて

運用してくださるというコントロールの手段が必

要でございまして、それは恐らくいろいろな金融

技術との関係もよく検討しなければならないので

すが、証券化した結果、それができなくなつてしまつて困る。そのあたりの技

術的可能性をよくよく詰めないといけません。今

私どもも、そのことをよく頭を柔軟にして検討し

ますが、証券化した結果、それができなくなつてしまつて困る。そのあたりの技

識者会議をつくつていただきやつていただいておりますが、さらにつこを改組して、國有地等々の有効利用、特に民間の手法を活用した手法を検討していただけておりますので、そういう中で、霞が関の官衙地域は都市計画の中、景観等々でも非常に重要なところでございますから、そしてまた、伊藤滋先生はそういう都市計画の大家でもいらっしゃいますので、そういうあたりも含めて十分検討いただいて、よいものにしていきたいと思つております。

○石井(啓)委員 これはぜひ、総理のリーダーシップでお願いをいたしたいと思います。それから、民主党案について総理にちよつとお伺いしたいと思うんです。

昨日もこの委員会で民主党さんの案について審議をさせていただいたところなのでありますけれども、例えば公務員の給人件費改革につきましては、政府案では農林統計とか食糧管理とか北海道開発局など具体的な分野を挙げて減量の検討を規定しております。民主党さんは自衛官は対象としているのかどうかよくどうなつてているかといいますと、行政刷新会議というのを設けて、そこが作成する行政刷新計画に全部ゆだねられておりまして、この法案の中にはどういうところで改革するかというのがわからぬいうふうに思つて、私は具体性に欠けているというふうに思つております。民主党さんは政府案をプログラム法にすぎないということで随分御批判されましたけれども、私は批判する資格はないんじゃないかなと

いうふうに思いました。また、政府の給人件費改革、五年で5%の定員の純減、これは大変な苦労をしながらこれから計画をまとめていかなければいけないんですけども、民主党さんの方では、三年で二割給人件費を削減するという目安を示されているんですね。これは地方分権でおやりになるということありますけれども、これもなかなか実現は難しいんじゃないかというふうに思つております。

民主党案に対する総理の御感想をお伺いしたい

○小泉内閣総理大臣 方針としては、民主党も対案を出されたということは、これは私は悪いことではないと思つております。

しかしながら、方針は方針として、この政府案の質疑のときにも、政府案で五年間で5%の公務員の純減ということについて、民主党の議員から伺いしたいと思うんです。

○石井(啓)委員 これはぜひ、総理のリーダーシップでお願いをいたしたいと思います。それから、民主党案について総理にちよつとお伺いしたいと思うんです。

政府案は自衛官も削減の対象としておりますが、民主党では自衛官は対象としていないというふうな点も含めて、今後、民主党が対案を出されたんでしょうか、この説明の中で、また質疑の中で、民主党は具体的にどこをどのように削減していくかということを出されることを期待しております。

○石井(啓)委員 それでは、残る時間は市場化テスト法案についてお伺いしたいと思います。これも今回初めての試みで出された法案であります。ですが、今あるいは地方自治体が担つてている公共サービスについて、民間の方の提案で、いいといつて、御意見をいただいて、そういった意見等を伺つて、官と民とでお互いに競争入札をしてどちらがやるか決めようとあります。あるいは、いつそのこ

と、もう官がやらずに民間だけにやつてもらおう、民間競争入札。あるいは、この際もう公共サービスとしてはやる必要がない、廃止する。この四つの分野に仕分けをするわけですね。

この仕分けの基準がどういうふうになされるのか。特に、官で引き続きやるという分野についての基準と、どういうふうにお考えなのか。これは中馬大臣からお伺いしたいと思います。

○中馬国務大臣 今委員がおつしやつたとおりでござりますが、この仕分けをするのは、監理委員会と申しますが、民間からの方が選出されまして、これは内閣総理大臣の方も関与しておりますが、ともかく、その方々に判断していただくことがあります。

そういうことで、切り分けた、もう必要がなくなつた仕事であつたり、あるいは民間に任せた方がサービスもよくなる、効率もよくなるといったようなこと、そうしたことを御判断いただきまして、民間からの提言だけではなくて官の方からでも結構でござります、そういう形で提言されたものを、関係省庁、これも大事でござりますから関係省庁の協議や、その監理委員会での審議を経て、閣議決定によって行われる仕組みとなつております。

○石井(啓)委員 閣議決定で行われるということですけれども、恐らくそれは具体的な個別の案件に応じて検討していくことかと思います。ここは今後実施していくに当たつておいおい明らかになつてくると思いますけれども、どういう考え方で仕分けをしていくのか、これが非常に重要なになってまいりますので、今後、こういつた点をより詳細に詰めていただくようにお願いいたしました。

本法案では、規定する手続に従つて、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現していくため、適切な対象業務を選定していくように努めてまいりたいと思っております。

○石井(啓)委員 私ども公明党は、かねてより事業仕分けということを相当提言しておりまして、この市場化テスト法案の中でも、あるいは行革推進法案の中でも盛り込まれておるんですけども、やはり今後、国なり地方自治体が行つてゐる公共サービス全般についてきちんと不斷の見直しをしていくということを制度化していくためにも、私は、事業仕分けということをきちんとルール化していくことが必要だということを、これは意見として申し上げておきたいと思います。

今申し上げましたように、民間から意見等をもつては、その分野を引き続き国や自治体でやつた方がいいといつてもののなかどうか。あるいは、意見をもつては、その分野を引き続き国がやるのかどうか、あるいは、いつそのこと民間に任せた方がいいのかどうかという検討が行われることになるわけですが、民間から意見をもらわなかつた

一定の契約期間、三年とか四年の契約期間がありますから、その契約期間が終わりますと、再度、だれが実施をするかということで入札等が行われることになるわけですが、その時点で再び官の側が入札に参加するのかどうか、これを確認したいと思います。

といいますのは、公共サービスで民間の方が落札をいたしますと、その分野で働いていた公務員というのは他の分野に配置がえ等が行われることになるわけですね。したがって、実施期間が終わつて再入札というときに、では官側がもう一度入札に応じるかというと、そのときはもう既にその分野で働いていた人は他の分野で働いているわけですから、官の側がこの再入札に応じるというのには、私は事実上非常に難しいんではないかなとうふうに思つておるんです。官民競争入札で官側が再入札するということを想定されているのかどうか、そのとき、その困難性というものどういうふうに克服されていくのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○山口副大臣 官民競争入札の対象となる公共サービスについては、その実施期間の終了に、先ほど言つた三年から五年でありますけれども、対象業務の全般にわたる評価を行い、見直しを行うこととしております。この見直しにおきまして、再度官民競争入札を実施するのか、民間競争入札を実施するのか、これは個別具体的な判断をするものであります。

その際に、御指摘のように実施期間終了後に官は入札せず民間競争入札を実施するケースもありますし、他方、官側が他の部門の業務の合理化、効率化等により人員を確保し、実施期間終了後に官が再び入札に参加する余地を残すことが適當な事例もあると考えております。具体的には、例えば民間事業者の独占等のゆえに業務の質の確保やコストの削減が実現できないと想定される場合などは、こうしたケースに該当されると考えられております。

いずれにしても、対象公共サービスの見直しに

際しましては、本法案に規定された手続を経て適切に検討していきたいと思つております。

○石井啓(委員) 時間が参りましたので、以上で終わります。

ありがとうございました。

○伊吹委員長 石井君の質疑はこれにて終了いたしました。

次に、北橋健治君。

○北橋委員 民主党の北橋健治でございます。

委員会はきょうで十一日目、質疑時間は六十時間を超えてまいりました。昨日は民主党の対案に対する質疑も行わされました。これから国民の皆様方に、大島理事と手分けをいたしまして、民主党対案の本旨につきまして御説明をいただき、そしてまた、それに対する総理初め関係閣僚の御所見を承つてまいりたいと思っております。

私は、この質疑を通じまして、国民の皆様方は改めて行革に注目をされていると思います。それは、最も期待されるのは、やはり税金の無駄遣いはきつぱりとやめてもらいたい、それが一番国民の期待する行革ではないかと思うのです。最近では、医療費や介護保険料やあるいは障害者の負担が上がる、税金も何もかも上がっていく、そして架空とも言えるようなこの水需要に基づくダム建設を全国各地においてもいまだ行つております。

このようないくつかの問題が次々と明るみに出まして、納税者の怒りは頂点に達しております。その納税者の負託にこたえて、この行革を通じて我々はいかにしてこの血税の無駄を排除し切るか、これが行革の論議に求められている重要な諸点であると私は認識をいたしております。

その観點から、まず民主党の提出者にお伺いしますが、政府の提案に対しても幾つかの提案を各論に盛り込まれました。具体的なプログラムであります。その本旨は、昨日の提案理由説明にありましたように、国は地方を信ずる、地方分権を徹底するときに必ずや国の新しい地平線が開けてくるという確信だったと思います。そしてもう一つ、政府への信頼という言葉を強調されました。重ねまして、この委員会におきまして、その

のポイントにつきまして御説明をまず承りたいと思います。

○馬淵議員 お答えをいたします。

私ども民主党の提出案、ポイントは二つござい

ます。

一点は、まず、現在の政府の事業、政府の行つ

ている仕事、これの丸洗いです。

今、政府は大変多くの仕事を抱えているわけ

ありますが、これらの必要性に對しては大変疑問

が持たれる部分が多くございます。例えば、政府が地主から農地を買い上げて、そして自作農創設のためにそれを販売するという、こうした農地解放、これを二十一世紀の今日においても今も特別会計で行つてある。また、高度成長期、人口が増大をしていく中での水需要、これを想定して、そして架空とも言えるようなこの水需要に基づくダム建設を全国各地においてもいまだ行つております。

また、もう一点、これも重要なポイントでござ

りますが、この委員会の中でもたびたびその審議

の中で明らかになつてしまつた天下りあるいは官製談合、こうしたものに對して、徹底的に抑

制を図る厳しい措置を盛り込んでおります。こう

したことを行つていく中で、我々は、信頼できる

政府、これをこそこの天下りや官製談合の抑制、

厳しい措置ということをもつて現実のものとして

いくということを私どもの法案の中に盛り込んでおり

ます。

また、我々がこうした政府の事業の見直しを因

る上では、徹底的な国と地方の役割分担、これを

明確にしていく。これによりまして、例えば、國

と地方が同様の事業を同時に行つという一重の業

務、あるいは地方が行おうとすることに対しして

一々国が口を出すといった非効率な事業、こうし

たものの見直しを図つてまいります。我々が訴え

ているのは、住民の方を向いて、そして判断でき

る環境を整えるということになります。

こうした我々の考え方のその原点に流れるものは、根底に流れるものは、補完性の原理と呼ばれるものでございます。この補完性の原理というこの言葉 자체は、例えば、地方において、地域において、自治体における課題はその自治体においては

市町村、そしてその市町村が十分に解決できないことについては都道府県なり、そして都道府県なりが解決できない課題並びに国が本来担うべき外交や通貨の問題といったものは国が行うという形で、その解決すべき課題は身近なところで解決していくという、この補完性の原理を徹底的に我々の案の中の根底に理念として盛り込んでおります。

○馬淵議員 お答えをいたしました。

私ども民主党の提出案、ポイントは二つござい

ます。

一点は、まず、現在の政府の事業、政府の行つ

ている仕事、これの丸洗いです。

今、政府は大変多くの仕事を抱えているわけ

ありますが、これらの必要性に對しては大変疑問

が持たれる部分が多くございます。例えば、政府

が地主から農地を買い上げて、そして自作農創設

のためにそれを販売するという、こうした農地

解放、これを二十一世紀の今日においても今も特

別会計で行つてある。また、高度成長期、人口が

増大をしていく中での水需要、これを想定して、

そして架空とも言えるようなこの水需要に基づく

ダム建設を全国各地においてもいまだ行つております。

私は、もう一点、これも重要なポイントでござ

りますが、この委員会の中でもたびたびその審議

の中で明らかになつてしまつた天下りあるいは

官製談合、こうしたものに對して、徹底的に抑

制を図る厳しい措置を盛り込んでおります。こう

したことを行つていく中で、我々は、信頼できる

政府、これをこそこの天下りや官製談合の抑制、

厳しい措置ということをもつて現実のものとして

いくということを私どもの法案の中に盛り込んでおり

ます。

また、我々がこうした政府の事業の見直しを因

る上では、徹底的な国と地方の役割分担、これを

明確にしていく。これによりまして、例えば、國

と地方が同様の事業を同時に行つという一重の業

務、あるいは地方が行おうとすることに対しして

一々国が口を出すといった非効率な事業、こうし

たものの見直しを図つてまいります。我々が訴え

ているのは、住民の方を向いて、そして判断でき

る環境を整えるということになります。

こうした我々の考え方のその原点に流れるものは、根底に流れるものは、補完性の原理と呼ばれるものでございます。この補完性の原理というこの言葉 자체は、例えば、地方において、地域において、自治体における課題はその自治体においては

ま、先ほどの与党質問におきまして、民主党の総
人件費二割削減について、根拠なき、いろいろな
誤解といいますか偏見に満ちた言葉がありまし
た。それについて、民主党の枝野さんの方から一
言、これについての御見解をいただきたいと私は
思います。

そんなところでリストラをやり切ったところはありません。五割だと七割だと、この国際競争の厳しい中で、あの金融不安の中で、命がけのリストラをやって耐えているところであります。私は、総理に対し不満なのは、三年で二割ができるかできないかではなくて、それぐらいやろう、おれも考えてみる。それぐらいの決意を国民は期待しているのであります。

そして、このたび道州制について總理に答申をさせさせていただきました。國と地方出先機關、國の役人の三分の二は地方におります。それが地方とダメづつしているんです。そういうことも含めて、道州制を導入すれば全く國家公務員の定員は変わるものでありますて、要するに、民主党的提案に対するもつと前向きにとらえてほしい。5%でなくして二割ならば、できるならやつてみようじゃないか、話し合おうじやないか、それぐらいの決意をしてほしかったのです。

○枝野議員 先ほどの石井議員の質問の中では、
我が党が五%だってできないのにというお話をございました。

確かに、現行のこの政府の案に基づいて定数を削減していく、あるいは人件費を抑制していくことなどを考えたときには、あくまでも現行の行政システムを前提として、その中でどこを削れば、どこを削れば、こういう議論をしておられ

しかし、今、馬淵議員から説明させていただきましたように、私どもは、根本的に行政のあり

方、特に国と地方の仕事の役割分担を変えよう、そして、私どもの法案では明確に、国がやるべきことは皇室、外交、防衛、通貨等の国家の根幹にかかわる業務、そして地方ではどうしてもできないということで、地方からこれは国がやってくださいと言われた業務だけを国が行う、残りはできるだけ身近な地方でやつてくださいということ、国のやるべきことを逆に初めに固めてしまつて、決めてしまつて、それ以外は都道府県あるいは市町村あるいは民間のセクターでやつてください。こういうことで考えますと、現行の八割の人員すら実は要らないのではないかというぐらいの仕事の規模になると思つています。

もちろん、それを一気に、例えば身分を変える、人を減らすということは決して簡単なことではありませんが、しかし、そうやって役割分担を明確にすれば、例えば、それぞれの行政について意欲を持つて、熱意を持つてなされている皆さんは、これがもう国の仕事でないならば、その仕事を中心にやる県で仕事をしたいとか、あるいは民間で仕事をしたいとか、みずから出てくる方もたくさんあると思います。

したがつて、こうした抜本的な改革をすることによって、国家公務員の総人件費を抑制するということは、十分に意欲があれば可能であると判断しております。

○伊吹委員長 北橋君、総理の答弁について引用がありましたから、国民が見ておられますから、総理の簡単なコメントをいただきます。

○小泉内閣総理大臣 三年間で二〇%。五年間で五%，これは難しいという批判を私は受けたものですから、それよりもっと大きな、三年間で二〇%削減する、私は別に趣旨について批判しているわけじやありません。では、どこを削減しているんですかという、どの役所のどの数と言つていただければ検討しますよと申し上げているわけあります。

五年間で五%でも、毎年約六千八百人の公務員を減らさなきやならない。これでもきつ過ぎるん

じやないか、配置転換できないんじゃないじゃないかといふ御批判を野党の皆さんからも浴びたから、そうすると、民主党の三年間で二〇%、人件費ですかしら、全然定員に手を入れないということはないですかしよう。人件費だったら、どこの人件費を減らすのか。三年間で二〇%ですから、人員に直すと、これは一年間で約四万五、六千人ですよ。どの役所の公務員を減らしたらいいんですかと、具体的に言つていただければ検討しますよということを申し上げているわけであります。

○北橋委員 私は、要するに、国は本当に地方を信するかどうかの違いだと思うんです。國も地方も一緒に定員管理をして、法律では「要請する」と言つていますけれども、要するに、地方を、これまで明治以来、補助金や許認可や情報や、いろいろなことで縛ってきたんです。その国の構造を根本的に変えなければ、官が民を縛り、國が地方を縛る、その鎖を解き放とうというのが民主党の本旨であります。

そういう意味で、地方分権、地方を信ずる、地域の住民の英知を信ずるという哲学に大転換をすれば、私は必ず三年二割は達成できると申し上げておきたいと思います。

続きまして、きょう私は、この質問を中心にしておきます。（発言する者あり）

○伊吹委員長 静粛にしてください。

○北橋委員 これは、御案内のとおり、随意契約に関する資料でございます。随意契約というのは、これは国民にはなかなかなじみが余りないかもしれませんので、この委員会におきまして、これだけの資料は、中央省庁における近年の随意契約の実態の調査の資料であります。まだ出ていない官庁もあります。

これは、民主党の議員が再三にわたり委員会で、国民の税金を大事にするために、随意契約の実態が余りにも放置されている、一つの官庁で九割以上も相みつもとつていてない、こんなことが許されるのかと、再三にわたる質疑によりまして、委員長に御裁定をいただきまして、委員会の資料

要求、実質国政調査権の発動という形で、業務繁忙の中を霞が関の皆さん方に協力して出していただいたものであります。

これは、国民が非常に大きな関心を持つておりますので、私は、地方公務員の問題をもつと議論してもいいんですけれども、まずこれをやらせていただきたいと思います。

まず、民主党の提出者にお伺いしたいと思います。

隨意契約、どこに問題点があると考えるのでしようか。そして、きのうやつと間に合わせるよう出てきた資料が大半でございますので、分析も大変だと思いますけれども、この隨意契約の驚くべき実態に対してもういう総括をされているか。まず、あわせてお伺いしたいと思います。

○武正議員 北橋委員にお答えをいたします。

この隨意契約、総理も先ほど来、隨意契約に、必要なれば競争入札だ、こういうことを言っておられます。

そもそも会計法では、一般競争入札が原則である、こううたつてているわけでござります。国民の皆様にも、隨意契約というのはちょっと難しい言葉だなど、うに思われると思うのですが、要是、競争にしないで、それこそ、ある一社あるいは一団体、そこともう契約を結ぶ。そのときに、競争にしていないので、その価格が適正な価格なのかどうか、この判断が、果たしてだれがするのか、適正なそうした価格になっているのか、これが大変疑わしく思われるのが隨意契約の一つ仕組みになっております。

そこで今、北橋委員から、それこそその机の上に積み上げている資料でござります、この資料は、もともとは、昨年十一月でございましたでしょうか、情報公開請求に基づいて、環境省、きょう環境大臣お見えでございましょうか、環境省に対して、五百万円以上の本省発注全契約に占める隨意契約の割合、これを情報公開請求したという事が事の発端でございます。

それにより、報道で、環境省全発注五百万円以

上、九三%が随意契約である、しかも、その二千七百件を超える件数すべてにわたって相見積りもをとつていてない、こういったことがわかったものですから、この間、委員会では、財務大臣、農水大臣、厚労大臣、それをお伺いをしますと、それぞれ随意契約の高い比率を述べられ、また、相みつは一切とつてない、こういう答えもありまして、それではとということで、全省庁同じように資料を求め、昨日出していたいたところでございます。

その分析をいたしますと、平成十六年度に限つてございますが、全省庁の中では、やはり平均八割、随意契約比率でございます。その八割のうち四割は公益法人、独立行政法人ということござります。既に民主党の要求に基づいて、千七十八法人、二千六百四人の天下りの団体、ここに六兆円のお金が流れている。こうしたお金と人の流れ、それに介在するのが実はこの随意契約ではないのかということでございます。

政府のさまざまな理由も出していただきましたが、この一社しか、この一団体しかできないんだ、こういった理由がずらすら並びます。本来随意契約は、やはりバリュー・フォームネーでありますので、本当にその団体そしてまた企業でなければできないのか、それをどうやって見きわめるのか、それがないまま随意契約が続いている、これが実態でございます。

○北橋委員 そこで、きのうの昼までに間に合わせよというは、伊吹委員長から特段の御配慮をいたして霞が関の方に要請をして成ったわけでございますが、これを集計するのは大変でございますが、事務当局の方からどういう報告を受けているかということです。国民が知りたがっていると思いますので、足し算することは一瞬のうちにできるわけでございます。

そこで、財務大臣にお伺いしておきたいと思ひますが、事務当局の方からどういう報告を受けて

いるかということです。国民が知りたがっているのは、これから審議の中で私もじっくりかけて分析いたしますが、まずは、各省庁において契約

件数が何件あって、そのうち隨契が何%だったのか。

件数そして金額ベースにおいてその数字は集計されて上がつてきているでしょうか。まずお伺

いしたいと思います。

○谷垣国務大臣 各府省の随意契約の資料につきましては、今議員お持ちのものがそれだと思いますが、きのう、十八日に行政改革事務局を通じて委員会にお出しをいたしました。

それで、これは、充実した審議のために早急な資料提出が必要だという御指示によりまして、短期間で可能な範囲で提出したものでございます。

そこで、全部は実はまだ集計ができておりません。

例えば、私の所管でございます財務省の例だけございます。そこで、全部は実はまだ集計ができておりません。

申し上げますと、平成十二年から平成十六年に本省で契約された五百万円以上の契約は千四百二十一件ございまして、総額は千六十九億円でございます。このうち随意契約は九百九十四件、九百七十

二億円となつております。特に、随意契約の割合は、件数で七〇・四%、金額で申しますと九〇・九%でございます。

確かに公共調達では、先ほどからの御議論によ

うに一般競争入札が原則でございますとして、随意契約については、透明性、効率性の観点から、積極的かつ厳正な見直しを行っていく必要があると考

えております。特に、随意契約の契約金額が大き

いあるいは契約件数が多い府省においては、

国民に対する説明責任を十全に果たせるよう努める必

要があると考えておりまして、現在緊急点検をし

ておりますので、その取りまとめ、六月を目途に

公表いたしますとともに、各省庁において随意契約見直し計画を策定する、こういうことで今作業

を進めております。

○北橋委員 各省庁も仕事が大変忙しい中を頑張つていただいたと勞をねぎらいたいんですけれども、やはり行革推進委員会というのは、税金が

本当に効率的に使われているかをきつちり立法府

でチェックしてくれという国民の負託があると思

います。

その中で、一つ一つ精査を私なりにもやつてみたわけでございますけれども、やはり極めて専門性が高いということは事実、そういう部分の調査研究ということを発注することも事実でございます。

また、調査研究でございますけれども、先ほど

も申し上げましたように、さまざま分野にわたる専門的な知識などなど、こういった形のも

すが、一方で、これまでそうしてきただからと

いうような安易な形での随意契約がないかどうか、これから官房長のもとにプロジェクトチームをつくりまして、そしてこれからの契約の透明性、効率性という観点から見直しをしていきたいたい、このように考えていくところでございます。

○北橋委員 もう一度お答えをいただきたいと思

いますが、納稅者に対する反省の言葉というの

ないんでしようか。

もう一つ。とにかく一生懸命やって、大臣みずから取り組んで、何とか減らしていくこうという

ことで半分という数字も出たのかと思いますが、

これは納稅者の目線から見ると、ゼロベースで見直す、基本的に随契をやらなんだと、どうしても得ておりますけれども、これはやはりきちんと六月までと、六月というのは国会は終わつてしまつてしまふ段階に当たつてきつちりしてほしい。そうじやありませんか。本来ならば、この衆議院を通じた意味では、改めて資料提出を急ぐよう求めています。

さきょうは、環境大臣にお越しをいたいでいる

と思います。このたび御健康になられまして、本

当に心からお喜びを申し上げたいと思います。そ

ういう中で気も引けるわけでございますけれども、大臣もこの間、公人として、やはりこれはきつちりとお答えをいただくことだと思います。

半分までこれから随契を減らしていくくという趣旨も含めて記者会見があつたと聞いておりますけれども、環境省についてもいろいろな随契ということが言されました。それに対して、環境大臣、率直なお言葉をいただきたいと思います。

○小池国務大臣 今回、環境省、最も小さな役所

ではございますけれども、随契の比率が最も高い

ということ、入院中ではございましたけれども、

そのニーズに改めて接したところでございます。

その中で、一つ一つ精査を私なりにもやつてみたわけでございますけれども、やはり極めて専門性が高いということは事実、そういう部分の調査研究ということを発注することも事実でございます。

また、調査研究でございますけれども、先ほど

も申し上げましたように、さまざま分野にわたる専門的な知識などなど、こういった形のも

すが、一方で、これまでそうしてきただからと

いうような安易な形での随意契約がないかどうか、これから官房長のもとにプロジェクトチームをつくりまして、そしてこれからの契約の透明性、効率性という観点から見直しをしていきたいたい、このように考えていくところでございます。

○北橋委員 もう一度お答えをいただきたいと思

いますが、納稅者に対する反省の言葉というの

ないんでしようか。

もう一つ。とにかく一生懸命やって、大臣みず

から取り組んで、何とか減らしていくこうとい

うこと

でございますけれども、これはやはりきちんと六

月までと、六月というのは国会は終わつてしまつてしまふ段階に当たつてきつちりしてほしい。そ

うじやありませんか。本来ならば、この衆議院を通じた意味では、改めて資料提出を急ぐよう求めておきたいと思います。

さきょうは、環境大臣にお越しをいたいでいる

と思います。このたび御健康になられまして、本

当に心からお喜びを申し上げたいと思います。そ

ういう中で気も引けるわけでございますけれども、大臣もこの間、公人として、やはりこれはきつちりとお答えをいただくことだと思います。

半分までこれから随契を減らしていくくという趣旨も含めて記者会見があつたと聞いておりますけれども、環境省についてもいろいろな随契ということが言されました。それに対して、環境大臣、率直なお言葉をいただきたいと思います。

○小池国務大臣 まさに、公共調達というのは一般競争入札が原則であるわけでございます。その意味で、これからプロジェクトチームにつきましても、このベースというふうについては一番肝心なポイントであるということについては一番肝心なボリュームでございますけれども、いかがでしょうか。

それから、本来は半分じゃなくてゼロベースで

きつちりと見直すという決意を大臣がお示しにならないと、これは霞が関の官僚集団も私はブレーキかかってくると思いますが、いかがでしょうか。

それから、本来は半分じゃなくてゼロベースで

きつちりと見直すという決意を大臣がお示しにならないと、これは霞が関の官僚集団も私はブレーキかかってくると思いますが、いかがでしょうか。

国民に対してどういう気持ちを持っていらっしゃるのか。

そういう意味で、納稅者に対する反省の言葉とい

うないんでしょうか。

もう一つ。とにかく一生懸命やって、大臣みず

から取り組んで、何とか減らしていくこうとい

うこと

でございますけれども、これはやはりきちんと六

月までと、六月というのは国会は終わつてしまつてしまふ段階に当たつてきつちりしてほしい。そ

うじやありませんか。本来ならば、この衆議院を通じた意味では、改めて資料提出を急ぐよう求めておきたいと思います。

さきょうは、環境大臣にお越しをいたいでいる

と思います。このたび御健康になられまして、本

当に心からお喜びを申し上げたいと思います。そ

ういう中で気も引けるわけでございますけれども、大臣もこの間、公人として、やはりこれはきつちりとお答えをいただくことだと思います。

半分までこれから随契を減らしていくくという趣旨も含めて記者会見があつたと聞いておりますけれども、環境省についてもいろいろな随契ということが言されました。それに対して、環境大臣、率直なお言葉をいただきたいと思います。

○小池国務大臣 まさに、公共調達というのは一般競争入札が原則であるわけでございます。その意味で、これからプロジェクトチームにつきましても、このベースというふうについては一番肝心なポイントであるということについては一番肝心なボリュームでございますけれども、いかがでしょうか。

それから、本来は半分じゃなくてゼロベースで

きつちりと見直すという決意を大臣がお示しにならないと、これは霞が関の官僚集団も私はブレーキかかってくると思いますが、いかがでしょうか。

それから、本来は半分じゃなくてゼロベースで

きつちりと見直すという決意を大臣がお示しにならないと、これは霞が関の官僚集団も私はブレーキかかってくると思いますが、いかがでしょうか。

国民に対してどういう気持ちを持っていらっしゃるのか。

そういう意味で、納稅者に対する反省の言葉とい

うないんでしょうか。

もう一つ。とにかく一生懸命やって、大臣みず

から取り組んで、何とか減らしていくこうとい

うこと

でございますけれども、これはやはりきちんと六

月までと、六月というのは国会は終わつてしまつてしまふ段階に当たつてきつちりしてほしい。そ

うじやありませんか。本来ならば、この衆議院を通じた意味では、改めて資料提出を急ぐよう求めておきたいと思います。

さきょうは、環境大臣にお越しをいたいでいる

と思います。このたび御健康になられまして、本

当に心からお喜びを申し上げたいと思います。そ

ういう中で気も引けるわけでございますけれども、大臣もこの間、公人として、やはりこれはきつちりとお答えをいただくことだと思います。

半分までこれから随契を減らしていくくという趣旨も含めて記者会見があつたと聞いておりますけれども、環境省についてもいろいろな随契ということが言されました。それに対して、環境大臣、率直なお言葉をいただきたいと思います。

○小池国務大臣 まさに、公共調達というのは一般競争入札が原則であるわけでございます。その意味で、これからプロジェクトチームにつきましても、このベースというふうについては一番肝心なポイントであるということについては一番肝心なボリュームでございますけれども、いかがでしょうか。

それから、本来は半分じゃなくてゼロベースで

きつちりと見直すという決意を大臣がお示しにならないと、これは霞が関の官僚集団も私はブレーキかかってくると思いますが、いかがでしょうか。

それから、本来は半分じゃなくてゼロベースで

きつちりと見直すという決意を大臣がお示しにならないと、これは霞が関の官僚集団も私はブレーキかかってくると思いますが、いかがでしょうか。

国民に対してどういう気持ちを持っていらっしゃるのか。

そういう意味で、納稅者に対する反省の言葉とい

うないんでしょうか。

もう一つ。とにかく一生懸命やって、大臣みず

から取り組んで、何とか減らしていくこうとい

うこと

でございますけれども、これはやはりきちんと六

月までと、六月というのは国会は終わつてしまつてしまふ段階に当たつてきつちりしてほしい。そ

うじやありませんか。本来ならば、この衆議院を通じた意味では、改めて資料提出を急ぐよう求めておきたいと思います。

さきょうは、環境大臣にお越しをいたいでいる

と思います。このたび御健康になられまして、本

当に心からお喜びを申し上げたいと思います。そ

ういう中で気も引けるわけでございますけれども、大臣もこの間、公人として、やはりこれはきつちりとお答えをいただくことだと思います。

半分までこれから随契を減らしていくくという趣旨も含めて記者会見があつたと聞いておりますけれども、環境省についてもいろいろな随契ということが言されました。それに対して、環境大臣、率直なお言葉をいただきたいと思います。

○小池国務大臣 まさに、公共調達というのは一般競争入札が原則であるわけでございます。その意味で、これからプロジェクトチームにつきましても、このベースというふうについては一番肝心なポイントであるということについては一番肝心なボリュームでございますけれども、いかがでしょうか。

それから、本来は半分じゃなくてゼロベースで

きつちりと見直すという決意を大臣がお示しにならないと、これは霞が関の官僚集団も私はブレーキかかってくると思いますが、いかがでしょうか。

それから、本来は半分じゃなくてゼロベースで

きつちりと見直すという決意を大臣がお示しにならないと、これは霞が関の官僚集団も私はブレーキかかってくると思いますが、いかがでしょうか。

国民に対してどういう気持ちを持っていらっしゃるのか。

そういう意味で、納稅者に対する反省の言葉とい

うないんでしょうか。

もう一つ。とにかく一生懸命やって、大臣みず

から取り組んで、何とか減らしていくこうとい

うこと

でございますけれども、これはやはりきちんと六

月までと、六月というのは国会は終わつてしまつてしまふ段階に当たつてきつちりしてほしい。そ

うじやありませんか。本来ならば、この衆議院を通じた意味では、改めて資料提出を急ぐよう求めておきたいと思います。

さきょうは、環境大臣にお越しをいたいでいる

と思います。このたび御健康になられまして、本

当に心からお喜びを申し上げたいと思います。そ

ういう中で気も引けるわけでございますけれども、大臣もこの間、公人として、やはりこれはきつちりとお答えをいただくことだと思います。

半分までこれから随契を減らしていくくという趣旨も含めて記者会見があつたと聞いておりますけれども、環境省についてもいろいろな随契ということが言されました。それに対して、環境大臣、率直なお言葉をいただきたいと思います。

○小池国務大臣 まさに、公共調達というのは一般競争入札が原則であるわけでございます。その意味で、これからプロジェクトチームにつきましても、このベースというふうについては一番肝心なポイントであるということについては一番肝心なボリュームでございますけれども、いかがでしょうか。

それから、本来は半分じゃなくてゼロベースで

きつちりと見直すという決意を大臣がお示しにならないと、これは霞が関の官僚集団も私はブレーキかかってくると思いますが、いかがでしょうか。

それから、本来は半分じゃなくてゼロベースで

きつちりと見直すという決意を大臣がお示しにならないと、これは霞が関の官僚集団も私はブレーキかかってくると思いますが、いかがでしょうか。

国民に対してどういう気持ちを持っていらっしゃるのか。

そういう意味で、納稅者に対する反省の言葉とい

うないんでしょうか。

もう一つ。とにかく一生懸命やって、大臣みず

から取り組んで、何とか減らしていくこうとい

うこと

でございますけれども、これはやはりきちんと六

月までと、六月というのは国会は終わつてしまつてしまふ段階に当たつてきつちりしてほしい。そ

うじやありませんか。本来ならば、この衆議院を通じた意味では、改めて資料提出を急ぐよう求めておきたいと思います。

さきょうは、環境大臣にお越しをいたいでいる

と思います。このたび御健康になられまして、本

当に心からお喜びを申し上げたいと思います。そ

ういう中で気も引けるわけでございますけれども、大臣もこの間、公人として、やはりこれはきつちりとお答えをいただくことだと思います。

半分までこれから随契を減らしていくくという趣旨も含めて記者会見があつたと聞いておりますけれども、環境省についてもいろいろな随契ということが言されました。それに対して、環境大臣、率直なお言葉をいただきたいと思います。

○小池国務大臣 まさに、公共調達というのは一般競争入札が原則であるわけでございます。その意味で、これからプロジェクトチームにつきましても、このベースというふうについては一番肝心なポイントであるということについては一番肝心なボリュームでございますけれども、いかがでしょうか。

それから、本来は半分じゃなくてゼロベースで

きつちりと見直すという決意を大臣がお示しにならないと、これは霞が関の官僚集団も私はブレーキかかってくると思いますが、いかがでしょうか。

それから、本来は半分じゃなくてゼロベースで

きつちりと見直すという決意を大臣がお示しにならないと、これは霞が関の官僚集団も私はブレーキかかってくると思いますが、いかがでしょうか。

国民に対してどういう気持ちを持っていらっしゃるのか。

そういう意味で、納稅者に対する反省の言葉とい

うないんでしょうか。

もう一つ。とにかく一生懸命やって、大臣みず

から取り組んで、何とか減らしていくこうとい

うこと

でございますけれども、これはやはりきちんと六

月までと、六月というのは国会は終わつてしまつてしまふ段階に当たつてきつちりしてほしい。そ

うじやありませんか。本来ならば、この衆議院を通じた意味では、改めて資料提出を急ぐよう求めておきたいと思います。

さきょうは、環境大臣にお越しをいたいでいる

と思います。このたび御健康になられまして、本

当に心からお喜びを申し上げたいと思います。そ

ういう中で気も引けるわけでございますけれども、大臣もこの間、公人として、やはりこれはきつちりとお答えをいただくことだと思います。

半分までこれから随契を減らしていくくという趣旨も含めて記者会見があつたと聞いておりますけれども、環境省についてもいろいろな随契ということが言されました。それに対して、環境大臣、率直なお言葉をいただきたいと思います。

○小池国務大臣 まさに、公共調達というのは一般競争入札が原則であるわけでございます。その意味で、これからプロジェクトチームにつきましても、このベースというふうについては一番肝心なポイントであるということについては一番肝心なボリュームでございますけれども、いかがでしょうか。

それから、本来は半分じゃなくてゼロベースで

きつちりと見直すという

のをどうやって確保して、そして今後の環境行政に生かしていくのかということも一つの責任でございます。そういった観点から、今、また繰り返しになりますけれども、プロジェクトチームにおきまして、専門性がどうしても必要なものであるとか、それから一般入札、競争入札という形にしていくべきものであるというか、そういったものをしっかりと仕分けをしていくということでござります。

基本に戻りますけれども、公共調達というのは一般競争入札が原則であるということは承知をしているところでございます。

○北橋委員 残念ながら、納税者の皆様に対して、会計法令からすると違反ではないか、極めて問題があるのでないかと再三指摘された案件につきまして率直な反省の言葉がないというのは、私は国民の皆様がどう聞かれたかと思います。民主党の提出者にお伺いしたいと思います。

政府の本音は今の答弁を出していると思うんですね。それに対して、民主党は具体的にこの行革法案に対してどのように改革したいと思っていらっしゃるか、その柱をお伺いしたいと思います。

○武正議員

北橋委員にお答えをいたします。

これは随意契約による契約締結、会計法の原則は、有利な価格による契約締結、いかに政府が随意契約で、一社しかない、一団体しかないと言われるとも、どれだけ有利な価格で契約を締結する努力をされているのか、これがまず基本で問われなければならないというふうに思います。

その上で、民主党案は三点、改革案を持つております。

それは、まず、一般競争入札の例外というものの基準を厳格にしよう。あわせて、特に官僚OB、天下りがどうしてもこの随意契約と密接なかわりがある、こういう疑惑が晴れませんので、官僚OB就職、官僚OBによる出身官への情報提供要請などを禁止する、これが二点

目でございます。そして二点目は、既に財務大臣からも御答弁がありますが、独法、独立行政法人あるいは公益法人、ここにも一般競争入札原則、これを徹底する。

以上、三点でございます。

○北橋委員 民主党の対案は、このように、税金をきっちりと間違なく使つてもらうために、法案の中にこのような柱を盛り込んでおります。

これまで、行革は推進する、そして小さくして、将来の国民負担増を抑制したいということであります。こういう一つ一つの各論について、国民の納得するような改革の案を法律の中に入れますと、ボスト小泉さんがどのようにしようと、仮に行革があいまいになつたとしても、法律に残る限りは生きるわけでございます。既に答弁において総理は、こういった問題についても、六月ぐらいをめどにいろいろと考えているという答弁はいたしております。

ただいておりますが、やはり民主党が具体的に提案したようなものを法律案に盛り込んで初めて行革の審議と言えるんじゃないでしょうか。総理の御所見を承りたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 既に環境省だけでなく全て全国府省に対して、随意契約というのはそれしか方法がないということだけにとどめて、あとは原則一般競争入札、その原則に従つてやるようにといふ旨を生かすように努力していくかと思つております。

○北橋委員 そういう趣旨だとおっしゃるんですけれども、この隨契につきましては、今まで閣議決定だとかあるいは関係省庁連絡会議の取りまとめなどいろいろな文書がたくさん出ているわけですよ。最近のところでは、平成十六年十二月二十四日の閣議決定です。「随意契約の適正な運用」と書いてあるんです。

総理も御発言どおりきちっと守つてくれれば少しほとんど前進があるかもしれません、この隨契一つ

をとりましても、事務連絡でありますとか閣議決

定でありますとか通達というのがいかにもろいかということを歴史が証明しているんですよ。その意味で、私は、総理の答弁を聞いていて、官僚には大変弱い方だなどと思わざるを得ないのであります。

そういう意味で、時間が来ておりますから、最後に、天下りの抑制という問題に移りたいと思います。

天下りの問題というのは昔から指摘をされてきたんです。この委員会の審議におきまして、単に役人の身分という、保障という問題点に加えまして、そこで談合であるとかいろいろな税金の無駄遣いの実態が明るみに出たわけです。国民は今、母屋でおかゆをするように頑張っているんですね。ところが、お役人は離れる地下室で税金の宴会をやつている。こういう実態があるわけでありまして、天下りといふところが官製談合におきまして、天下りといふところが官製談合におきましても重要な問題点だつたんです。

そういった意味で、総理の答弁を聞いておりますと、この質疑で出ておりますけれども、できるだけ三分の一ぐらいいに減らしていきたい、内規がある、あるいは早期肩たたきの制度をこれから時間をつけ見直していきたいと言われますが、離職後二年間というものは憲法上で認められているわけですね。民主党が提案しているように、離職後二年間の制限を五年にすれば、実態面から見て、下りの問題は激減するはずであります。ぜひとも民主党的な提案を、法律を承認いただきたいのであります。いかがでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 これは、何回か答弁をいたしましたけれども、何年が適当か、二年がいいのか、五年がいいのか、さらに早期退職奨励制度、この進歩があいまいを見ていかなきやなりません。いずれにしても、天下りがあるからその会社に仕事を渡すということがないよう、今の慣行を見直し、そして天下りの禁止、随意契約ではなくて一般競争入札が原則だという趣旨を徹底して、より効率性、公正性の高い行政を実現していく

いとおもいます。

○北橋委員 大変残念な御答弁でございますが、最後に総理に申し上げておきたいと思います。

小泉内閣五年間、いよいよ最終段階に入つて平年度ベースで八兆七百七億円の負担がふえているんです、内閣の中で。これは消費税率だと三%強ですよ。これをずっと小泉内閣はされてきているわけあります。

御家庭で見ると、年収五百万円、お子さん二人のモデルケースで見ると、税金が六万六千円も一年間に上がり、保険料が八万三千九百円上がっているんです。年収五百万の家庭では、合わせて十五万円も負担がふえている。年収七百万では、二十三万三千四百円上がつていてるんです。

ところが、このたくさん無駄遣いというのは、談合から何からいろいろな問題がありましたよ、これだけ国会で審議された隨契の問題について、各閣僚からは反省の言葉もない。しかも、具体的な民主党の提案に対し何も答えようとしない。そして、国民党の人気のある総理から、六月を目前に頑張りましよう。

私は、きょうの審議を通じて、国民の皆様方は、心ある納税者の皆様方は大いなる失望を感じられたと思います。

終わります。

○伊吹委員長 以上をもつて北橋君の質疑は終了いたしました。

○大島敦君 次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 民主党衆議院議員の大島です。これまで当委員会では、四月三日から実質的な審議に入りました、きょうを含めて六十六時間の審議を行行政改革関連法案につきましてさせていたいたております。この六十六時間の審議の中で、なぜ行政改革が必要なのか。これまでも、土光臨調があり、そして橋本行革があり、今回の小泉首相の行政改革であります。

私、メーカーの出身ですから、行政改革をメニューとして、メーカーの立場から見ると、メーカーの工場、生産会社の、製造企業の工場では、毎年毎年、生産性の向上運動がございます。毎年毎年、それはJ.K活動であり、QC活動であり、TPM活動であります。さまざまな手法の生産性の向上運動をしております。この一つの手法が、四年から五年たちますと、なかなか効率が上がらなくなるのですから、手法を変えていく。行政改革というのも、国全体の生産性の向上運動であるのかなどと考えております。

いか、そういう発想に立っているとしか、法案の中身それからこの委員会での質疑などを見て、残念ながら感じざるを得ないというのが我々の結論であります。

この国の形そのものが、これまでの明治維新以来の中央集権で官僚主導で、そして政府が、国が、例えば予算をいろいろ使つて皆さんに積極的に暮らしをよくしてあげますよというようなことで何でもかんでもやるということ自体がもう時代に合わなくなつてきていて、その財政負担には耐えられなくなつていて。むしろ私たちは新しい国

議員の方からは、今回の法律は非常によくできている、ここまで政府内での合意形成、特別会計もそうでしょうし、政府系金融機関も合意形成け
して、当委員会での審議を通じて、また与党側の
大変だったという声は聞いております。
確かに、政府内での、これまでの皆さんの、そ
れぞの応援団を抱えていた、それぞれの特別会
計なり政府系金融機関、それをスリム化するある
いは整理統合していく、その合意形成は与党内で
も大変だったということは私も察するところがあ
ります。しかしながら、今我が国に求められてい

あるいは、教育についても、例えば子育ての支援が必要であるといつても、こういう時代であつても親子三代で住んでいる方の比率が多いところと核家族の多いところでは、必要な子育て支援のサービスの中身が違う。

したがつて、それぞれのサービスの事情を一番わかっているところでそのサービスを提供するところが、サービスを求める住民にとつても一番便利ですし、一番効率的に国民の皆さんから預けられた税金の使い道、節約ができる、こういうふうに考えておられます。

ですから、今回の行政改革の推進法案が通ったとしても、この行政改革については、今後とも、私たち衆議院議員、国会は行政を監視し、そして監督していくという機能は十分に果たさなければいけないと考えております。

まず、民主党の今回の提案者に伺いたいのは、行政改革がなぜ必要なのか。その点につきまして、行政改革が絶え間なく、なぜ民主党が行政改革の対案を出したのか。民主党は、野党ですから政府を持っておりません、限られた人數の中で膨大な作業をして法案を提出させていただいております。なぜここまで膨大な時間をかけなければいけなかつたのか。その点につきまして、まず一
点、御質問させてください。

○枝野議員 お答えさせていただきます。

行政改革という言葉は、今お話しのとおり、いろいろな意味で何度も何度も繰り返し出てきます。そして今回も、小泉総理のもとでこの推進法案が出てきているわけであります。

税金の無駄を削らなければならない、今の日本の政府の予算の規模が大き過ぎて借金で首が回らないので国民負担がますますふえていつてしまふ、これを何とかしなければならないという公式発言については、少なくとも総理のおっしゃつていることと大きな方向性、違いはありません。

しかし、それについて、政府の案は、現状のシステムを前提にして、これが無駄だあれは無駄だというモグラたたきをすれば何とかなるのではないか

○大島(教)委員 今回の政府提出の法案につきま
　　形をつくろう。
　　それは、それこそ小泉総理も民間でできること
　　は民間でとおっしゃつておられるように、まず自
　　分のことは自分でやろう、そして、それでできな
　　ければ家族で助け合おう、あるいは地域社会で助
　　け合おう、企業の中で助け合おうということがま
　　ず基本になければならない。しかし、それでどう
　　してもできないことが世の中にはたくさんある。
　　それをだれが解決するのかといえば、まず身近な
　　行政、つまり市町村が担うべきである。そして、
　　市町村では小さ過ぎてどうしても解決できないと
　　いうことは都道府県でやろう。都道府県ではどう
　　しても解決できないことだけを、私たちが権限をも
　　預けられている中央政府で行つていこう。そうすると
　　と、我々中央政府がやらなければならぬこと
　　は非常にシンプルになる。その分、地方の自治体
　　などがあるいは民間が自由にできるようにしてい
　　こう。こちらの発想から私たちはやつていかない
　　と、とてもではないけれども今の財政赤字を解決
　　できない。

　　これで、目指すところ、言つてることは同じで
　　かもしれないけれども、まずやるべきことを絞る
　　というところから始める私たちと、とにかく無駄な
　　が目立つところだけモグラたたきのように切つて
　　いくという政府とでは、根本的な考え方方が違う。
　　したがつて、大変であつても対案を出さざるを得
　　ない、こういうことであります。

るのは、これまでの延長上の行政改革ではないと思っています。抜本的に我が国の仕組みを変えること、このことで初めて、私たちの国の行政あるいは国全体の効率化が図られると考えております。

その点につきましてですけれども、地方分権のお話がございました。枝野さんは地方分権のことを分権革命と称しております。なぜ分権が必要なのか、もう一度手短に答弁をいただければ幸いです。

○伊吹委員長 枝野幸男君、手短に答弁をしてください。

○枝野議員 幾つかのポイントがあると思っていますが、一つは、国民の皆さんは行政にいろいろなサービスを求めています。しかし、その行政を求めるサービスというものは多種多様で、地域によつても違います。

例えば、道路というのは、私は埼玉の大宮というところが選挙区ですが、大宮のどこにどういう道路が必要かということは私はわかりますし、大宮の区民の皆さんにはわかると思いますが、北海道や沖縄のどこの道路が必要かということは私はわかりません。霞が関の役所の皆さんも、現地の事情まで全部わかっている方はいらっしゃらないと思います。したがつて、では、どこに道路をつくるということ一つをとっても、現地の事情、住民の皆さんのニーズが必ずしもわかつていない人たちはを通じて間接的にそのサービスが提供される。

○大島教委員 個別テーマについて伺わせてください。

一般会計、これは八十兆あることは大体国民の皆さんには存じておると思います。「一兆円」という金額は、私でも百万円とか五百万円ぐらいだと大体このくらいの金額なのかなとは思うんですけども、一兆円という金額はなかなか国民の皆さんには理解しづらいと思います。例えば、谷垣大臣が一日百万円ずつ現金を使っていくとして、一兆円を使い切るのに何日かかるかというと、二千七百三十九年かかるというのが一兆円のボリュームなんです。

この八十兆円の予算のほかに、今四百兆を超える特別会計があると聞いております。その特別会計の、要は国民の皆さんには特別会計についてなかなか十分な理解がされていないと思いますので、その点を手短にお答えいただき、そして政府案での改革の方向について御答弁をいただければ幸いです。

○谷垣国務大臣 できるだけ手短に御答弁させていただきますが、国はいろいろな仕事をやっております。外交もあれば防衛もある、それから治安を維持するために警察も動かさきやいけない、道路もつくらる、教育もある。そのために税金をいただいたり、手数料をいただいたり、負担金をいただいたり、いろいろな資金をいただいて、それをまとめると国の会計制度になるわけですね。それで、それを全部一本にまとると、一般会

計というのはもともとはそれを全部一本にまとめようということだったんですが、それだけだとわざりにくくなるということございまして、例えば年金なんかをやりますと、保険料をいただいて

ございます。

いる、それから年金をお払いしている、その収支が合っているのか、持続が可能なのか、可能でないとすると、一般会計、つまり税金から入れなきやならないのか。そういったところをきちっと収支の見通しをつける必要があるというところから、例えば年金については特別会計ができる、国民にできるだけその辺もわかりやすくしていこうというのが本来の目的でございました。

これは何が問題かということ、要するに、これだけあるたくさん借金をこれからどう持っていくかということが問題でございますから、一つ一つの特別会計の無駄とはちょっと違った部分があるわけございます。

それから、その残りが百兆強あるわけでございまして、そこが、現在、三十一特別会計がございますが、それだけございますと、たくさんあり過ぎて、なかなかお金のやりくりや全体の資金の流れ、そういうものがむしろつかみにくくなっている、その中に無駄なお金がため込まれたりなんかしているんじゃないかな、こういうような批判がございましたから、特別会計を改革しろという議論が出てきているわけでございまして、現任、政府の立てる計画は、三十一ございますものをきちんと見直して、これを二分の一から、一番少なくできると三分の一ということでございますが、その間に圧縮していくこうということを考えているわけでございます。

それと同時に、いろいろやはり、三分の一あるいは二分の一にしましても、全体の政府の会計状態、財政状況をよくわからせるためには、相当工夫をして、説明の責任といいますか、一覧性といいますか、そういうものを確保する努力もしようということでやつております。

それで、今、特別会計が四百兆を超して、その規模は二百二十五兆ぐらいでございまして、さらに、一般会計とのやりくりもありますから、大体その一般会計特別会計の重複部分を除きますと、全体の規模は二百五十五兆兆という規模でござります。

○馬淵(敦)委員 お答えをさせていただきます。

民主党の特別会計の改革、まず政府との大きな違いについて答えていただきますが、基本姿勢でございます。

私どもは、この特別会計については、抜本的な見直しを図るとして原則ゼロベースと。先ほど谷垣大臣のお話もありましたが、必要な事業、必要な業務を特別会計として区分経理をする必要性というのは、その歴史的背景の中では十分にありました。しかしながら、それを見直すといなが

らも、今日までそれが放置されてきたのも現実であります。財務省がこうした特別会計の見直し並びにフォローアップということでここ数年来取り組んでいたわけですが、それも十分に図られたかった。

したがいまして、私どもは、まずこの特別会計という制度そのものを、一度これを全部原則ゼロとして、一般会計に全部入れよう、そうすることによって一覧性、透明性を高めていこうという考

えに基づきまして、その一般会計化によって、残すものは、国債整理等の基金特別会計を財政再建特別会計として、また外國為替の資金は外國為替のための介入の資金として特別会計を残す、さら

に交付税等も残すということで、三つ、これらを特別会計で残して、その他はすべて一般会計化するというのが私どもの考え方であります。

政府は、抜本的な原則廃止ということについても、当初は政府の中でもそれを言及されおられました。自民党の行政改革推進本部の特別会計改革、その委員長の太田議員は、基本的には不要だ、このようにお話をされていたわけであります

が、その後、この原則廃止の方向が霞が関の抵抗

るのか。先ほど谷垣さん、そしてこれまでの小泉総理は、特別会計の数を現在の二分の一から三分の一に削減するという御答弁をいただいておるんですけれども、この点につきまして御回答いただければ幸いです。

○馬淵(敦)委員 お答えをさせていただきます。

民主党の特別会計の改革、まず政府との大きな違いについて答えていただきますが、基本姿勢でございます。

私どもは、明確にこの原則ゼロ、廃止というこ

とを打ち出した結果でございます。

○大島(敦)委員 今、私の席の皆さんの方を聞いています。これで、そのようなことはでき

ないのではないかという御意見もあります。

しかしながら、できないことをやるの改革だと考えております。これまで私たち政治が改革だとことをやらなかつたから、我が国が不効率になつてしまつた。できないことをやつていくというのを考えております。

私が私たちの使命だと考えております。

つきましては、一点、民主党の法案の提出者に伺いたいんだけれども、財政に対する寄与度、財政再建の効果、ということを民主党案では三十兆と

しているかと思うんですけども、その点についてのお考えをいただければ幸いでございます。

○馬淵(敦)委員 お答えをさせていただきます。

政府の特別会計改革によって財政再建寄与度一兆円という数字が出ておりますが、私どもは、これについては三十兆円の財政再建寄与を考えております。

具体的には、一九八〇年以来四半世紀以降も

ずっと取り崩されることなく積み立てられてきました財融特会の資金二十四兆円、あるいは外國為替特会の十四兆円、こうした資金からの取り崩しによって三十兆円、またその他の特別会計の見直しも含めまして三十兆円という財政再建寄与といふのは十分に実現可能な金額であるというふうに考えております。

○大島(敦)委員 続きまして、今回の行政改革の法案の審議で、橋本行革を見てみますと、橋本行革のときに政府の仕事の切り分けというのをして

いるかと思います。一つは、企画あるいは政策的な仕事、そしてそれ以外の実施の仕事というのは独立行政法人に任せることで、独立行政法

人がその後多くできたかと思います。

今、独立行政法人を見ますと、独立行政法人の理事長、これは大臣が決めることがなつてしまつたというものが現状ではないかというふうに考えて

います。

そこで、今、谷垣大臣が申しまして、この特別会計を見直してスリムにしていくことと、もう一つは、特別会計から出ている、特別会計をもとにして、ここに積み上げられている独立行政法人あるいは公益法人等に委託業務型で業務を委託しているその先が不透明であるという、二つの観点から特別会計については見直さなければいけないと考えております。

それで、今、特別会計の規模が四百兆を超して、その規模は二百二十五兆ぐらいでございまして、さらに、一般会計とのやりくりもありますから、大体その一般会計特別会計の重複部分を除きますと、全体の規模は二百五十五兆兆という規模でござります。

それでは、民主党の提案者の方に伺いたいんですけれども、民主党の特別会計についての改革の行方について、具体的にどういう改革を持つていま

おられますので、ぜひ、私も真正面からこの行財政改革についてお尋ねをしますので、どうか真正面からお答えをいただきたい、はぐらかしのない答弁を冒頭お願い申し上げておきます。

そこで、まずこの五年間の小泉政治が何であつたかについては、四月三日のときにも少し申し上げました。四十数兆円の公的資金を投じて不良債権処理を行つた。その間、ゼロ金利を含めて、日銀の計算では、九一年度からトータルすると三百兆余りの家計に戻るべき金利が戻らない中でそうした処理が行われた。私は、不良債権の処理を行つたことは大変な成果だと思います。ただ、十六年かかったのはとても褒められたことではありません。そういう意味で、不良債権処理については一定の評価をしますけれども、しかし、これは行財政改革そのものとは若干性格を異にいたします。

そこで、小泉総理が、御本人がやめられると言つておられるんですからやめられるんでしようが、その後に残るものが何かというところから少し始めてみたいと思います。ポスト小泉に何が残るか、ぜひ、ポスト小泉を考えられている方はよくこれを見ておいていただきたいと思います。

ポスト小泉にまず残るのは、間違いなく、国の借金が五百四十二兆円、うち百七十一兆円は小泉内閣で積み増したものであります。この官製談合による税の無駄遣い構造もそのまま残されます。

地方切り捨て。議論がありますけれども、私が地方を見ている限り、多くの地方では、切り捨てられてきている、そういうふうに多くの皆さんを感じておられます。格差の拡大は言うまでもありません。少子化も、この五年間でもさらに出生率は下がっております。アジア外交の失敗も、どうもこの四ヶ月で回復できるとは思えません。

こういう大きな課題を後に残されることになる

わけであります。小泉総理に、これだけの課題を残されて、申しわけないなとか、ちょっと間違ったかなとか、もし感想があればお尋ねをしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 よくここまでやつてこられたなど。これは、多くの国民が支持して、協力してくれたおかげだと感謝しております。

この五年間、参議院選挙二回、衆議院選挙二回、自民党的總裁選挙二回、我が党からの支援と国民の自民党、公明党に対する、連立政権に対する支援、支持があつたからこそ今までやつてこられたんだと感謝しております。これからも、こ

の国民の支持を大事にして、改革に終わりなしですから、さまざまな改革に道筋をつけて、私の後を引き継ぐ方も民主党と改革競争ができるように頑張つてもらいたいと思っております。

○菅(直)委員 冒頭に申し上げたように、真正面から答えていただきたいと言つたんですが、これだけの借金を残し、これだけの課題を残されたことについては一言も触れないで、衆議院選挙、参議院選挙、総裁選挙のことしか言われませんでした。これが小泉流なんですね。中身の議論は一切しない、これが小泉流でありますて、こういう小泉さんだから、ある意味では、けんかは強かつたかもしれない。しかし、私から見ると、四月三日のときにも申し上げたように、税金の無駄遣いで一円でも無駄遣いを少なくしたところがあれば答えてくださいと、ちゃんと答える場を提供したにもかかわらず、とうとうその一円のことすら何一つ言つことができなかつたわけでありまして、そういう意味では、これ以上、余り小泉総理に中身のことをお聞きしても、後はポスト小泉の皆さんに担当することになりますので、きょうは小泉総理に聞くとともに、それ以外の方にも少し、いろいろお尋ねをしたいと思います。

そこで、國民の皆さんにできるだけわかりやすくするためにどうしようかと思って、こういうパネルをつくりました。特にこれは谷垣さんにも見ておいていただきたいし、安倍官房長官にもよく

見ておいていただきたいと思いますが、國の収支を個人の家計に例えるのはなかなか難しいんですけれども、一応こういう形で例えてみました。税収五十兆を一応年収で五百萬円の家計と見ます。新たな借金三十兆円、これは三百万円の借金であります。五百万と借金三百万円で、計八百万円が収入。これに対し、生活費、国でいえば一般経費と地方交付税等を大きく丸めると六十兆万円が支出。これで、生活費、国でいえば半分が借金利息、半分が借金の返済、百万円の利息と百万円の返済であります。そして、この家計では、借金残高が五千四百万円に上つております。このうちの千七百万円は、小泉総理が新たに積み増された中身であります。この家計を見て、もしこの五千四百万円を消費者金融からでも借りいたら大変なことでしょうね。一〇〇%破産ですね。

今議論されているのは、プライマリーバランス、基礎的収支がよくなつたから小泉財政改革は前進したんだと言われるような表現をされていますが、國民の皆さんによく御理解いただきたいのは、プライマリーバランス、基礎的収支というものは、ここでいえば年収の五百萬と生活費の六百万がちょうどバランスしたときがプライマイゼロ。しかし、借金の利息とか、それは全くプライマリーバランスには関係していないんです。つまりは、國民の皆さん自分が自分の生活で考えられたらおわかりのように、五百萬円の収入の人々が、今六百万だけれども何とか五百萬で生活する、それは結構なことです。しかし、五千四百万円の借金とその利息払いは五百萬円から出しそがないから、さらにそれを借りて返している、借りて利息を払つていて。その状況が、プライマリーバランスがゼロというのとは、年収と生活費が一致したのであって、決して借金が減つたわけでも利息払いが減つたわけでもない。まして、現在の利息払いは、十年物の国債で二パーですから、アイフルの一五パーとは言いませんけれども、こ

れが三パー、四パー、五パーに上がつていつたら、この利息払いだけで、いいですか、皆さん、五千四百万円で利息払いが五%に上がつたら幾らになるか皆おわかりですよね。あつという間に二百五十万円の利息払いが必要になります。

○小泉内閣総理大臣 総理、これでも五年間で財政再建が進んだ、財政再建が前進したと言われるんですか。それとも、いやいや、不良債権の処理はやつたけれども、財政は借金を積み増すことによってポスト小泉に大変苦労をかける、そういう認識ですか、どちらですか。

○小泉内閣総理大臣 五年前よりも財政収支は改善していることは事実であります。しかしながら、まだ道遠いと言わざるを得ないです。そこで、借金をふやしたという御批判であります。二十年度までに国債発行を三十兆円以内に抑えるという方針を出していたんです。ですから、民主党が掲げた目標を一年前倒しで小泉内閣が実現したんです。

そこで、何回もその表を出して菅さんは私を批判されます。ですから、もう一度、同じ質問ですから同じ答弁をさせていただきます。私が就任した当初、これだけ借金をしているんだから、五十兆円の税収があつたならば新規の国債発行は三十兆円以内に抑える努力をしなければならないと言いました。そうしたら、民主党は、三年間法律で三十兆円以内に発行を抑えるという提案をいたしました。私は拒否しました。なぜか。経済は生き物だ、財政再建は大事だ、しかし、財政再建を急いで経済全体をさらに落ち込ませるようなことがあつてはならないから、税収状況、景気動向を見ながら、法律で三年間、年間の新規国債発行を三十兆円以内に抑えることは私はしない方がいい、しかし、その方針でできるだけ

抑制することを考えると。

状況を見ていましたら、年間五十兆円税収がなかつたんです。四十兆円台前半でした。だから、五十兆円年間の税収があれば三十兆円以内におさまったんです。しかし、五十兆円に届かず、四十二、三兆円でしたかね。そのときに、それでは三十兆円以内に民主党が言っているように法律で縛ついたらどうなるのか。より多くの増税をしなきやならないか、あわせて社会保障費も含めて歳出を削減しなきやならない。あのデフレ状況の経済が厳しい時代に、どっちも大変な状況だつた。だから、全体を見ながら、その場合は三十兆円の枠を多少超えても経済全体を見なきやいかぬということで、三十兆円を超えた。そうしたら、公約違反、公約違反とさんざん批判されましたよ。

しかし、私は、五十兆円の税収があれば三十兆

円以内に抑えると言つたんですから、それがな

かつた場合は、臨機応変、柔軟、大胆かつ柔軟な

対応策をとる、財政再建至上主義で経済全体を落

ち込ませたら何にもならないということで、厳し

く歳出削減をして、今や公共事業費にあつては、

十四兆円台だったのが、半分、七兆円台で済ませ

ている。それでも景気がだんだん上向いている、

民間の活力が出てきている、プライマリー・バラン

スも二十兆円から十一兆円台に改善してきた。し

かし、まだまだあります。

これから、民主党でさえも三十兆円ぐらいの新

規の国債発行はやむを得ないと認めているわけで

すから、そういう状況になれば、だれが政権を

とつたって、すぐ国債発行をやめにして増税しな

さい、いや、その分を歳出削減しなさい、これは

できない相談ではないか。

私は、今回の財政運営が適切であったがゆえに

税収も上向いてきた、そして経済成長も目標より

もプラスに転じてきた、そしてデフレ脱却の兆し

も見えてきた。不良債権処理を進めたときには、

倒産がふえる、失業がふえると言つていたにもか

かわらず、逆に、不良債権処理が正常化されて

も、なおかつ今は失業率も減ってきた、有効求人倍率もプラスに転じようとしている、そしてなお

かつ就業者もふえてきた、多くの会社が新規採用

の枠をふやしてきている。着実に経済の改善の兆

が見えておりますので、この改革の手綱を緩め

ることなく進めていかなきやならないと思つております。

○菅(直)委員 相変わらず、私の聞いたことはいつも答えていないんですね。

先ほど申し上げたように、実は、プライマリー

バランスがバランスするというのは、あくまで一

年間の年収と一年間の生活費がバランスするだけ

で、借金が減ったわけでも、金利がこれから高く

なつたらもと利息がふえることについても、何も計算上関係ないんですから。そういう意味

じゃ、財政再建はこれからなんですよ。これは、谷垣さんがよくおわかりだと思います。

そこで、あえて、総理がいろいろと昔のことを言わされましたから、ですから私も申し上げておきましょう。

一九九八年に私が民主党代表のときに、参議院選挙で与党は過半数を割りました。当時の民主党

は、金融再生法と金融健全化法を出しました。この二つの法律がきちんと通つて実行されていれば、二〇〇一、二年には不良債権処理は終わつたはずです。しかし、残念ながら片方は、再生法は

丸のみをされましたが、健全化法は骨抜きの政府案を通されましたので、それから、金融の経営者の責任を問わない形で、つまりは自民党が最もお

金をたくさんもらっていた銀行業界の責任者の責

任を問わない形で、必要もない銀行まで含めて横

並びで公的資金を投入し、だれも責任をとらさない形でじわじわと不良債権処理をやらせた。そのために、今日までかかつたんです。

ですから、過去にこうした方がよかつた、ああ

した方がよかつたというのはだれでも言えるんで

す。私が申し上げたいのは、これからのことと言つてはいるんです。（発言する者あり）総理が、ございましたが、質問されなければ私も答えようがない、当たり前のことはないかということをございます。私は担当の大臣でもございませんか

ら、聞かれていないことを答えるわけにはいかないということです。

それとまた、先ほど委員は、これもやりたかった、ああやつておけばよかつたと言うことはだれが言えると。確かにそうでございますが、総理が言ったのは、これをやつた、これを実行したと、実行したこと述べたわけでございまして、委員の御指摘は当たらない、このように思いました。

そこで、財政再建でございます。

まず、プライマリー・バランス、これをまずバラ

ンスし、そして黒字化に向けていく、これはまず

絶対に通らなければいけない道筋であり、まずこ

こに到達することを目標に私たちは歩みを進めて

きたわけでございます。歳出の見直し、改革、

しつかりとやってまいりました。この歳出の改革

については約十三兆円の改革を行つた。あるいは、公共事業についても約四割を削減したところです。

また、公共事業についても約四割を削減したところでも言えると。確かにそうでございますが、総理が言ったのは、これをやつた、これを実行したと、実行したこと述べたわけでございまして、委員の御指摘は当たらない、このように思いました。

ね……

○伊吹委員長 静肅に願います。

○菅(直)委員 総理が、民主党がやつたらどうこ

うと言われるから、今申し上げたように、民主党

がやつていれば、一九九八年の段階から、既に不

良債権の処理は五年程度で十分終わつたというこ

とを申し上げているんです。

そこで、安倍官房長官はいろいろと、後ろでに

やにや笑つておられます、安倍官房長官がこの

プライマリー・バランスについて発言されているの

は非常に少ないですね。私、議事録全部見てみ

ました。

そこで、聞きたいんですが、安倍官房長官は、こ

の五年近く、いろんな立場で小泉総理の近くにお

られて、今はポスト小泉の少なくとも社会的には

一番手とみなされております。これはまさに、個

人の家計になぞらえましたけれど、ここには実

際の国庫のことも書いてあります。五百四十兆円

の借金と、金利上昇が、今大体一パーまで来てい

ますが、それがもと上がるという状況の中で、安

倍官房長官は、この五年間で借金が百七十兆円

ふえて、この間は金利が下がっていますから、借

金がふえるのに利息払いは減つているんですよ。

おわかりでしょう、自民党の人たちも。借金の金

額がふえているのに利息払いは減つたんですよ、

金利が下がつたから。しかし、もうこれ以上金利

が下がる傾向はありません、ゼロ金利から日銀も

脱却しますから。そうすると、いろんなデータ

で、三パーの例、四パーの例、五パーの例と出て

います。これが上がつてくれば、この借金の利息

払いがふえできます。

安倍官房長官にお聞きしますが、どうやつて財

政再建をされるつもりか、意見があればお聞かせください。

○安倍国務大臣 ただいま委員が、私のプライマ

リーバランスに関する発言が少ないという指摘が

ございましたが、質問されなければ私も答えよう

がない、当たり前のことはないかということで

ござります。私は担当の大臣でもございませんか

ので、聞いていただきたいと思います。

○伊吹委員長 濡濡にしてください。

○安倍国務大臣 済みません、私、答えておりま

すので、聞いていただきたいと思います。

○伊吹委員長 静肅にしてください。

○安倍国務大臣 そこで、我々はまず景気を回復させた。企業の収益も約五割回復をしているわけ

でありまして、そして、それによつて税収も上

がつたんです。

がつてきている中において、この三年間連続、プライマリーバランスについてはプラスになつてきているということをございます。ことしは昨年よりも四兆七千億円改善をいたしました。昨年は三兆一千億円改善をした。その前の年には、六千億円改善をしているわけでありまして、着実にプライマリーバランスの黒字化に向けて歩みを進めていきます。

そこで、先ほど委員が御指摘になつた金利の問題であります。
債務残高と金利の問題であります。この金利は、市場が不安な状況になれば金利が上がつていつく状況になるわけですから、我々は常に財政を健全化させていくという努力を示さなければいけない。そういう意味においては、我々は今しっかりと示しているわけであります。そして、それと同時に、景気を回復させていく、また、これは潜在成長力を上げていくという努力もしなければいけない。そういうことをしつかりとやつてある中において、先ほど皆さんがおつしやつたように、額としてふえていつても金利が低いままである、こういうことではないか、こう思うわけであります。

そこで、我々は将来、まずこのプライマリーバランスを二〇一〇年代の初頭にバランスをする、黒字化に向けてさらにそこから歩みを進めていく、そしてGDP比の債務残高を減らしていく努力をしなければいけないということではないか。そして、我々は、まず経済を力強くしていく、潜在成長力を高めていく、一・五から二%ぐらいに高めていく必要があるわけであります。そのための生産性の向上も当然図つていく必要があるでしょう。

そういう努力をやつしていく上において、さらにふえていく社会保障費にどう対応していくかということにおいて、例えば消費税等々の議論もある、こう思うわけであります。まず、私どもは、本年六月までに歳出歳入の一體改革についてライマリーバランス等について余り発言をされなかつたと言ふことに、もちろん国債は一年間で全部にはきませんけれども、二、三年したら、全部にきてくれば、一パー上がりがつただけで、この家計でいうと五十四万、二パー上がりがれば百万、三パー上がりがれば五百五十万利息が上がるんですよ。ですから、いろいろな議論の中で、では、一回谷垣さんに聞きました。

は、本年六月までに歳出歳入の一體改革についてライマリーバランス等について余り発言をされなかつたと言ふことがあります。

○菅(直)委員 まず最初に、自分が発言をする場面が国会でなかつたから、そういうプライマリーバランス等について余り発言をされなかつたと言ふことに、ちょっと見ました。ほとんど経済について書いていませんね。財政についても、対談集で出ておりません。

ごく最近出た「安倍晋三 対論集」私も、これをせん。

この中に、三人の人が「ボイス」というので出ています。「私の日本改革案」の中で、谷垣さんは、政治の最大のテーマは財政再建と書かれています。安倍さんは、負け組も救える構造改革と書かれています。安倍さんは、負け組も救える構造改革と書かれていますが、そういう経済的、財政的なことは、ほとんどと言つていいほど書いてあります。だから言つたんです。私は、幾らでも官房長官あるいは政治家として発言の場があるにもかかわらず、別に文句を言つたんじゃなくて、少ないと単に事実を指摘しただけなんです。

そこで、話を戻します。

今言われた中で、安倍さんはいいとこ取りで話ををしていませんか。景気は回復した、GDPが上がつた、税収もふえる、だから債務残高が減るんですか。景気が回復するということは、一般的に言うと、金利に対してもどちらで影響しますか。これは常識ですよね。景気が回復するということは、ゼロ金利ではなくて、もう少し金利が上がつてくる。現実に上がつてきているじやないです。

先ほどの表を見ますと、いいですか、五千四百円の借金を個人で抱えてみてください。一般的に、もちろん国債は一年間で全部にはきませんけれども、二、三年したら、全部にきてくれば、一パー上がりがつただけで、この家計でいうと五十四万、二パー上がりがれば百万、三パー上がりがれば五百五十万利息が上がるんですよ。ですから、いろいろな議論の中では、一回谷垣さんに聞きました。

でしょうか、谷垣さんはかなり厳しく見ておられますよね。

金利の上昇とともにGDPの増大の関係によつては拡散することもあると、たしかきよう、朝も

言つていましたよね。拡散するというのは、国が数学上でいえば無限にふえていくという

ことですよね、数学上の概念でいえば。そういう可能性もあるということを谷垣さんは言われていますよね。いかがですか。

○菅(直)委員 まだ基础的な財政収支のバランスをとる、でもそれだけじゃ足りないじやないか、そこから先にやはり債務のGDP比の削減等々も視野に入れなければ十分でないだろうとさつきからおつしやつているんだろうと思います。私は、それは財政再建の道のりとしてはそうあらねばならないと思つております。

ただ、今おつしやつた、これから金利が上がつていつたら、確かに金利の負担というものはふえていくんです。ただ、これは、プライマリーバランスがどうなつていくかという意味では一応無関係でございます。(菅(直)委員)債務残高を聞いてい

ますか。景気が回復するということによって、金利負担もふえますけれども、同時に物価が上がつていくと、いろいろな社会保障経費等も増嵩していく、そつちの方がむしろ私は問題であると思っております。

それから、プライマリーバランスをとつた後はまさに金利と成長率の関係が問題になつてきます

が、金利というものはやはりマーケットで決まるものですから、なかなかこうだというふうにはまといませんので、私は、かたい見積もりを立ててしまつかり歩んでいくことが必要だと考えておりま

す。

それから、プライマリーバランスをとつた後はまさに金利と成長率の関係が問題になつてきますが、金利というものはやはりマーケットで決まるものですから、なかなかこうだというふうにはまといませんので、私は、かたい見積もりを立ててしまつかり歩んでいくことが必要だと考えておりま

す。

動向、経済動向によつて、債務残高がもつともつとふえていく可能性も含めて、いろいろな可能性があるからということですね。

安倍官房長官、いかがですか。あなたは、確実に債務残高が減つていくというシナリオがあるのなら、国民の前で説明してみてください。この中には何も書いてありませんからね。

○安倍官房長官 それは私の対談集だと思いますが、過去に私が行つた対談について出版社がそのまま載りましたが、ほんとだ経済について書いています。この中には何も書いてありませんからね。

○菅(直)委員 まだ基础的な財政収支のバランスをとる、でもそれだけじゃ足りないじやないか、そこから先にやはり債務のGDP比の削減等々も視野に入れなければ十分でないだろうとさつきからおつしやつしているんだろうと思います。私は、それは財政再建の道のりとしてはそうあらねばならないと思つております。

ただ、今おつしやつた、これから金利が上がつていつたら、確かに金利の負担というものはふえていくんです。ただ、これは、プライマリーバランスがどうなつていくかという意味では一応無関係でございます。(菅(直)委員)債務残高を聞いてい

ますか。景気が回復するということによって、金利負担もふえますけれども、同時に物価が上がつていくと、いろいろな社会保障経費等も増嵩していく、そつちの方がむしろ私は問題であると思っております。

それから、今、私どもは着実な歩みをしている。そこで、今、私どもは着実な歩みをしてい

ます(菅(直)委員)「どうやって貯うの」と呼ぶ私、今答えているんですけど、それを二〇一〇年代の目標にしてい

ます。それで、それに向かつて着実に歩みを進めていく、こういうことを申し上げたわけあります。その中で、当然、その年の政策的な経費はその年の税収で賄うということです。

そこで、今、私どもは着実な歩みをしてい

ます(菅(直)委員)「どうやって貯うの」と呼ぶ私、今答えているんですけど、それを二〇一〇年代の目標にしてい

ます。それで、それに向かつて着実に歩みを進めていく、こういうことを申し上げたわけあります。

そこで、今、私どもは着実な歩みをしてい

ます(菅(直)委員)「どうやって貯うの」と呼ぶ私、今答えているんですけど、それを二〇一〇年代の目標にしてい

ます。それで、それに向かつて着実に歩みを進めていく、こういうことを申し上げたわけあります。

そこで、今、私どもは着実な歩みをしてい

ます(菅(直)委員)「どうやって貯うの」と呼ぶ私、今答えているんですけど、それを二〇一〇年代の目標にしてい

ます。それで、それに向かつて着実に歩みを進めていく、こういうことを申し上げたわけあります。

そこで、今、私どもは着実な歩みをしてい

ます(菅(直)委員)「どうやって貯うの」と呼ぶ私、今答えているんですけど、それを二〇一〇年代の目標にしてい

ます。それで、それに向かつて着実に歩みを進めていく、こういうことを申し上げたわけあります。

については、国民的な議論をしていかなければいけないということでございます。

そして、この六月に向けて、歳出歳入の一体改革を私どもとしては国民の皆さんに提示をさせていただけわけでございます。そのときには、名目成長と長期金利の関係においていろいろなケースをお示しして、そこで私たちはどういうシナリオまた工程によって財政再建を進めていくかというごとについてお示しをしていただきたい、このように思っています。

○菅(直)委員 全く答えていませんね。

何度も申し上げますが、これは国民の皆さんになるべくわかりやすくと思いますが、プライマリーバランスというのは、年間の収入、ここでいふと五百万と年間の生活費の六百万を、例えば生活費の方をもう一百万下げる、それは公共事業かもしれません、下げる、あるいは年収の方を増税か何かで上げる、これで一致すればいいけれども、それで一応バランスすることになりますが、借金残高は全然減らないんですよ。いや、減らなりどころか、利息分だけふえていくんですね、利息分だけ。

この五年間で借金残高が百七十兆円もふえたのでは、私は、これから債務残高を減らすのはなかなか大変だと。先ほど谷垣さんはそういう趣旨のことを認められましたけれども、安倍官房長官は、債務残高を、GDP比を下げていくんだと言われるから、どうやって下げるんですかとお聞きしているんです。それを一切言わないで、過去の話ばかりしても意味がないじゃないですか。ポスト小泉の一番手なんでしょう。私だったらこうやりますと、国民の前で堂々と説明してみてください。

○安倍国務大臣 今、私は、小泉内閣の官房長官でございますので、政府を代表してお答えをしております。

○伊吹委員長 静粛にしてください。

委員長から申し上げます。

そこで、私は……(発言する者あり)

委員長の指示に従つて、きょうはテレビが入つ

て、国民が判断をいたしますから、冷静に、品性

を持って質疑を行つてください。

○安倍国務大臣 菅委員が質問しておりますから私は答えているわけでありますから、私が答えて

いる間は静かにしていただきたいというふうに思います。

そこで、私は、先ほど申し上げておりますのは、GDP比削減をしていくということでございま

す。ですから、潜在成長力を高めていくというこ

とは、分母のGDPを大きくしていくということ

とでございます。それによつて当然比率は少なくなつていくということはだれにでもわかることで

はないか。その中で当然歳出削減の努力もしてい

くということでありまして、私は、絶対額につい

て減らしていくことを目標として掲げるこ

とは当然重要でありますが、要は、GDP比を減少させていく努力をする。

そして、それについては、この六月に、歳出歳入の一體改革について、先ほど申し上げましたよ

うに、名目成長率と長期金利のそれぞれのケースをお示ししながら、それぞれのケースについて、

どのような形で年年ぐらいかけて財政再建を行いうけることができるかどうかということをお示ししていく

ことになります。

○菅(直)委員 今の答弁でいいんですかね。GD

かということにおいて、金利ということについて

は、これは長期金利であります、長期金利がどれ

ぐらいになつていくか、そして、そのときの名目成長がどれぐらいであるかということについて、

ケースを決めて、どれぐらいの年月をかけていけばどのようにバランスをしていくかということについて、まず歳出歳入の一體改革についてお示し

をしていくということを私は申し上げているわけ

です。ですから、質問をしていただいているわけですから、私が答えているときにはよく聞いておいていただきたいと思います。

○菅(直)委員 話が行つたり来たりしているんですね。

何回も言いますように、プライマリーバランスは、単年度の収入と支出、ここでいうと、年収と生活費が一致するかどうか、国でいえば、税収といわゆる一般歳出プラス地方交付税がバランスするかどうかです。

先ほどお聞きして、半分答えられて半分答えられないのが、借金の残高、ここでいえば五千四百万、国でいえば五百四十兆円を減らすと言わされたから、どうやつて減らすんですかと言つた

り、その後言い直されて、いや、絶対額ではなくてGDP比で減らすと。GDP比を減らすのはどうするんですかと言つたら、GDPを上げれば減

るんだという趣旨のことを言われたから、確かに、借金がふえないでGDPが上がれば比率は減りますけれども、プライマリーバランスをゼロにしても、つまり黒字化しても、プラス・マイナス・ゼロにしても、借金は利息分はふえるんです

よ。

ですから、利息分がふえるということを前提にすると、必ずしも、GDPが成長したからといって、比率が下がる場合もあるけれども上がる場合

もあるということをわかつて言われているのなら、それも含めて、どうやつてGDP比の借金残高を減らすのか、そのやり方を国民の前で説明してください。

○伊吹委員長 ちょっと待ってください。

安倍官房長官、まず答えてください。そして、同じ答えになると思いますが、財務大臣、答えて

ください。

○安倍国務大臣 プライマリーバランスについて

パラ

ラ nsをすれば、長期金利と名目経済成長が同じになれば、これはまず固定化するということです

ございます。GDP比は固定化します、当然。プライマリーバランスがまずバランスをとれば、長期金利と名目成長が一定であれば、それは固定す

るのは当然なんだろう、こう……(菅(直)委員)何を言っているんだ」と呼ぶ)今、私が申し上げておりますから、質問をしていただいているわけ

から、私が答えているときにはよく聞いておいていただきたいと思います。

よろしいですか。プライマリーバランスがバランスしたら、そしてその状況で長期金利と名目成長が同じ、イコールであれば、先ほど申し上げましたように、債務残高のGDP比は固定化される

わけでございます。そして、私どもはそこからGDP比を減少させていくためにどういう道筋をとつていくべきか、こういうことでございます。

そこで、まず、いろいろなケースについて、この六月の歳出歳入の一體改革においてお示しをし

なければいけない。ですから、そこで、長期金利と名目成長の関係がイコールである場合と、そし

て他方が他方を上回る場合についての、それぞれのケースをお示しして、そして、そのときに、さら

に、歳出の削減であります。そしてもう一つは、税収をはからなければいけないということであ

りまして、その税収においては、例えば新たな消費税が必要であるかどうか、こういうことでござります。

それを、まずモデルケースを決めて、そうした議論をしていく。そして、そのときには、しつかりと我々は財政再建の道筋をお示ししてまいります。

す。それが、さらに金利がありますから、金利と

○谷垣国務大臣 今官房長官がお答えになつたこと基本的に同じですが、現在の状況は、確かに菅さんがおっしゃるように、借金が膨大にあります。

そこで、私は……(発言する者あり)

合わせて膨らんでいる状況。さらに、それに加えて、毎年毎年の、家計に例えれば生活費も収入じや貯えておりませんから、借金をしながらついている。つまり、借金と利息の上にさらに生活費の足らず前が積み重なっていくのが現状でございます。

したがって、まず第一弾の目標として、ことし
いただいたものでことし生活できる、ことしの政
策を打とうというのがプライマリーバランスを二
〇一〇年代初頭に達成しようという目的でござい
まして、それを今一生懸命やつていてる。

そうしますと、その次の目標は、やはり金利が
どんどんふえていけば雪だるま式に借金がふえま
すから、それがふえない手立てをどう講じるかと
いうのが次の問題になってくるんだろうというふ
うに思います。

長官がおっしゃったように、一つは、パイをふやしていけば全体の中での借金の割合が減つていい、だから潜在成長率を高めようということをございますし、それからもう一つは、やはり無駄を省くというのは徹底的にやつて、それで少しでもプライマリー黒字をつくつて、そのことによって借金を、GDP対比の率を減らしていく。そういう歳出一體改革の道筋をことし六月までにある程度お示ししていきたい、こういうふうに考えているわけであります。

○菅(直)委員 やつと話がそろつてきました。つまりは、安倍長官が初めて長期金利と成長率がイコールのときにはという前提を置かれたので、それだと確かに、谷垣さんが言われたのと同じですし、まさにそのとおりです。それまではそのことを言われませんんでしたので、GDPが伸びれば比率が下がると言われたから、ちょっと違うんじやないですかと。しかも、長期金利は今上昇場面にありますから、そういう意味ではそう簡単ではありません。

の家計でいうと千七百五百万円も借金を積み上げたために、当然ながら、その積み上げた百七十兆にも金利がかかるわけです。百七十兆の根っこから含めれば、五百四十兆にかかるわけです。ですから、これが百七十兆がふえてないとすれば、それよりも少ない形で金利負担が済んだんです。

ですから、きょう午前中の質疑でも、例えればヨーロッパ等は、これは前日も出しました表ですが、これは地方と国が一緒ですが、日本という国といわゆる借金、国と地方の借金がGDPに対してどのくらいの比率になっているかというと、O E C D 諸国の中では日本は圧倒的に高いんですね、一六〇%と。今、比率の伸びは若干とまっていますが、それでもまだ上昇を続けております。ヨーロッパは六〇%程度を一つのめどにしておりますから、倍どころか、三倍近い。圧倒的なGDP比の借金の大団になつて、金メダルだということをせんたつても申し上げました。

ですから、そう簡単にこの五年間のツケは、さつき冒頭申し上げましたように、残されたものは簡単なものじやないんですよ。それを受けとめられるボストン小泉の皆さんのがそのことを理解しておられるのかどうかということでお聞きをしたわけであります。

そこで、少し話を移したいと思います。

今、この五年間の間に格差が拡大をしている。小泉総理に言わせると、多少格差が拡大したからといってどうつてことないんだと言われます。その一つの背景には、雇用において非正規雇用がこの五年間でかなりふえていますね、たしか三百万人ぐらい。そして、若者の非正規雇用もふえています。一部、今、団塊世代がリタイアを前にして若者の正規雇用が戻りつつあることは、それ自身は結構なことですけれども、少なくともこの非正規雇用の若者が、やはり将来の安定性がないためになかなか結婚をしない、場合によつたら、結婚しても子供を産むのは控える。少子化の、出生率もこの五年間で、少しすつではありますが、さらには出生率が下がってきております。

の家計でいうと千七百万円も借金を積み上げたために、当然ながら、その積み上げた百七十兆にも金利がかかるわけです。百七十兆の根っこから含めれば、五百四十兆にかかるわけです。ですから、これが百七十兆がふえてないとすれば、それよりも少ない形で金利負担が済んだんです。ですから、きょう午前中の質疑でも、例えればヨーロッパ等は、これは前日も出しました表でですが、これは地方と国が一緒ですが、日本という国のいわゆる借金、国と地方の借金がGDPに対してどのくらいの比率になつているかというと、O E C D 諸国の中では日本は圧倒的に高いんですね、一六〇%と。今、比率の伸びは若干とまっていますが、それでもまだ上昇を続けております。ヨーロッパは六〇%程度を一つのめどにしておりますから、倍どころか、三倍近く。圧倒的なGDP比の借金の大國になつてゐる、金メダルだということをせんだけでも申し上げました。

ですから、そう簡単にこの五年間のツケは、さつき冒頭申し上げましたように、残されたものは簡単なものじゃないんですよ。それを受けとめられるボスト小泉の皆さんのがそのことを理解しておられるのかどうかということでお聞きをしたわけであります。

そこで、少し話を移したいと思います。

今、この五年間の間に格差が拡大をしている。小泉総理に言わせると、多少格差が拡大したから

○小泉内閣総理大臣 非正規雇用がふえていると同時に、最近は雇用も改善してきておりますから、正規雇用もふえております。そして、非正規雇用というもの、これをある程度認めていくといふことによつて雇用もしやすくしよう。また同時に、人の中には、非正規雇用でいいという人も最近出てきております。しかし、全体から考えれば、正規雇用の方が望ましいということで、正規雇用をできるだけふやす方向に行く方が私はいいと思っております。

そういう中で、失業率も改善してきておりますし、過剰雇用というよりも人手不足に今なつてしておりますから、もちろんこれには地域的なばらつきもあります。しかし、全体的に見て雇用の改善傾向が見えておりますので、今後格段の雇用がふやされるような経済の活性化が必要だ。

そういう点から、財政再建も大事でありますけれども、経済全体をやらんだ、歳出削減と歳入を一体的に見ていく必要がある。財政再建を急ぎ過ぎて、まず増税を先に打ち出そうということもまた時期尚早ではないか。歳出削減と歳入というのを両にらみしながら経済全体を見ていくて、その経済活性化によって雇用が改善していくという方向につなげていきたいと私は思つております。

○菅(直)委員 非正規雇用も選択の中にあるのではないか、それはそのとおりだと思います。

ただ、私たちが以前法案を出しました。これは川崎さんに聞いた方がいいでしょうかね。私も、せんだつてのこの委員会でも申し上げました。やはり同じ労働であれば、それを行つた人が正規だらうが非正規だらうが、単位時間当たりは同じ賃金を得られる、そういう同一労働同一賃金の均等待遇を確保するという法律を出しましたが、残念ながら、与党の賛同が得られなくて廻案になつております。川崎厚労大臣、やはりこれは必要じやないでしようか。いかがですか。

こういった状況について、小泉総理は五年間のうちにでこういう状況が続いていることについていかがお考えですか。

○小泉内閣総理大臣 非正規雇用がふえていると同時に、最近は雇用も改善してきておりますから、正規雇用もふえております。そして、非正規雇用というものの、これをある程度認めていくとということによつて雇用もしやすくしよう。また同時に、人の中には、非正規雇用でいいという人も最近出てきております。しかし、全体から考えれば、正規雇用の方が望ましいということで、正規雇用ができるだけふやす方向に行く方が私はいいと思っております。

そういう中で、失業率も改善してきておりますし、過剰雇用というよりも人手不足に今なってきておりますから、もちろんこれには地域的ななばらつきもあります、しかし、全体的に見て雇用の改善傾向が見えておりますので、今後格段の雇用がふやされるような経済の活性化が必要だ。

そういう点から、財政再建も大事でありますけれども、経済全体をにらんだ、歳出削減と歳入を一体的に見ていく必要がある。財政再建を急ぎ過ぎた時期尚早ではないか。歳出削減と歳入ということもあって、まず増税を先に打ち出そうということをもつて、経済活性化によって雇用が改善していくという方向につなげていきたいと私は思つております。

○川崎国務大臣 パートの問題でその仕組みがで
きていることは事実でありますけれども、基本的
に、まず男女間で差がある。また、パートで働い
ておる方々が、正規雇用者と同じ仕事をしていな
がら現実に差がついている。そんについて私ども
は改善を求めるように努力をしなければならない
という立場は、一緒でござります。

そういう意味では、先ほど総理がお答えになり
ましたように、特に若者は正規雇用という形で方
向づけをしていくことが大事だろう。そう
いう意味では、総理が御就任されたのは平成十三
年、雇用がたしか、失業率五%を超えていた時代
でございます。先ほど北橋委員が御質問に使われ
ましたように、企業が二〇%、五〇%リストラし
た時代だ、こういうお話を使わされました。まさ
に、そいつた時代に正規雇用のチャンスに恵ま
れなかつた人たちにどうこれからチャンスをつ
くっていくかというのは、私どもの大きな仕事だ
ろう。そいつた意味で、今、懸命な努力をいた
しております。

○菅(直)委員 我が党の小沢代表も、終身雇用、
年功序列という言い方をされましたがれども、つ
まりは、正規雇用というのは、ある意味ではセー
フティーネットの一つだということを別の表現で
言われているわけであります。

川崎大臣からは、我が党の次に出す法案は賛成
してもらえるような趣旨でしたので、それは了と
したいと思います。

そこで、仕事と子育ての両立支援という問題が
あります。たしか総理は、男女共同参画推進本部
の本部長ですよね。実は、我が党にも同じような
本部がありまして、これは代表代行の私に本部長
をやれということになつて、今、本部長をやつて
おります。

そこで、この男女参画推進本部、あるいは男女
参画の推進という立場でいろいろな施策をやつて
おられることを私も知つておりますけれども、最
近、それに逆行する行動がある県でとられていま
すよ。

つまりは、千葉県において、男女共同参画センターというものが自民党県議の反対で廃止をされる。毎年五千件からの相談業務をやつていたところが廃止をされる。これは各紙に、三月末ですか、これは読売の三月二十五日の地域版ですが出でております。公明党も、それは絶対に必要だと言われたようですが、自民党的な県議団が廃止を強行する否決を行つたようあります。

○猪口担当大臣 猪口担当大臣は千葉にも行かれているようですが、この事実を認識されていますか。

○猪口国務大臣 御指摘の件につきましては、私は承知しております。

○菅直委員 今、承知しておりますと答えられました

ましだが、承知した上で、たしか基本法の中に

も、自治体の努力義務といいましょうか、そういう中で、こういったいろいろな男女参画にかかわることを進めましようという趣旨の法律もあるはずであります。が、承知しているだけでいいんですか。やはりおかしいと思うのか、いやいや、千葉自民党的やつていることは大変立派だと言うの

か、はつきり見解を述べてください。（発言する者あり）

○伊吹委員長 静肅に願います。

○猪口国務大臣 まず、男女共同参画につきましてでございますが、これは非常に重要であると私

当然ながら認識しております。基本法の前文にも

規定されており、男女共同参画社会の

形成は二十一世紀我が国の社会を決定する最重要

課題の一つであると認識しておりますから、政府

を挙げて施策を推進しているところでございま

す。

そして、この基本法に基づきまして、先生御指

摘の地方公共団体につきましては、これは、国と

並んで、法の基本理念にのつとりまして、男女共

同参画社会の形成の促進に関しまして、國の施策

に準じた施策や、その地方公共団体の区域の特性

に応じた施策を策定して実施する責務を有してい

るわけでございます。

しかしながら、各地方公共団体における例え

ば女性センターあるいは男女共同参画センターなどをどのように設置するかは、これは地方自治の問題でありまして、当該地方公共団体において判断される事柄であると考えております。

また同時に、私、男女共同参画担当大臣といった

しましては、基本法の着実な実施を目指している

わけでございまして、先生御指摘の、千葉県におきます男女共同参画の形成に向けた施策の推進に支障が生じることがないということを期待しております。

○菅直委員 女性センターを設立するというこ

とでは今ではなくて、設立しようとしたら、設立

を認めないだけではなくて、現在ある柏のセン

ターも結果として廃止せざるを得ない、予算が、少

しが使えない、そういう決定が千葉県議会でさ

れました。

今大臣は、地方自治体も国と同じような努力義

務があるということを認められたわけですが、少

なくとも年間五千件からのそういった相談業務が

あつて、もつとふやそうとして案が出されたよう

ですが、ふやすどころか、現状ただ一つあつた、千葉にただ一つあつた女性センターを廃止する。

逆行しているんじゃないですか、大臣。

○猪口国務大臣 基本法に基づきまして、地方公

共団体は、國の施策の方針に準じまして、また、

必要があれば地域の特性を考慮しながら男女共同

参画社会の推進を行う責務を有しております。そ

れを例えばどのような施設において行うか、そ

ういう実施の細部におきましては、これは

その当該地方公共団体の立場で、地方自治の原則

にのつとり決定されるべきものと認識しております。

○菅直委員 それでは、この問題では、自民党

総裁として私は小泉総理にお聞きします。

つまりは、自民党的な千葉県連が県議会でこうい

う行動をとっているわけでありまして、自民党總

裁としてこのあり方に對して、やはりちょっと行

き過ぎがあつたんじやないかと私は思うんですけど、総理はどのようにお考えですか。

○伊吹委員長 内閣総理大臣として答えてください。

○小泉内閣総理大臣 私は、千葉県でどのような

男女共同参画社会へ向けて行政運営がなされてい

るか、よくは知りません。しかしながら、地方自

治体として、男女共同参画社会の実現に向けてど

うあるべきか、よく状況を見きわめて地方自治團

体としての判断を下されるということを期待してお

ります。

○菅直委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

がありました。談合をもうやめたいんだけれども

と言つたら、いやいや、談合は続けてほしい、そ

して、天下りをするためには、官製談合で高い値

段で落として、その差額を使ってポストを確保す

る、そのためには統けてほしい、少なくとも大手

新聞がそういうことを報道いたしております。

○公取委員 まさに期待してくださいね。自民

党の県連がやつていてる仕事ですから、そのことを

しっかりと頭に入れておいてください。

そこで、次に、話をもう一度、税金の無駄遣い

に戻したいと思ひますけれども、最近、ある報道

すが、建築確認そのものがありようについてやはり大きな問題があつたというふうに考えておりまして、そして総点検等々もさせていただきました。

この国会に建築基準法等の改正についてお願いをしておるところでござりますが、まず第一弾として、建築確認の際に、一定の建築物につきましては構造の専門家である第三者による審査を義務づける、構造審査については厳格化をしていくと

いうことをぜひお願ひしたいと思つておりますし、また、民間検査機関につきましては指導監督を強化していこうということで、地方公共団体による立入検査の導入等もお願ひをしておるところでございまして、この改正法案につきまして、今後、御審議をお願いしているところでござります。

○菅(直)委員 これは国民の皆さんに御理解をいたきたいと思うんですが、確かにプラスのサービスで、公だけでは不十分だからもつと民間の人にも手伝つてもらおうというプラスのサービスの場合は、私は十分あり得ると思います。しかし、この建築確認というのは、ある意味では、審査でノーと言われたら大変なんですね。

ですから、イエスと言つてもらわなきや家が着工できないんです。ノーと言われたら着工できないんですから。そうすると、当然甘いところに行くというのが構造的にあるんじやないですかと言つたんです。今の大臣の話は、いや、民間も公も両方ともインチキを見抜けなかつたんだから特に民間が悪いわけじゃないという、理屈にもならない

ところです。もう一つ、別のことでも申し上げてみたいと思います。

二〇〇一年に商法改正がありました。その商法改正によつて、株の分割の基準が大きく緩みました。この商法改正法案は議員提案で出されていましたね。この商法改正の議員提案をされた方が閣僚の中におられますか。

○伊吹委員長 菅君、具体的にお気づきのことがあれば、お名前をおつしやつください。

○菅(直)委員 提案者の中には小池大臣の名前がありました。賛同者の中には北側大臣の名前があ

りました。

現在は、余りにも分割が、一万倍とかという分割が行われいろいろな不祥事を招いたので、東証の自主規制という形で、多分、金融庁が指導されたんでしよう、分割の制限が自主規制でかかっております。

つまりは、当時、一万倍だろうが何万倍だろうが分割できるという規制緩和を行つた。確かに、その趣旨どおり個人株主が大変ふえるという、それは私は大変結構なことだと思います。しかし、個人株主というのは、一般的に言えば、インサイダーとか、いろいろな財務諸表とかを詳細に分析する力は小さいわけですから、それだけに、証券取引監視委員会とか金融庁が規制緩和に伴うチェックをしつかりしなきやいけなかつた。しか

し、少なくとも、二〇〇一年の商法改正で行わたことが、その後の多くのことを招いたことは御承知のとおりであります。

もし、提案者である小池さん、その趣旨、その

ことについて何か御意見があれば言つてください。

○小池国務大臣 当時、私、金融委員会などを中

心に議員活動をさせていただきまして、その商法改正に携わつたことは覚えております。

かつてバブル崩壊の際も、個人株主が余りにも我が国では少ないというような問題があり、また、証券会社も個人株主は大変軽く扱われていたような時代もございまして、そういうことを踏まえまして、個人株主をさらに参入させることによつて株式市場を活性化させていくというような趣旨で商法改正を進めたものと思います。

それが、その後のさまざまな環境の変化などによつて、今回、このライブドアのような事件などが起つたことは大変遺憾に思つておりますけれども、その当時、個人株主をふやす、また、経済の中におられますか。

を活性化する、そういう観点では目的に資するものだと考えております。

○与謝野国務大臣 この商法改正はいい法律改正だと私は思つております。これは、株式の流動性を高める、あるいは、今小池大臣が言及されたよ

うに個人株主数をふやす、こういう意味ではない法律改正だつたと思いますが、いい法律改正をしても、それを悪用する人が出てまいりますと、それに対しては追つかれ対応せざるを得なかつた。

ライブドアのケースは、きちんと、東証あるいはその他の機関でその後に対応をしております。私が冒頭申し上げたように、一概に悪いと言つていません。規制緩和については、我が党も基本的には望ましいことだと思っています。ただ、そのときに、必ずいろいろな問題が起きることを予想して、それに対するチェック体制をきちんと用意したかということを申し上げていらっしゃるんです。

今回の場合は、証券取引監視委員会と金融庁の役割が、ここにも出ておりますが、当時の金融庁の責任者であつた竹中さんが金融担当のときに、今話題に出たライブドアは、十倍に分割して、さらに百倍に分割して、さらに十倍に分割しましました。つまり、在任期間中だけで一万倍に分割したんですね。先ほど申し上げたように、そういうやり方はちよつと行き過ぎじゃないかということ

で、今は東証の自主規制がかかっています。当時は竹中大臣が、本来なら、そういう新しい制度を導入したことに対する、制度が本来の趣旨を外れてはいけ、それにかかる制度を入れるべき担当の責任者であつたわけですけれども、竹中大臣、それに対する反省はありませんか。

○竹中国務大臣 私は、二〇〇一年の秋から二年間ですか、金融担当大臣をさせていただきました。

御指摘の商法改正は、その前の二〇〇一年の商法改正でござりますので、ちょっとその経緯等々、まして、金融担当大臣というのは商法の直接の担当大臣ではございませんので、経緯等々も

十分に承知しているわけではございませんが、御指摘のように、この法律改正そのものは、個人の株式市場参入を容易にするということで、非常に

大きな意味を有していただだと思います。

しかし、残念ながら、そうしたい趣旨の法律を悪用する人が出てきてしまつたのではないかといふこと、それは、当然のことながら、市場を監視するということはやつていかなければいけないわけ

を悪意を持って悪用する人が出てきてしまつたのではないかということが問われている。それについては、当然、証券取引監視委員会等ともしつかり協力をされて、そして、司法の場でしつかりと、わけでございますが、にもかかわらず、今、司法の場でそういうことが問われている。これについて、私は全然悪くないけれども、悪い人がいたんじゃないですね。先ほど申し上げたように、そういうやうふうに思つております。

○菅(直)委員 何か竹中さんの話を聞いていると、私は全然悪くないけれども、悪い人がいたんだとということですね。

これがそのときの経緯です。株式を分割できる商法改正は施行が二〇〇一年の十月です。その前にも三分割されていますが、これは旧商法のもとでの、従来の規制がかかつた中での分割です。そして、今竹中さんが言われたように、二〇〇二年の九月から二〇〇四年の九月までの間、竹中さんが金融担当大臣でありました。このわずか二年間の間に、十分割し、さらに百分割して、さらに十分割をしております。

私が調べていてる限り、この改正後、一万倍の株式分割をやつた会社は、ここにいろいろなデータが出ておりますが、私が知る限り、ライブドアだけあります。そのときの責任大臣は全部竹中平蔵大臣であります。他人事なんですか、そんなこ

とが。そして、その中でいろいろな問題が起きた、悪い人がいた。その悪い人と一緒に手を上げて、一生懸命、この人は立派な人だと褒めたことがありますか。

ですから、私は、少なくとも金融担当大臣として、こういうことになつたことについて、これは法律が予定していたことではなかつたにしても、それは大変不十分であった、だから、これからそ

れに對しては、今はもう既に東証の自主規制がかゝっておりますが、そういうことを含めて誤りは正さない、そういうふうに言われるのが筋じやないです。いかがですか。

○竹中國務大臣 まず、その株式分割、これは別に金融庁が許認可を与えるものでもございません。そういう制度の中で使われたわけでございません。それが今、本当にどういうことであったのかという真相が司法の場で問われているわけでございましたから、それについてはしっかりと私たちも注意を持つて見守らなければいけないと思いました。

金融庁としては、当然のことながら、常に市場をしつかりと監視しております。そのためには、先ほど申し上げましたように、小泉内閣になつてから、その間にこの人数も一・六倍にふやしてやつてしまひました。そうした中で、いろいろな証拠をつかんで今回の規制に至っているのだと思います。

○武正委員 次に、武正公一君。

○武正委員 民主党の武正公一でございます。

悪用する人がもし出でてきて、それが本当に今伝えられているところであれば、それは極めて遺憾なことであるというふうに申し上げざるを得ないと思います。そういうことの再発の防止も含めて、まさに今、金融庁でさらにしつかりとした対応をしておられるというふうに承知をしております。

○菅(直)委員 今のを国民の皆さんはどう聞かれたかは知りませんが、うまくすり抜けているんですね、総理と同じように。

つまりは、証券取引等監視委員会と金融庁は別なんですよ。証券取引等監視委員会は、まさに法

律に違反しているかどうかをチェックして、場合によつたら告発をするんですよ。そして、当時、竹中さんが責任者をしていたのは証券取引監視委員会じゃないんですよ。こちらが拡充したとかな

んとか、それはそうかもしれません、あなたはこちらの責任者じゃありません、金融庁の担当責任者です。

金融庁は、法律に違反しているかどうかを直接やることになつております。そうではなくて、竹中さんは責任者をしていたのは証券取引監視委員会じゃないんですよ。こちらの責任者じゃありません、金融庁の担当責任者です。

法律改正が、それは法務省の中であるいは議員提案で、この中にもおられますけれども、賛成した人もたくさん、与党は全員賛成ですが、そういう

法律をつくったときに、副作用があれば、この副作用を変えなきやいけないといつて、そういうことを立案するのは金融庁の責任なんですよ。金融

○伊吹委員長 これにて菅君の質疑は終了いたしました。

そういうことを、全部他人事のような顔をして、いや、今の金融庁は頑張っているでしょうと。そういう言い方が国民の信頼を政治から失わせている、このことを申し上げて私の質問を終わ

ります。

○伊吹委員長 これにて菅君の質疑は終了いたしました。

次に、武正公一君。

○武正委員 質疑に移らせていただきますが、午前中、民主

党案の答弁のときに私が例に出しました独立行政

法人、これはまずパネルを使って国民の皆様に改

めて説明をさせていただきたいと思います。これ

は四月三日のときにお配りしたので、ちょっとお

手元には資料はございません。お許しをいただき

たいと思います。

要は、八十万人の行政職員が平成十七年三月に

は三十三万人に減つた、こういうグラフでござい

ます。このうち十二万一千人が独立行政法人の職

員ということで、定数からこの十二万一千人は外

れただですよ、このように政府は説明をされるわ

けでございますが、先ほど触れたように、平成十六年度でも三兆三千億円の交付金が税金も含めて独立行政法人には投げられているのでござります。

そこで、やはり政府提案の五本柱の一つの独立

行政法人から、まず話を進めたいと思います。

民主党案は、独立行政法人の長は、トップは公

募をすべしという対案を出しております。また、

独立行政法人の支出に当たっては、先ほども答弁で申しましたように、一般競争入札を原則、こう

いったことも打ち出しているわけでござりますが、お手元に資料を配らせていただきました。

この委員会では、文部科学大臣からも、そして官房長官からもお話を伺つております。独立行政法人の役員出身内訳、特に文科省の認識が政府と違う、ここを、締めくり総括質疑に当たつて、いっただくとも打ち出しているわけでござります。

もう文科大臣、官房長官からはお話を伺つておりますので、総理にお話を伺いたいと思います。

この私どもの予備的調査での分析は、文科省出身の、独立行政法人の役員数百四十九名のうち、

所管省庁、文科省出身者は八十二名だという私どもは仕分けをしておりますが、政府は、三十六名だと。なぜ、八十二引く三十六、四十六名が民間人なんだという仕分けになるかというと、以下二ページ目をごらんいただきたいと思います。

この方は独立行政法人国立特殊教育総合研究所の理事長でございます。滋賀大学に講師として採用された、国立大学でございます。そして、平成五年から十年間、文部科学省で勤務をされ、そして退職をされました。政府はこの方を、文部省出身の退職公務員という形で、この独立行政法人の長、いわゆる退職公務員出身には扱われません、民間出身だと言われます。

三ページ目をごらんください。独立行政法人物質・材料研究機構でございます。この方は、昭和四十四年、文部省東京大学採用でございます。それから、先端科学技術研究センターの長、通商産業省の工業技術院産業技術融合領域研究所長、経済産業省産業技術総合研究所産業技術融合領域研

究所長、こうしたところを歴任され、退職されたります。文科大臣、官房長官にお伺いしても、この方は、この私どもが分けた文科省出身の退職公務員、文科省のところの八十二名には入れるべきでございません。民間人なんだ、このようにおつしやられれます。

総理は、独立行政法人のトップは五割を目標とする。昨年十二月、政府の発表では、百十三人中五十七人、退職公務員の割合は五割でござります。しかし、その五割には、今申し上げましたように、滋賀大学で採用されて文科省で十年勤務をされた方も退職公務員ではない、あるいは、東京大学で採用されて政府の幾つかの研究所の所長をされた方も退職公務員ではない。こういう仕分けはやはり國民から見て理解できない、このように思うわけですが、既に文科大臣、官房長官、お話を伺つております。締めくり総括質疑でござりますので、テレビも、そして国民の皆さんも注視をしております、総理の率直な御感想、やはりこの人たちは民間人なんだ、だからこの中央省庁の文科省の八十二名に含める必要ないよ、既に発言があるように三十六名なんだよ、四十六名おかしいんじゃないの、こういうような御答弁なのか、御所見を伺います。(小泉内閣総理大臣「文科大臣じゃダメか」と呼ぶ)いえ、もう何度も伺つておりますので、きょう時間がございませんので、締めくり総括質疑で、総理の御所見を伺います。

○小泉内閣総理大臣 文科省所管の国立特殊教育総合研究所や物質・材料研究機構の理事長について、こういう方は、学問的な知見に着目して登用しておりまして、民間の学識経験者と同等なものと位置づけていると承知しております。要は、適材適所ではないかと思つております。

○武正委員 その適材適所が、いわゆる中央省庁と独立行政法人そして独立行政法人から公益法人へというお金の流れと天下りを生んでいるのでござります。

総理は、退職公務員は五割に抑えるというふうに言つておられます。一昨日も、財團法人の、公

益法人の理事長さん、名古屋大学の野依先生などを挙げられて、野依先生が独立行政法人の研究所の所長になつたとき、文科省の天下りりと言うのはおかしいだろ、こういうふうに言つておられました。私もそのことは理解できます。

ただ、やはり国民の皆様からして、国立大学に入られて、そして政府の研究所を歴任されたり文科省にまた行つたり、こういう人事交流があります、国立大学の教授には。そういう方々を退職公務員でないというふうな扱いをする、これは私は無理があるというふうに思つてます。

五割というふうに言つておられるんですから、五割の中でもそういう方々もカウントすればいい。そうではない方を五割、民間にはたくさんいますよ、なぜ民間の人をもつともと独法のトップにあるのは公益法人のトップに自信を持つて選ばないです。なぜそうした中央省庁の退職公務員ばかりを、あるいは国立大学の教授の、そのことをわざわざ解釈で民間人だなんてやつて、五割を達成していますと言つてます。到底理解できません

○伊吹委員長 武正君に申し上げますが、これは認識の問題だと思います。総理の答弁は、認識は既に示されておりますので、文部科学大臣からまづ答えさせましよう。

○武正委員 いや、今聞いてるんですから。文科大臣はもう聞いてますので。

○伊吹委員長 委員長の議事整理に従つてください。文部科学大臣。

○小坂国務大臣 委員長の御指名によりまして……（武正委員「今総理とやつてあるんです」と呼ぶ）

○伊吹委員長 総理は今、認識と所見を述べていらんです。（武正委員「だから、再度お聞きしたんですね」と呼ぶ）

○小泉内閣総理大臣 再度の答弁ですが、国立特殊教育総合研究所や物質・材料研究機関の理事長について、これは学問的な意見に着目しているわけです。要は、適材適所が大事じやないでしよう

益法人の理事長さん、名古屋大学の野依先生などを挙げられて、野依先生が独立行政法人の研究所の所長になつたとき、文科省の天下りりと言うのはおかしいだろ、こういうふうに言つておられました。私もそのことは理解できます。

か。

○武正委員 認識が違うんですね。

やはり国立大学の教授でも文科省と人事交流をされているんですよ、そして政府の各種研究所の所長をやつておるんですよ。つまり、退職公務員なんですよ。この方々を退職公務員に入れないので、適材適所と言つて、目標の五割を、独立行政法人のトップ五割を達成していると言うのは、やはり私は詭弁だというふうに言わざるを得ないので

ございます。

既に御提出をいたいた資料、平成十七年度、独立行政法人に中央省庁から出向して戻つてこられた公務員、出向ですね、この方々、千五百六十二名の資料も出していただきました。平均を見ますと二十二カ月、千五百六十二名の方が平成十七年度、独立行政法人から中央省庁に戻つてきます。さつきの表を見ていただきますと、定数の枠外にこうした出向者という者がいます。そして、中央省庁の定数の枠外で独立行政法人に行つて、二十二カ月たつて戻つてくるんです。

そこで、きょう、それぞれの大臣にお伺いをし

たいんですが、平成十二年度からの五年間、五百円以上の本省庁発注全契約に占める隨契の比率、そしてまた相見積もりをとつていい比率

を、財務大臣、この間お答えいただけませんでし

たので、お答えをいただき、あわせて国土交通大

臣にお答えをいただきたいと思います。

そこで、きょう、それぞれの大

臣にお伺いを

ます。

それから、相見積もりにつきましては、これは複数の者から見積もりをとるということでござい

ますけれども、これにつきましては、契約相手方

が事業者しかしない隨意契約でございますので、複数の者から見積もりをとることはできないとい

うことございます。

それから、隨意契約における契約書の作成率で

すが、一〇〇%でございます。

さらに、公益法人の比率でございますが、公益

法人の比率は、件数で五六・八%というふうに聞

いております。

○川崎国務大臣 厚生労働省の場合は、十二年から十六年まで、本省発注五百万円以上の隨意契約、契約書、一〇〇%作成いたしております。公益

法人も同じように一〇〇%でございます。

○谷垣国務大臣 平成十二年度から十六年度の五

年間、五百万円以上の本省発注分全契約に占める隨意契約の割合は約七〇%でございます。

それから、御指摘の五百万円以上の隨意契約のうち相見積もりをとつていない割合、これは一〇〇%でございます。仮に相手方が二者以上あり得る場合には入札を行つておるところでございます。

○中川国務大臣 平成十二年度からの五年間、五百円以上、本省発注分の隨意契約において、契約書を作成していないものが、電気事業者、ガス事業者、水道事業者との長期契約分、それから造幣局との契約八件がございまして、これは二十件でございます。千百三十二件中千百十二件、九八%が契約書の作成を行つております。

また、公益法人との隨意契約につきましては、

百七十七件であり、一〇〇%契約書を作成してお

ります。

○武正委員 そこで、総理にお伺いをしたいんで

すが、この隨意契約、先ほど来やりとりをしてお

ります。隨意契約でなければ一般競争入札なんだ

といふことも言われておりますが、改めて全省庁

の数字が出てまいりました。八割が隨意契約であ

る、この数字を見られて、総理としての御所見、感想、環境省だけじゃなくて、これだけ高い平均

たしますと、五千九十九件総計に対して四千六十件

の隨意契約率、約八割でございます。そのうち公

益法人の比率が三六%、独立行政法人を加えると

四一%ということになつてしまります。この隨意

契約の率が、環境省の九二・三%を筆頭に、平均

うちの四割が独立行政法人と公益法人である。環

境省だけでなかつたというところがこの表でござ

います。

そこで、きょう、それぞれの大

臣にお伺いを

ます。

それから、相見積もりにつきましては、これは複数の者から見積もりをとるということでござい

ますけれども、これにつきましては、契約相手方

が事業者しかしない隨意契約でございますので、複数の者から見積もりをとることはできないとい

うことございます。

それから、隨意契約における契約書の作成率で

すが、一〇〇%でございます。

さらに、公益法人の比率でございますが、公益

法人の比率は、件数で五六・八%といふに聞

いております。

そこで、きょう、それぞれの大

臣にお伺いを

ます。

○北側国務大臣 國土交通省の本省における平成十二年度からの五年間における隨意契約の割合でございますが、件数でいりますと八七・四%でござ

ります。

それから、契約書は、五年間、五百万円以上の

本省発注隨意契約、契約書を作成している割合は

一〇〇%でござります。

以上でござります。

それから、契約書は、五年間、五百万円以上の

本省発注隨意契約、契約書を作成している割合は

一〇〇%でござります。

以上でござ

の随意契約である、御感想をお聞かせいただけますでしょうか。

のでございますので、そういう場合は、私は随意契約でもよいのではないかと思います。

す。

仕事を発注しているということを指摘してまいりました。

○小泉内閣総理大臣 どうしても随意契約が必要であるというもの以外は競争入札にすべきだと思つております。

それから二十一号、「公用用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。」これは、例えば国有地を道路用地等に使用する

と称して随意契約で、あるいは特別の縁故のある者に売り払いも随意契約で、觀念的でございます。これがあるがために、例えばグリーンピアの三千七百三十億円かけた資産を四十八億円で売り随意契約というのは、もちろん言い値で契約する、まさに役所と天下り団体が一緒になって値段を決めている、こういう契約でありますけれども、一つは、例えば、国土交通省が天下り団体に

れば、外國での契約とか、あるいは公益法人から貰い入れ、借り入れ、あるいは公共団体への売り払い、特別の縁故のある者に売り払いなどでござります。

が認められることなどから随意契約によれる。それから、もう一つは二十二号で、「土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。」は、例えば袋地や単独利用が困難な不整形地、こういう場合は国有地を隣地の所有者に売り払うというようなことがございまして、これは、必ずしも競争入札によら

払つたり、雇用促進事業団、四千四百六億円でつ
くつた建物を百二十七億円で売り払つたり、その
根拠がそれぞれこの予決令にあるという指摘もあ
るんです。

ですから、こういつた予決令は速やかに改める
必要がある。随意契約を、こういつたことで免れ
るようになつてゐるということありますので、
總理、この政令を改正すればできるんです、ぜひ
載つております、自分たちが出した通達、各業
界への通達、この通達をわざわざ天下り団体が本
にまとめて通達集にして、それをまた国が買つて
いる、こういう例もある。これを数百万円単位で

じゃないかなというふうに思うんですね。先ほど、随意契約でなくていいものは一般競争入札にということなんですが、予決令でたくさんだしき書き、例外規定が設けられているんですよ。ですから、この例外規定を改めないと、やはり随意契約が統いていく。幾ら閣議で随意を改めると言つても、政令を改めなければいけないんだというふうに思うんですが、これはまず担当の財務大臣に御所見を伺います。

委員のおっしゃるやうに、例外等々を見直していくということは、これは時代に応じて検討しなければならないと思いますが、私どもは今、六月までに緊急点検することにしております。その中で、一番使われておりますのは、実は一番最初の、いろいろな競争によることができない場合と、いうようなことでございまして、本当にそれ以外に主文することができないのか、ほかに業者が、

○小泉内閣総理大臣 グリーンピアがどういう形で売却されたのか知りませんが、これは随意契約だからとかどうか、私は承知しておりません。恐らく買い手がないなかったんじやないですか。それをよく確認していただきたい。質問が本当かどうかか、私はわかりません。

それと、要するに、随意契約の必要がなかつたら一般競争入札、こうすべきだと思つております。こしょ意識の文書でござるることございません。

のものについて随意契約によることができる旨を規定しております。今委員が問題にされました関連のものを申し上げますと、第十五号は「外国で契約をするとき」これは随意契約によることができるとしておりますが、これは、外国の場合は

ないのか、ここのことには私は十分点検する必要があると思っておりますが、先ほど御説明申し上げたようなところは、今後十分社会の推移によつて考えますが、私は現在でも合理性があるのではないかと考えております。

○武正委員 私は、予決令を改正すればいいといふことを言つてゐるのです。
もう時間がありませんので、これで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

法制度が日本と異なりまして、競争入札によることが困難な場合があるということがござります。それから十六号、「都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組

○武正委員 今の四点申しますと、外国での契約、これは随意契約で。実はこれがODAに関して随契が多い根拠になつてゐるんではないかと、いう指摘もござります。

○伊吹委員長 これにて武正君の質疑は終了いたしました。
次に、渡辺周君。

「合意合意入は悪書のため記入したがお詫びから直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。」これには、公益性がある法人から物件を買い入れる場合には、他の當利法人から買い入れる場合に比べまして同等またはそれ以下の価格であることができる場合には随意契約によることができるとしたも

それから、公益法人からの貢入や借り入れ、これが随意契約でいい。先ほどは公益法人で、あれば安い価格であろうということを言われましたが、それは仮定でありまして、そういう仮定に伴って、だから公益法人との随意契約が多い理由になつてゐるのではないかという指摘があります。

○渡辺(周)委員 それでは、時間も押しておりますので、民主党の時間内で質問をさせていただきます。

まず、北側国土交通大臣、昨日も指摘をいたしました。この委員会で一貫して私、国土交通省の出先が天下り団体に対して随意契約でいろいろな

○北側國務大臣 まず、全国にある整備局から公
答弁をいただきたいと思います。
いかがですか。これだけの額ですよ。
ぜひこの点について、昨日に引き続きまして御
きることであるならば、民間と競争してやつたら

益法人である建設弘済会への業務委託でございま
すけれども、これにつきましては、昨年からさま
ざまな御指摘をいただいておりましたので、これ
は私の方から、民間でできることはできるだけ民
間に委託してもらいたいということを、ぜひ点検
してもらいたいということをお願いしました。

それで、この三月末に第一弾の改善方針を取り
まとめいたしまして、例えば環境関係などの調査
のようないくつかの行政事務補助業務だと、それから広報、
イベント運営などの行政事務補助業務だと、そ
して今委員の方から御指摘があつた厚生福祉業務
など、こうしたものは原則として民間事業者に最
初から委託をしていくということで見直しを行つ
たところでございます。

さらに、今幾つかお話をございましたけれど
も、駐車場の件でございますが、これは直轄道路
の橋の下のスペースについての駐車場のことを
おっしゃつておられるわけでございますが、これ
につきましては、料金收入が五つの弘済会で七億
六千三百万円、占用料が九千百十万元、人件費等
の経費がございますが、この経費が五億五千六百
三十万円、最終収益が一億一千五百六十万円とい
うふうになつておられるわけでございます。

これにつきましては、きのうも答弁させていた
だきましたが、これは道路という公物の管理をし
なければなりません、緊急なことがあるかもしれません
、日常の管理も必要でございます。という
ことで、どなたでもというわけにはいかないとい
うふうに考えておりますが、しかし、地方公共団
体等々、そうした管理もできるところもございま
すので、そういうところも含めて、今後しっかりと
見直しをさせていただきたいというふうに思つ
ております。

さらに、この建設弘済会が今やつておる業務に
つきましては、民間コンサルの話もございました
が、こうしたことにつきましてもさらに今検討を
しております、さらなる民間への委託ができる
ものについてはしっかりと見直しをさせていた
だないと考えております。

○渡辺(周)委員 今、公物の管理、非常に特殊性
がある、管理においてはやはりいろいろ問題があ
るというような御発言がありましたけれども、
昨日この委員会で質問しましたときに防衛庁に
これは御答弁は要りませんが、引用させていただ
きますが、防衛庁の装備品ですら民間に委託で
きませんが、防衛庁の装備品ですら民間に委託で
ありますけれども、それを理由に、だから天下下
り團体にしかできない、これはこれまでの随意契
約すべてそうでしたけれども、専門性と豊かな経
験、知識を有するからここなんだということで優
先的に独占的に発注をしてきたわけであります。
この点については、この委員会で我々が指摘し
たこと、こうした問題、あるいは先ほどここに山
積みしてありました、入札によらずに言い値で決
めてきた随意契約、あれだけあつたわけでありま
して、この問題について、これからぜひ、国土交
通省、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひ
ます。

それで、天下りの問題が先ほどからずっと議論
されておりますが、私は、ちょっと視点を変えて、
ちよつと申し上げたいと思うんですね。

これは、今申し上げたような、天下り団体に、
いわば仲間内のところに採算性も考えないで税金
が投入されるということが一つであります。
あと二つ挙げるすれば、一つは、不公正が生
まれるからなんですね。この不公正というのは何
かといいますと、一つは、私のかつての選挙区であ
りました御殿場市というところの例を挙げます。
これは、御存じのとおり、自衛隊の演習場がござ
いまして、駐屯地もございます。ですから、そ
の周辺では防音工事が行われるんすけれども、
この防音工事が行われるときには防衛施設庁の予
算で行われる。そのときに、地元の業者さんたち
が防音工事が始まるということで準備をしており
ましたら、もう既に、防衛施設庁が天下つておる
ゆる講習会、研修会そして技能検定、こういうも

隣の神奈川県の厚木の業者さんなんかが先に來
て、先に契約しちゃつてあるんです。地元の業者
たちが知ったときにはもう既に手を打たれてい
た。なぜか。それは、防衛施設庁の人間が天下り
をした会社はもう既に情報を知っているんですね、こ
れを受けに行くんですよ。

結局、こういうことを幾つもの団体がやつてい
る。そうすると、当然、住宅設備に關係する方々
は、お上ににらまれちゃいけないから、その講習
会や研修会や年に一回の技能研修会とか技能検定
を受けに行く。若い者を連れていけば、当然、そ
のコストもそうだし、当然のことながら、仕事を
休まなきゃいけない。どうするかというと、やは
り自分たちが何かやるときには施工費に上乗せを
していくかないと、その人たちは零細中小で零細企
業ですから、とてもじゃないけれどもこれはやつ
ていけないんですね。それが結果的に積み重なつ
ていくと、日本の住宅費は高いものになる。

結局、なぜ我が国が、これだけサラリーマンが
一生懸命働いても、一生かかって家を建てること
が男の本懐になつてしまつたのか。家を買って
しまつたら最後、退職金と自分が死んだ後に受け
取る生命保険まで頭に入れなかつたら、家一軒持
てない。何か人生それがもう目標になつていて。
よく考えてみると、こういう天下り団体の方々が
同じ所管課でこんなにいっぱいあるのだろうかと
思うぐらいあります。

実は、本省が所管をしているこうした公益法人
が我々の生活のコストを上げているんですね。こ
の生活のコストは、申し上げますと、例えば、住
宅局の建築指導課というところが所管をする団体
だけで三十六団体、そして住宅生産課というこ
ろが所管するだけで十八団体、住宅局だけで全部
で八十七団体あるんですが、この団体が国から例
えば随意契約や事業を委託して、そこで委託業務
で運営されている場合もあります。

それ以外にもあるんです。何をするか。そこに
参加している業界、団体、業者たちから、いわ
かして、やはり見直すべきは見直す。もちろん
住宅建築にかかる部分ですから、これは手抜き
工事やらしいかげんなことがあつてはいけませ

ん、安心や安全というものは最優先で行わなければいけませんけれども、こういう現実があると、いつもぜひ御認識をいただきたい。

その点について、総理、いかがですか。この点について、ぜひこういう問題もあわせて見直していただきたいんです。

○小泉内閣総理大臣 そのような御指摘が事実なら、これは見直していかなきやならないと思つております。

○渡辺(周)委員 昨日も申し上げました例えは行政評価局、こういうところも、あるいは長妻委員が指摘をしました会計検査院、本来、国が行政監視、税金の使い道を監視しなければいけないところにもかかわらず、やはり当然、この評価対象あ

るいは調査対象になるところに天下る。これは職業選択の自由だといながらも、最終的には、やはりこれは人間ですから、受け入れられているところは、もしかしたら行つたことによって適正になるかもしれません。しかし、逆に言うと、手心を加えるという言い方かどうかわかりませんが、何か大になるんじやないかと、いうことも当然あります。

これについて、これは先日も、総理という立場から、独立した会計検査院のありようについては、内閣の長である総理から発言するというのは、いかがなものかという指摘もありましたけれども、例えば、こういう税金の使い道、行政の評価、こういうところに関してもやはり天下りの規制をするべきだ、これはより厳密にするべきだということにつきまして、総理、いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 会計検査院ということに対して、独立の機関ですから私が指図すべき問題ではありませんけれども、お話しのように、固定的に検査対象機関に関連の職員が行つてているという疑惑の念を持たれることがないよう、私はよく注意していくべきだと思っております。

○渡辺(周)委員 我々は、民主党案を提出するに当たりまして、やはりこの天下りという問題を一つ柱にいたしました。それは、退職までの五年間

の部署に密接に関係する利益団体に対しても五年間は行くことができない、さらに今は迂回をすることによって行くことができる公益法人等にやはり行くことができないようにならなければいけ道をふさいだわけでございまして、実際、そのことを本当にやつていかなかつたら、やはりいつまでたつても同じ問題が起きるんです。

これは、我々が言つてきたことをこの法律にまとめました。それによって今申し上げたような天引きというものの弊害がとにかくなるということに関しても、ぜひ評価をいただき、御賛同をいただきたいというふうに思うわけでございます。

もう一つ、この天下り問題に関連をしまして、一貫してやはり議論されています早期の退職勧奨制度。同期が事務次官、役所のトップになつたら同期は全員やめる、それによつて、それ以外の団体に、見合うようなところに行くというようなシステムがある、このことも一貫して議論をされてきました。この入り口でありますキャリア制度について、どうお考えかということについてお尋ねをいたします。

我が党にも官庁出身の議員が大勢おります。いろいろお話を伺いました。この採用試験を受けるに当たつて、これはやはり大学卒業時の試験なんですね。大学卒業時の、まだ実社会に出ていない、実務に携わつていない人間が、まずここで、大学卒業時の試験で、I種、II種とある、そこで、キャリア、ノンキャリア、もうゴールが違うある意味で列車に乗るわけです、レールを走るんですね。

午前中に総理がおつしやいました、学校で勉強

ができた人間が政治家として大成している、逆も

あります。まさに私もそうだと思うんですよ。どこを出たかではなくて、何ができるか、何をしてきた

かということが評価できるような社会というものをつくるためには、私はこのキャリアアシスタント制度とい

うのもやはり見直していかなきやいけないんじやないか。

我々、公務員制度改革を考えていく上で、やはりこここのところは、例えば高校卒業、大学卒業、

大學院卒業、こういう形で分けて、実社会の中で仕事をしていく上において、当然、優秀な人間、それなりのスキルを持つた人間、向上心を持つた人間が、やはり満足いく形でちゃんとそれなりのポストにつく。惰眠をむさぼつてあぐらをかいている人間には、やはりそういう当然の評価がある。私は、公正な人事制度、昇進制度があるべきだと思います。

その点におきまして、このキャリア制度、ノン

キャリア制度ということについてどうお考えか。

いわゆるこうした採用試験のあり方、どうお考えですか。ぜひお尋ねをしたいと思います。

かかつて三重県の知事がたしかこ

ういうことをおっしゃっています。それぞれ役所で、その単年度で年度内に使いつけるといふのはやめろ、余つたら残していく、残した部署にその残つた分の半額を新規の事業として翌年度つけるからと。つまり、無駄な消化をするなどいうよう

なことを言いました。

しかし、考えてみると、委員御指摘のよう、早期退職慣行の背景にある非常に大きな問題をしています。I種職員を中心とした年次主義の昇進管理が必要であるというのではなく、そのような問題意識はやはり重要であるというふうに思います。公務員がやはり志を持って業務に専念してもらいたい、そういう中で、早期退職慣行の是正を進めていくことが必要であるというのは私たちの一貫した姿勢でございます。

このために、しかばどうするかということであります。人事管理におきまして、やはり能

力主義、実績主義というのを徹底していく必要があ

ると思います。そうする中で、年次主義やピラ

ミッド形の人事構成の見直しを進める。それは同

時に、キャリアパスの多様化を図るということに

もなると思います。官民交流はその中で出てくる

わけでございますし、特に、外部から民間の方が

高いポジションで、責任あるポジションでこの中

前なことに何で手当が出されるんだというこ

ところは貰うことで我々もやつてまいりました。

今週の月曜日に、ここに参考人として公務員の労働組合の自治労の幹部の方が来られました。そ

のときに私申し上げました。例えば、大阪市役所

のおかしな手当、常識から考えて、こんな当たり

や、あるいは随意契約についても、自治体を構成する方々でありますから、組合の方も、当然、お

かしいということについては能動的に組合の側か

らだつて変えることをしなきやいけないんじやな

の部署に密接に関係する利益団体に対しても五年間は行くことができない、さらに今は迂回をすることによって行くことができる公益法人等にやはり行くことができないようにならなければいけ道をふさいだわけでございまして、実際、そのことを本当にやつていかなかつたら、やはりいつまでたつても同じ問題が起きるんです。

これは、我々が言つてきたことをこの法律にまとめました。それによって今申し上げたような天下りというものの弊害がとにかくなるということがあります。

もう一つ、この天下り問題に関連をしまして、一貫してやはり議論されています早期の退職勧奨制度。同期が事務次官、役所のトップになつたら同期は全員やめる、それによつて、それ以外の団体に、見合うようなところに行くというようなシステムがある、このことも一貫して議論をされてきました。この入り口でありますキャリア制度について、どうお考えかということについてお尋ねをいたしました。

我が党にも官庁出身の議員が大勢おります。いろいろお話を伺いました。この採用試験を受けるに当たつて、これはやはり大学卒業時の試験なんですね。大学卒業時の、まだ実社会に出ていない、実務に携わつていない人間が、まずここで、大学卒業時の試験で、I種、II種とある、そこまで、キャリア、ノンキャリア、もうゴールが違うある意味で列車に乗るわけです、レールを走るんですね。

午前中に総理がおつしやいました、学校で勉強

ができた人間が政治家として大成している、逆も

あります。まさに私もそうだと思うんですよ。どこを出たかではなくて、何ができるか、何をしてきた

かということが評価できるような社会というものをつくるためには、私はこのキャリアアシスタント制度とい

うのもやはり見直していかなきやいけないんじやないか。

個々の職員の能力を生かした人材活用を図つて

法案のこの中身において、本当にこれでしっかりと内容がこの法案だけで達成されるかというと、この議論を通じて、内容が詰まっているない、あるいはこれから検討、あるいはその実態においてはまだ数字としてはつきり具体的でないというようなところもありあつたわけでございます。

そして、これに加えて、私の目から見ると、行政推進法案に、この審議を通じて見ても、入るべきで入つていなかつた面があると思います。行革推進法案の忘れ物ということで、私ここに書かせていただきました。

議論の中で明らかになつております、地方分権に関する視点の欠落、天下りそれから談合に関する視点の欠落、この二つ、非常に大きなものがあらうかと思つています。三番目に、独立行政法人に対する留意不足。これも後ほど指摘させていただきますけれども、特に①、②、この点は、行政改革というものを問うのであれば、極めて致命的な問題ではなかろうかというふうに私は思つてゐるわけでございます。この一つ一つに関して、時間のある限り議論させていただければと思います。

まず、地方分権の視点の欠落についてでございますけれども、資料の三ページを見ていただけれども、

前回もこれはお示ししまつたけれども、カナダにおける行政改革を行つたときに、カナダの政府が使つた政策評価のガイドラインでございます。

これは一国の例だというふうに思われるかもしれませんけれども、実はこれは、一九八〇年代から

九〇年代に各国が行政評価を行うときには模範的な政策評価を行つたときのガイドラインなんです。

全世界とは言いませんけれども、先進国においてはこれは極めて重用されておりまして、日本においても行政評価法をつくるときにこの考え方方は大きく寄与してきたわけでございます。

これを見ますと、行政改革をするために政策評価する際には、まず公共性の基準を一番に見る。

すなわち、これは公益に資するかという点を見て、三番目のエイスかノーカを判断し、二番目に、政府の役割の基準を見る、つまりそれを政府がやる必要があるのかどうかというのを見る。そして三番目に、連邦政府・州政府の基準というもので、これを中央政府でやるべきか、それとも地方政府でやるべきかというのをチェックすると、三番目に出できているわけです。

こういうふうに、行政改革を行う上においては、三番目のチェックポイントとして、国でやるのか地方でやるのかというのは必ず見なければならぬ。あるにもかかわらず、今般の行政改革推進法案においては、地方分権に関する視点、地方分権を行うことによって行政改革を行おうといふ視点が欠落しています。

この点に関して、中馬大臣、法案提出大臣として、なぜ地方分権に関する考え方方が盛り込まれなかつたのか、御答弁いただきたいと思います。

○中馬国務大臣 今大串委員は、全般について、これが実現不可能のような言い方をされました

が、今おっしゃいましたことすべて、その手法も含めて、我々としましては、手続を踏んで、ここまでまとめたのが今回の法律でございます。

地方分権のことをまずはおっしゃいましたけれども、地方分権につきましては、これはもう、地

方分権一括法、その前には地方分権の国会決議、こうしたものも含めて、ずっとここまで進んできております。三位一体の改革でかなりの税財源等も地方に移されました。その中でも重要な一つの条件になつてゐるわけですから、その上に基づいてまいります。ですから、このことを改めて書いております。

それから、先ほどから挙げておられます政策金融や特別会計、こうしたこともあります。これがこの法案の中で目的のところでちゃんとどうつておりますように、もう既に時代的な役割が終わつたものは廃止することにいたしております。

何か所見がありましたら、竹中大臣、どうぞ。○竹中國務大臣 地方分権の担当の立場からぜひ申し上げたいと思いますが、地方分権について記述がない、ないしは取り組みが少ないということ

は、これは全くそうではないということをぜひ御理解いただきたいと思います。

我々は、先ほども総理の御答弁がありましたよ

うに、三位一体の改革ということをこの三年間進めています。はつきりとした数字、方向性を出しました。そして、それを実現いたします。

むしろ、その三位一体の改革に象徴されるよう

に、その地方分権の中で一番難しい部分、税源移譲を含む部分を既に枠組みとして決めて、それは

もう実施に入っているわけであります。それをま

ずしつかりと定着させると、いうふうに総理おつ

しゃいましたけれども、それがこの地方分権に関

する今の方針でございます。

しかし、それでもなお、改革に終わりはありません、地方分権に終わりはありません。そういう

形で今実施するということを一つの事実としながら、私の方で地方分権の、まさに委員おっしゃつた国への役割、地方の役割、そもそも論の議論をま

た別途開始しているわけであります。そして、そのこと

は地方六団体にも明確にお願いをしまして、私た

ちも検討するから、あなたたちも検討して、方

の意見として聞かせてくださいということを申し

上げております。これはもう、まさに断続的にと

りますが、エンドレスに続くわけでございます。

ので、そういう位置づけになつていて、ということ

に対しても御理解を賜りたく存じます。

○大串委員 地方分権に関する議論をして、我々としましては、この点を改めて書いております。

第二番目に、行革推進法案の忘れ物として、天

下り、談合に関する視点の欠如という点を指摘し

ました。これに関して、先般、長妻議員の方から

この委員会でも議論がされました。質問主意書が出ております。質問主意書におきまして、政府が天下りのあっせん、仲介をした例、これに関する質問主意書が出ておりまして、一昨年の八月の末にこの回答が出ております。

臣、ぜひ御意見をお伺いしたい。

○竹中国務大臣　この委員会でもいろいろと本當に御議論いたしましたが、いわゆる天下り問題に対しても国民の厳しい批判があるということを我々も真摯に受けとめております。

そして 今後とも 国家公務員のいわゆる再就職、これは 再就職はやはり必要な場合はございまして、人材を活用するということも社会的な観点から必要な場合はございます。しかし、それを適正に行つていだかなければいけませんから、再就職の適正化に取り組むということは我々の強い姿勢でございます。

お尋ねの質問主意書、これは平成十六年の八月に回答させていただいたものだと思いますが、こ

の答弁書はつきましては、まさに再就職のあらせん、仲介等を行つてゐる府省の部課名等について、総務省として、これは各府省に依頼をして取りまとめて、そして確認させた結果を取りまとめさせていただいております。

この中で、今委員直指お尋ねの再就職のお手伝いの問題で、仲介等については、これは先ほども言いましたように、やはり職員が在職中に培った経験や能力に対する企業や団体の需要にこたえるということは必要だと思います。その必要に応じて、企業、団体等から照会等に応じて行われているものというふうに認識しております。そして、それが適正に行われている限り、それは別段問題にされるべき問題ではないと思います。

委員がおっしゃつたように、それが非常にゆがんだ発注と結びつくということでございまして、これはもう適正化していかなければいけないのは当たり前でございますけれども、取り次ぐど

いうことはあり得るわけで、そのことそのものが悪であるということではないというふうに認識をしております。

ただ、いすれにしましても、先ほどから申し上げているように、国民の厳しい目があることをきちつと踏まえた上で再就職の適正化に取り組んでまいる所存であります。

○大串委員 先ほどの菅委員からの指摘にもあり

ましたけれども、この天下り問題になると、途端に非常に歯切れの悪い答弁になられるんじやないかという気が私はするわけです。この法案の中に天下り問題を書こうと思つたら書けたはずなんで

例えば、官製談合で今般非常に問題を生じられた防衛施設庁などにおかれでは、この天下りの問題が非常に問題として大きかったということから、例えば、早期勧奨退職の問題についてもやらぬといふような方向を示されたり、あるいは受け皿機関となつていて公益法人防衛施設協会に関しましても清算する方向で考へるといふようなことも、問題が生じたところにおいてはやつていい。つづき。

らござるわけです。そのほかの省庁においても同じような構図が、全く同じ構図が見えてきているわけじゃないけれども、天下りがあつて、それの受け皿たる公益法人があつてという構図がある。同じように高いスケーディを持つて、この法律の中にもう一書

タントレードをおこしてこの法律の中はきちんと書いていくことがあつてもよかつたんじやないか、そこが非常に私は気になるわけでございます。

そして、この仲介、あっせんに関して、いろいろな理由をもつてして、これはいいんだとおっしゃる。例えば、ノウハウを生かす、あるいはここに書かれていますように、「職員の在職中の職務の適正な執行を確保する」、このことも理由に書かれていますけれども、私、この職員の在職中の職務の適正な執行を確保するために、何で人事担当者が天下りを仲介していくんだろうと率直に

思いました。
大臣、これはなぜか。中馬大臣、答えられます
か。

○中馬國務大臣　今、竹中大臣からもお話をあり
ましたように、今回のこの天下り、談合問題こ
れも大変な国民の激しい憤りを浴びているわけで
ございまして、これは真摯に受けとめなければい

けないと思っています。それと、そのことを今回

の法律に書くこととはちょっと性格が違うんじゃないかなと思います。今回の法律は、一つのそういうことを含めた、時代に合わなくなつた、あるいは非常に問題が生じているところの制度そのもの

それともう一つ、このよって来るところの早期退職慣行、こうした今の制度上の問題、これはこの法律の中にも、能力実績主義に応じた人事管理強化などを内容とする官製談合防止法の改正案、これを取りまとめておりまして、国会に提出されているところであります。

をしていくとか、あるいは一つの公務員制度改革をめぐらす中で、もちろんやります、そしてこれは実際に連合の方々とも話し合いをしたり、仕事といいましょうか、そうした検討の場を設けることも含めて前回きにどんどんと今進めておるところでございまして、それとつば組みはこの中につけて、もつづけ

○大串委員 天下りの問題ですけれども、法律の規定はこの中にございません。それでその手続きはこの中にございません。それでその手続きはこの中にございません。この中に、この法に記載がないか、うなづかなければしからぬという話とはちょっと違うんじやないかと思います。

中に書かなくてもやつておるということござい
ましたけれども、より強い姿勢をあらわして、よ
り政府としてきっちりとした態度を示し、かつ法律
の枠組みとして政府の中で実施していく体制を
つくるのであれば、やはり書くべきなんじゃない
かという気がするわけでございます。少なくとも
我々民主党の案においてはきちんと書いて、それ
をやっていく姿勢を示している。そこにおいて非

常な態度の差を私は感じるわけでござります。
そして、話は先ほどに戻りますけれども、この
あっせん、仲介に関して、ここに申し上げまし
た、職員の在職中の職務の適正な執行を確保する
ために再就職の仲介、あっせんをしているんだ
と。大臣、事務方の方に確認しましたら、これ
どういうことかといいますと、もし人事担当者が

まとめて仲介、あっせんしないと、おののおのの職員の方々が勤務時間中に自分の職探しをされるだ

が経過しておりますので、簡潔に答えてください。

早いもので、竹下内閣がきて、あなたと国会対策の仕事を任せられてから十八年たちました。

ば、あなたの嫌いな族議員の抵抗で何か厚生省案がまとまらないとか。

○竹中国務大臣 先ほどの、適正な執行の確保のために云々というのは、これは御指摘のように、一言で言えば、職員の方が現役の時代、安心して働いて職務に専念できるように、そのような趣旨

の方が勤務時間中に職探しをしてはいけない、これは職務専念義務という国家公務員法の義務をもつてしてきちんと取り締まるべき問題。他方、人事担当者が仲介、あっせんをするという問題は、天下りを大きく助長する可能性があるという面において、非常に悪いの、あるいは問題の多い問題じやないかと思うんですね。

○竹中國務大臣 先ほどの、適正な執行の確保のために云々というのは、これは御指摘のように、一言で言えば、職員の方が現役の時代、安心して働いて職務に専念できるように、そのような趣旨でございます。そういうことはやはり私は必要なことだと思うんです。そして、委員が御指摘のように、いわゆる役所の権益に基づいてあっせんする、そういうプレッシャーがかかるようなことがあります、これは厳に避けなければなりませんので、そこは我々も常に常に注意して当たっているところでございます。

たた一 天下りに閣するトーレンが弱くな
るという御指摘なんですが、ぜひ今度の
法律の中でも書いているところを読んでいただき

書かれています。資料の六ページを見てみてください。これは防衛施設庁の方からいただいた資料でございます。黒塗りも防衛施設庁の方からいただいたきました。これは、あっせん、仲介をしたケースで、採用された企業の方から防衛施設庁の方に届けられた資料だそうでございます。これを見るに、「職務内容 特命事項に対する企画、調査、防衛施設庁の方が持たれているノウハウや技量と何がここに関係あるか、よくわからないわけでございます。

るという御指摘なんぞございますが、ぜひ今度の法律の中でも書いてあるところを読んでいただきたいんですが、今回、政策金融機関を一つにするわけです。これは、役所から見ると、今までの天下りポストがほとんどなくなる。かつそこに、閣議決定では、トップマネジメントに対しては天下りしない、経営責任者という言葉だったと思いまが、天下りしない。これは正直言つて物すごく役所の側の抵抗もありましたが、ここはまさに内閣の意思として、天下りを廃止するんだという意思でそのような法案をつくておりますので、非常に厳しい法案だという点を御理解賜りたいと思ふ

○大串委員 天下りの問題、地方分権の問題、より大きな枠組みの問題として取り上げていきたいたいと思います。

○伊吹委員長 ありがとうございます。

○伊吹委員長 大串君の質疑はこれにて終了いたしました。

大串、後藤三吉の質疑に参りまること。

伊太半長
竹中急務大臣、申一合つたの侍間
われてしる場合には弓継ぎそれを行われてしま
う可能性がある。これも踏まえると、やはり仲
介、あっせんというのはやめるべきじやないかと
いうふうに思うんですけども、竹中大臣、どう
ぞ。

○大串委員 天下りの問題、地方分権の問題、より大きな枠組みの問題として取り上げていきたいと思います。

○伊吹委員長 ありがとうございました。

○伊吹委員 大串君の質疑はこれにて終了いたしました。

次に、渡部恒三君の質疑に移ります。

申し合わせの時間は四時までござります。

○渡部(恒)委員 渡部恒三であります。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、小泉総理の政治姿勢について若干お尋ねしたいと思い

○伊吹委員長 おかげください。
○小泉内閣総理大臣 たしか、全部言うことを聞
けとは言わなかつたでしよう。できるだけ野党の
皆さんの意見も聞きながら、譲るべきところは譲
る、原則は曲げないようによく気をつけろという
ようなお話をだつたと思っております。
○渡部(恒)委員 橋本前総理よりは記憶が若干あ
るようですがれども。
なぜ私がこんな質問をしたかというと、今厚生
労働委員会でもめているんです。これは、民主党
はがん対策の法律を国会に提出しました。ところ
が、政府・与党である自民党はがん対策の法案が
まだ国会に出せないんです。聞くところによれば

○小泉内閣総理大臣 今、議院運営委員会でどのような審議がされているか、私、承知していないんです。どういう状況かお答えできないので申しわけないが、よく協議を進めて、円滑に、早く委員会でしかるべき審議がされるということを期待しております。

○渡部(恒)委員 恐らく……

○伊吹委員長 渡部君。

○渡部(恒)委員 二十六年ぶりなものですから、なれないで、委員長、申しわけない。

○伊吹委員長 御心配なく。ごゆっくりおやりください。

るようですが、それでもなぜ私がこんな質問をしたかというと、今厚生労働委員会でもめているんです。これは、民主党はがん対策の法律を国会に提出しました。ところが、政府・与党である自民党はがん対策の法案がまだ国会に出せないんです。聞くところによれば

○渡部(恒) 委員 恐らく……
○伊吹委員長 渡部君。
○渡部(恒) 委員 二十六年ぶりなものですから、
なれないで、委員長、申しわけない。
○伊吹委員長 御心配なく。ごゆっくりおやりく
ださい。

(○渡部(恒)委員 去年の選挙のとき、あなたは、規制緩和、官から民へ。これは、なかなか短い言葉で、国民に受けましたね。あれで選挙に勝つた、あなたの方が。私の方が負けた。しかし、よく考えてみると、官から民へとか規制緩和は、これは五足す五は十の話で、当たり前なんです。政治がやらなければならることは、何は官でやらなきやならないか、やはり規制はなくなつた方がいいけれども、この規制を残さなくちやならないか、これが私は総理大臣の判断だと思います。今、小泉総理になつてから、自殺者が何かどんどんふえていると。生活が困つて、あるいは中企業経営に困つて、その質問がよくここで行われるとき、あなたは一つだけ自慢話で、交通事故で亡くなつている人は私になつてから減つていますと、こう言つているのを私聞いております。あれは、正確に申し上げると、私が国家公安委員長のときに、文句を言われながら、交通規制を二度にわたつて厳しくしたので、あのとき交通事故で死んだ者が一万二千人おつたんですねが、あなたになつて、今、七千人になつてます。あれは私の仕事だつたんです。やはり規制は緩和すべきだけれども、交通規則をなくすわけにはいきません、これが政治です。

官から民もそうなんです。それは、なるべく民の方が多い。これは、あなたは横須賀だから山がない、私は山ばかりのところで育つてるので、ぜひ知つてほしいと思うんですが、もう汗を流して一生懸命植林して、刈り払いをやって、後ろの通産大臣なんか山の中だから知つてているはずだ、そろばんが全然合わないんです、山林経営というのは、林業経営は。だから、ほうつておけば、山を守る人はいなくなります、過疎地に生活する人はいなくなります。国破れて山河あり。

ところが、小泉内閣になつてこの国から山がなくなつたというようなことはしてはならない。幾ら自由主義経済で自営努力だといつても、やはり官がやらなくちゃならないことが山のようになります。この国の緑と水はやはり國や地方自治体が

○小泉内閣総理大臣　山河、緑、川、海、森、大
変大事であり、環境を大事に守っていかなきやな
らないという点については共有の認識を持つてい
ると思います。

和の地元、横須賀ですけれども、大楠山という山もあるんですよ。また、都市の農家、三崎の漁業、都市農業また漁業も盛んなところなんです。そういう面において、海と山というのは密接に結びついているということは私もよく承知しておりますし、渡部国対委員長の地元の会津にもたびたびスキーで訪れたこともあるし、今、会津においては、特区も出しているし、観光客もふえている。さまざまな創意工夫を發揮されて、ふるさとはいいな、日本の東北地方はいいな、会津はいいな、そういう状況でかなり活性化してきている点も私は喜んでいる人であります。

歴史も、会津白虎隊、あの悲劇の歴史もある。伝統、文化を大事にして、全部日本が東京ばかりじゃおもしろくない。やはり地方のよさを生かしていくかなきやいけないと思つております。

○渡部(恒)委員 大変すばらしい答弁をちょうだいしました。

歴史をあなたは知っているかどうか、小栗上野介を知っていますか、横須賀に造船所をつくつてある。あの家族が戊辰戦争のとき会津に来て暮らされて、横須賀と会津若松は姉妹都市になつていました。

それから、そつちの、大学の先生で大臣になつた人、竹中さんというのは、市場原理、市場原原理と盛んに言つています。これは、自由主義経済、当然なことである。しかし、その自由主義経済で落ちこぼれる人を助けるのが政治じゃないんですか。それで負けた者は死んでいけというのなら、もう総理大臣も要らないし、国會議員も要らないので、私は、この国の経済を戦後六十年担つてきたのは、何といったつて中小企業だと思う。雇用

○ 渡部(恒)委員 大変親切な御答弁をちょうだい
この面でも経済の面でも、七〇%、八〇%。
今度から商工中金民営化、これはしようがない
ことでしょうが、しかし、私の過去の経験からい
うと、この商工中金のおかげで、つぶれそうな会
社を助けてもらつた、夜逃げしないで済んだとい
う人たちが山ほどあります。これが民営化され
ても、そういう機能は、今、全国の中小企業、小さ
な商工業の皆さんは心配しておりますから、そつ
いう方には心配かけないんだと、総理、お約束し
ていただけますか。

○ 小泉内閣総理大臣 別に私は、市場原理主義と
か市場万能主義じゃないんです。やはり市場経済
を重視していく、これは一つの時代の方向だと思
います。役所が計画経済、統制経済という時代で
はないだろう、民間の創意工夫を發揮しやすいよ
うな市場を形成していくべきだろうと思つております。

そういう意味において、日本の今大きな企業を
支えているのは中小零細企業ですし、今回政府系
の金融機関を統合するにしても、今までの国民金融
融公庫あるいは中小企業金融公庫の果たしてきた
機能、役割、そして民間の金融機関は貢さないで
あるうといふところにも、これはやはりやる気が
あるな、大事だなという点については、きちんと
政府系金融機関の果たしてきた役割というものを
よく考えて融資していかなきやならないと思つて
おります。

そういう点から、今、渡部国対委員長の地元で
は、さまざま古いものも大事にしよう、蔵とか
あるいは古い時代の建物を保存しようとか、特に
野口英世のふるさとでしよう、これはもう全世界で
有名だし、アフリカのガーナには野口英世記念
館もあるし、私、連休には行つてこようと思うん
ですけれども、地域にも恵まれて、人物にも
恵まれて、さまざま地域のよさというも
の、それから地方の特色を生かしたような融資と
いうものは政府としても支援していかなきやなら
ないと思っております。

して申しにくいんですが、五年間の小泉政治私
は、あなただとお目にかかるところから、この人は
総理大臣になると思つたけれども、まさか五年も
やるとは思わなかつたけれども、この五年を総括
すると、やはり今話した地域格差、それから、殘
念ながら、きのうの日本銀行の発表でもあります
けれども、今景気がよくなつたよくなつたと言つ
ているけれども、北海道は景気が悪い、東北も悪
い、四国も悪い。地方はまだまだ、このままなら
我々のふるさとがなくなつちやうんじやないかと
心配するぐらい、田舎に帰るたびに、あのうちが
つぶれた、このうちがつぶれそうだという話が多
いということも認識していただきなければならな
いし、やはり残念ながら、あなたが総理になつて
から首都圏に金も物も人も集中している。地方が
切り捨てられていることだけは、これは間違ひな
いんです。

しかも、それなら、私この前ちょっと勉強して
驚いたのは、今どんどん地方は人口が減つて困
っているときに、唯一人口が集中してふえている東
京の人人が幸せかというと、就学補助率、これは子
供を学校に出す、お父さん、お母さん、一生懸命
働いて、そのお金で出してあげたい、しかしそお金
がない、お世話をならなくちゃならない、この人
が、全国一二・八%の中で、東京都が二四・八
%、一番多いんです。足立区なんか四二・五%で
すよ。子供の教育費、お父さん、お母さん、持つ
てあげられない。

地方は過疎になつてみんな苦労している、人口
が集中している東京の人たちは生活格差で苦しんで
いる、これはやはり直していかなければならな
い。どうすればよいか。私は、この国が今やらない
ければならない大きな問題は、地域格差の是正、
経済格差の是正、企業格差の是正、こういうこと
だと思いますが、いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 格差といえば、東京都内に
も格差はあると思います、地域によつても格差が
あると思います。要は、あるときはよくなくて
も、また次のチャンスを見出してもよくなつていこ

う、そういう機会ができるだけ提供していくこと

が大事であつて、私は、今の状況において、確かに地方において東京に比べればまだおくれているという面があると思いますが、田舎という言葉が使われて迷惑だと思ったら、そうじゃない

と。地方の人が、田舎という言葉はいいんだ、一流の田舎にしたいという言葉を青森の御婦人がタウンミーティングで使っていたということを聞きまして、これはなかなかいい言葉だなと。東京と同じようで、すべて地域に銀座があつたんじやおもしろくない。東京にはない、一流の田舎をつくろうという意欲がこれから地方にも必要じゃないか。

今ちょっと資料を見てみましたら、会津の渡部国対委員長の地元で、かつては観光客が減っちゃった。ところが、今はふえているというんですね。何でかといったら、カヤぶきの民家を保存して、電柱をなくして、舗装を砂利道に戻して、昔の景観を復元している。外国人を初めとして、観光客が今急増している。かつて二十万人だったのが、今、年間八十万人来ている。さらには、会津地域内の電車、バス乗り放題、各種施設の優待が受けられる会津ぐるっとカードなどを発行しているという、これは会津の人は知恵があるなと思った。

こういう、ほかに都会はないよさを見出しても、地域の皆さんが活性化しようという意欲は、これはどんどん支援していかないならないな、そして、できるだけ多くの違ったよさを日本人にも外国の旅行客にも見てもらう、こういう振興策が必要だなと思っております。

○渡部恒委員 会津を褒めていただいて、ありがとうございました。

今これが売れてとまらないんです、全国から、この起き上がりこぼし。これは何で売れているかというと、やはりこの国は二大政党じゃなくちゃならない、民主党が一日も早く立ち直って、自民党にかかる政権政党になるために起き上がつてく

といふいう気持ちで、どんどんこれが売れているん

です。

本当はあなたと話したいことはもつともつと山ほどあるんですけども、残念ながら時間が来てしました。

やはり政治の本質は、弱い人、恵まれない人、本人の責任でなくて世の中の変化の中に困っています。

差をなくし、東京に生まれた人も、東北に生まれた人も、北海道に生まれた人も、千葉県に生まれた人も、それぞれの地域でこの日本に……(発言する者あり)千葉県で生まれた人も一番大事です。それぞれが、おれは会津に生まれてよかったです。それが横須賀で選挙に出でよかつた、そういう

う品格ある日本をつくることが我が民主党の二十一世紀のビジョンであると申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

次に、佐々木憲昭君。

○伊吹委員長 これにて渡部君の質疑は終了いたしました。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭です。

小泉総理、私は、きょうで総理との論戦がちょうど三十四回目になるわけですが、四年前にムネオ

ハウスを初めて取り上げまして、私はそのとき、国から補助金を受けたり受注しているような会社、つまり国民の税金を使って仕事をする、そういう会社からの献金は受け取るべきではないといふふうに言いました。そのとき総理は、政治と金の結びつきにいろいろ国民党から疑惑を持たれていますが、そのための防止措置というものをどうしたらいいか、何とか実効性のある対応ができるように

したいとお答えになつたわけです。

総理、今でもその姿勢に変わりはありませんか。

○小泉内閣総理大臣 政治資金の調達方法、また使い方等、国民の厳しい監視の目があるということは承知しております。それだけに、民主主義に

はコストがかかるという観点から、この政治資金のあり方については、今後も不斷の検討が必要だと思います。

○佐々木(憲)委員 きょうは、公益法人のあり方についてただいたいと思つております。

公益法人というのは、公の利益のためにつくられた法人であります。つまり、不特定多数の者の利益を積極的に図るというのが目的ですね。特定の者の私的な利益を図るというものであつてはならない。

そこで、前提として確認をたいんですけど、政治資金規正法では、国民の税金を補助金などの形で受け取つてゐる法人は政治献金をしてはならないというものが原則であります。

その理由について昨年二月八日の予算委員会でたたしたところ、麻生総務大臣はこういうふうに答弁されました。國から補助金の交付を受けていれる会社、法人からの政治資金の授受は、補助金の決定などで不明瞭な関係を生じさせる危険性があることから、規制しようとするものだと。

現在この問題を所管している竹中総務大臣、同様の認識かどうか、確認をしたいと思います。

○竹中国務大臣 お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、政治資金規正法の第二十二条の三第一項におきまして、國から直接補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人は、この決定の通知を受けた日から一年を経過するまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない

というふうにされているところでございます。この規定の趣旨に関しましては、昨年の予算委員会だつたと思いますが、当時の麻生総務大臣から御答弁をしたとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 日歯連事件で明らかになつたのは、その規制を逃れるという手口であります。私は、事件後に、日本歯科医師会の後任の会長答弁をしたとおりでございます。

お会いをしました。そのときにこういふうに

変私は印象的だった。公益法人である日本歯科医師会としては直接政治献金ができない、そこで日歯連という政治団体をつくったわけです。

会長も会計担当も事務所も電話も全部同じで、同一の団体である、名前だけ違う。その団体を通じて自民党に献金があった。こういうやり方は、これは脱法的な行為であつて、私は到底許せないと

思つてます。まず、地域格差をなくし、生活格差をなくし、東京に生まれた人も、東北に生まれた人も、北海道に生まれた人も、千葉県に生まれた人も、それぞれの地域でこの日本に……(発言する者あり)

す。それぞれが、おれは会津に生まれてよかつた、おれは横須賀で選挙に出でよかつた、そういうう品格ある日本をつくることが我が民主党の二十一世紀のビジョンであると申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○伊吹委員長 これにて佐々木憲昭君の質問を終了いたしました。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭です。

小泉総理、私は、きょうで総理との論戦がちょうど三十四回目になるわけですが、四年前にムネオ

ハウスを初めて取り上げまして、私はそのとき、

国から補助金を受けたり受注しているような会

社、つまり国民の税金を使って仕事をする、そ

ういう会社からの献金は受け取るべきではないといふふうに言いました。そのとき総理は、政治と金の結びつきにいろいろ国民党から疑惑を持たれていますが、そのための防止措置というものをどうしたらいいか、何とか実効性のある対応ができるように

したいとお答えになつたわけです。

総理、今でもその姿勢に変わりはありませんか。

○小泉内閣総理大臣 政治資金の調達方法、また

機工業会は、国から二・六億円を受け取って、二・九億円の献金を自民党にしております。日本鉄鋼連盟は、十一・八億円を受け取って、三億三千万円の献金をしている。日本自動車工業会は、〇・三億円、三千万円を受け取って、三億二千万円の献金をしている。この三つを合わせただけで、国から十五億円を受け取り、その一方で、そこから直接自民党に九億円献金しているわけで

政治資金規正法二十二条の三では、補助金を受けている法人が献金することは、不明朗な政治活動に関する寄附がなされるおそれがある、つまり、新たな補助金を引き出すために献金するなどの不明朗な活動をするおそれがある、そういう理由で禁止されているんです。

竹中大臣、補助金を受けているこれらの業界団体が政治献金するのは、政治資金規正法の精神を踏みにじる、そういう行為ではありませんか。

○竹中國務大臣 今委員がお示しになられた三つの例については、個別の事案について我々ちょっと調査する権限もありませんので、これはお答えすることはちょっとできないわけでございます。あくまで具体的な事案に即して判断されるべき問題だと思います。

その上で、制度論として申し上げますれば、政治資金規正法第二十二条の三第一項におきましては、委員が一部引用くださいましたけれども、国から直接補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人の政治活動に関する寄附が禁じられているわけでございます。ただし、補助金等のうち、試験研究、調査に係るもの、災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないもの等については同条の適用を受けないものというふうに承知をしております。

○佐々木(憲)委員 適用を受けないという理屈を今説明されましたけれども、これは、国民から見たら全然そいうのは通用しませんよ。補助金が入り、しかも減税まで受けているんですよ、減税今まで。こういう五年間で十五億円も受け取つてい

る公益法人、公益法人というのは本来やめるべきなんです、先ほど言ったようにこの三つの団体は。それなのに、公益法人を名乗り、減税も受け、これだけの補助金を受け取つて自民党に献金している。これは余りにも、国民の税金を私物化するようなものだというふうに言わざるを得ない。

総理にお聞きしますけれども、補助金が入つて減税まで受けている公益法人、そこから献金を受けると、自民党が国民の税金を懐に還流させるということになるんですよ。国民の税金を食い物にするということになる。このような献金はきつぱりと拒否する、疑惑を招くような献金は受け取らない、こういう立場を明確にすべきだと思いますが、いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 法律的な措置として詳しいことは今承知しておりませんが、今、竹中大臣が言われたように、研究費等、会として、あるいは企業として受ける場合に特別の、補助金とは別の解釈があるという答弁をされたようあります。また、公益法人でも、今まででは所管官庁が許可、認可していたわけありますが、これからは所管官庁の許認可がなくなりますね。

そういう観点から、公益法人に属している企業なりが、あるいは個人なりが政治活動をしたいといふときには、やはり政治団体と公益法人の活動とはきちんと誤解のないよう仕分けというんですかね、「区分け」というものが必要だと思います。政治活動というのは自由ですから、個人であろうが団体であろうが。そういう点も含めて、直接国からの補助金が政治資金として行っているということではないというような解釈だと思います。

小泉改革の総仕上げという形で今度の法案が出されたといいますが、私はこれは改革ではないと思うんですよ、こんなのでは。やはり、企業・団体献金というのは本来全面的に禁止すべきだ。少なくとも、国民の税金を受け取つて仕事をする会社から献金は受けるべきではない。政党助成金は、これも税金を山分けするわけですから、この政党助成金もきつぱりと廃止するというのが筋だと思う。やつていることは、実際に公務員労働を縮小してサービスを切り捨てたり負担を押しつけたり、大企業の利益を守つたり、そんなことばかりやつて肝心の改革は何もやらない。

庶民が安心して暮らせる政治に変えなければならぬ、私はこのことを主張して、時間が参りましましたので終わりたいと思います。

○伊吹委員長 佐々木君の質疑は以上をもつて終

えて行動しなきやいけない問題だと思っております。

○佐々木(憲)委員

公益法人が政治活動をするのは自由なんですよ。しかし、政治献金を行うということが規制されているわけです。政治献金を行なう場合に規制されているのですから、脱法的に政治団体をつくる。その政治団体は、全く会長も会計責任者も組織も同じ。これは見せかけのものであつて、実態は、直接補助金を受けているそういう団体がそのまま政治献金するんですから、これはもうまさに法の精神を完全に踏みにじつていると言わざるを得ない。

それで、調査研究というものは別だと言いますけれども、しかし、そこは内容をよく検討しなきやいかぬですよ。調査研究という名前で入つてきても、大きな目で見れば、国のお金、つまり国民の税金が入つているわけです。名目はどうあれ、国民の税金が入つていてるところから直接献金をもらつたら、還流じゃないですか。試験研究などか調査などかいうのは、それは単なる理屈の話ですよ。ですから私は、こういうことさえともに規制できないようでは、やはり改革の名に値しないと言わざるを得ない。

その前に、今度の出された行革法案、とりわけ行革推進法案案あるいは市場化テストの法案なんですが、これについて一言申し上げておきたいと思ふ。地方公務員や国家公務員、それから独法職員、この方々の労働条件について絞つて、総理並びに川崎大臣、中馬大臣に御質問をしたいと思います。

○日森委員 社民党的日森文尋でございます。

大変時間が限られておりますので、私は、きょうは、地方公務員や国家公務員、それから独法職員、この方々の労働条件について絞つて、総理並びに川崎大臣、中馬大臣に御質問をしたいと思います。

○伊吹委員長 佐々木君の質疑は以上をもつて終了いたしました。

次に、日森文尋君。

の事業については、これは原則的にというか、もうすべてと言つていいと思うんですが、市場にゆだねてしまふという中身ですよ。それから、金融政策についても、これは、ともかく物価の安定、ここが一点集中であつて、それ以外は、政策的に、景気回復のために例えれば財政を出動しまようとかいう金融政策はとりませんということでしょう。そういう中身が出ていて、いわばこれは新保守主義、こう言われていると思うんですが、しかも、そういう立場に立つた実は行政改革推進法だというふうに私は思っています。

結論から言うと、国が国民の暮らしに対する責任をいわば放棄していく、そういう結果になつていくのではないかということを最初に申し上げておきたいと思うんです。

先ほど申し上げたとおり、きょうは労働条件の問題について集中して質問をしたいということです、最初に御質問したいと思うんです。

今回の法案というのは、大変いろいろな委員が指摘しました、ともかく政省令で後で明らかにしますという部分が大変多くて、あいまいで不明な部分がたくさんあります。しかし、随分これだけは明確だなというのは、国家公務員や地方公務員、あるいは独立行政法人の職員に対する労働条件が大幅に変更される、これだけは明確になつてゐるんですよ。中馬大臣、首を振つているけれども、これは明確になつてゐるんですよ。そこだけはやけにはつきりこの中で書いてある。

ここで総理にぜひ確認をしておきたいのは、この法律が具体化をされる、政省令をつくつていつて具体化をしていくわけですよ。あるいは、さまざまな制度なんかをこれからつくつていかなきやいけない。そのときに、労使間の交渉、これをしっかりとやっていく。これは当然のことだと思うんです。そして、双方の合意のもとでこの法律が運用されていくことについて、これはもう不可欠だと私は思うんですが、一点目は、それからもう一つは、同じように自治体にも行

革を迫つていくわけですから、その地方自治体についても、労使協議あるいはその中の合意、これを図るように国としてしっかりと働きかける必要があるんじやないか、こう思いますけれども、ぜひ総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 労使間の話し合いというのはよくなされるべきだと思つております。

合意という問題については、合意ができるばそれは望ましいことだと思いますが、自分たちの主張が入れられない限り合意しないという態度はとてあります。

○日森委員 総理から、労使の話し合いは当然やるんだということですか、これはきつちりやつていただきたい。もちろん、合意できない場合も当然あります。あり得ますけれども、しかし、合意できないからといって一方的に国の都合で仕事を進めることが避け、合意できる方向を目指してこれは粘り強く話し合いをするべきだと

いうふうに思いますが、そこについて、総理、もう一回お答えいただきたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 この話し合いについては、やはり良識といいますか、常識というものが発揮されなきやいけない。地方公務員の場合においても、いろいろな手当が批判されたりますし、そういう点もありますから、良識を發揮されて、よく話し合いが柔軟になさるべきだと思っております。

○日森委員 総理の良識と当事者の良識は違うかもしれませんから、ぜひそこはしつかり、総理の指導でしつかりした話ができるような、そういうイニシアチブを發揮していただきたいということを申し上げておきたいと思うんです。

中馬大臣にお伺いしたいと思うんです、この法律が具体化をされる、政省令をつくつていつて具体化をしていくわけですよ。あるいは、さまざまな制度なんかをこれからつくつていかなきやいけない。そのときに、労使間の交渉、これをしっかりとやっていく。これは当然のことだと思うんです。そして、双方の合意のもとでこの法律が運用されていくことについて、これはもう不可欠だと私は思うんですが、一点目は、それからもう一つは、同じように自治体にも行

○山口副大臣 労使間の話し合いというのはよくなされるべきだと思つております。

○日森委員 総理から、労使の話し合いは当然やるんだということですか、これはきつちりやつていただきたい。もちろん、合意できない場合も当然あります。あり得ますけれども、しかし、合意できないからといって一方的に国の都合で仕事を進めることが避け、合意できる方向を目指してこれは粘り強く話し合いをするべきだと

○山口副大臣 お答えいたします。

○山口副大臣 お答えいたしました。

公共サービス改革法第三十一条があるからとておりでございます。

○日森委員 公共サービス改革法第三十一条は、国家公務員が、落札事業者の希望と本人の同意を前提に退職いたしまして、落札事業者のもとで業務に従事した後に再び国家公務員に採用された場合に、退職手当の計算上、退職前の在職期間と再採用後の在職期間を通算する特例措置を定めたものでござります。

○山口副大臣 お答えいたしました。

○日森委員 国家公務員については、試験採用が原則でありますけれども、一定の要件を満たす場合、これは公務員法の三十六条の一項でございますけれども、選考採用を行うことが可能としております。

そこで、公務員を退職して民間事業者のもとで業務に従事した者についても、任命権者たる各省の大臣等において、その者の退職前の公務員としての勤務経験、勤務態度、落札事業者における勤務経験とを両方勘案いたしまして、選考採用の条件を踏まえまして、採用するか否かを適切に判断したい、こう思つております。

○日森委員 その選考採用という制度ですね、これはもう十分に配慮をして、そして、いわば適用の範囲まで、一定の法律の縛りがあることは十分承知をしていますが、活用の範囲を拡大できるような努力をしないと、法的に保障されていないわけですから、これは結局戻れなくなる公務員がたくさん出てくる可能性もあるわけですよ。ここに

○日森委員 これらの方針によりまして職員の雇用の確保を努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○日森委員 対大臣の決意はわかつたんですが、実際配転換やあるいは新規採用、これで担保していくこととで、それはもうあくまでも雇用者の裁量権の範囲に属する問題で、それだけで

は非常に不安だという声は現場にあるわけですよ。具体的に制度としてこれをどう担保していくのか、そこまで突っ込んできちんとすべきではないのかというのが私の思ひなんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○山口副大臣 政府でこれはしっかりと、今までの雇用調整、省と省とあれば雇用調整本部でありますし、しかし、民間に行つた場合は、本人の同意を得て行つておるわけでございますので、その辺は日森委員も御理解をいただきたい、こう思つております。

○日森委員 その際、先ほども副大臣お答えになりましたが、雇用調整本部、これがもう大変重要な役割を果たすことになるんだと思うんですよ。

中馬大臣は、実効ある体制にするんだ、しかも、その実効ある体制というのは政府全体として責任ある体制なんだ、こうおっしゃいました。この中身はまだ具体化されていないわけですが、しかし、本当に副大臣がおっしゃったようなことで、生首を飛ばさないような、そういう措置をこの雇用調整本部がきちんと責任を持つてやるとするならば、かかるべき体制がなければいけないわけですよ。

総理が、小泉総理以下、ポスト小泉さんかよくわかりませんが、総理が、それはもう全幅の責任を持ってこれはしつかりやる。全閣僚がこの雇用調整本部に入るというぐらいの体制でしつかり責任を持つていかなないとダメだと思うんですが、その辺はどうでしょうか。中馬さん、お答えください。

○中馬国務大臣 副大臣も答えましたように、新規採用を少し抑制するとかそうした形で、極力、そうした官の都合でどこかへ配転される方、もちろんこれは配置転換あるいは研修、そうしたことを行つてきます。それにもちゃんと応じてもらえてます。それが前提で、そういうことで生首を飛ばさないことで極力やつていきたいということでござります。

○日森委員 いや、雇用調整本部の構成、責任あ

る体制のあり方について現段階で中馬大臣はどうお考えなのか。もう一回お聞かせください。

○中馬国務大臣 内閣が責任を持つてこのことは進めていくということにいたしております。

○日森委員 これはもう文字どおり、中馬大臣が何度もお答えになつていますから、本当に、総理を総責任者とするような、雇用を保障する、そのことをしつかりと任務として持つた調整本部をつくつていただきたいということを申し上げておきたいと思うんです。

時間が大変なりました。最後に、総理に決意をもう一度お聞かせいただきたいと思うんであります。

今まで私が申し上げてきたことは公務員労働者の労働条件の問題ですが、今度の行革推進法全体が、例えば、公共サービスの質が低下をしたり、量において低下をしたりということであつては絶対ならない。このことによつて仮に民が行うことになつたとしても、公共サービスの質が向上していくんだ、国民の利益に資するようなことになるんだということが絶対条件ですよ。

さらに、一人の公務員も路頭に迷わざない。国鉄の分割・民営化のときにそういうことがあつたんですが、これはもう本当に今回そういう立場で進めていただきたいと思うんですが、生首を飛ばさない決意、公共サービスをさらに向上させるんだということです。この行革推進法があるぞといふ辺はどうでしょうか。中馬さん、お答えください。

○小泉内閣総理大臣 市場化テストというのは、いわゆるお役所仕事をなくしていくこと。お役所でやる仕事よりも民間に任せた方がどのようなサービスが展開できるのか、どちらがいいかと比べるわけですから。そういう点を考えて、仮に、

これは役所の公務員がやるよりも、同じような仕事を、民間でコストも安い、さらにサービスもよくできるという仕事は民間に任せていいこうといふことです。民間でコストも安い、さらにサービスもよ

が悪くなる、コストが高くなるというのを民間人に任せせるわけではございません。

そして、仮に、これが市場化テストで民間におきまして、まだ細部は詰まつております。

○日森委員 これはもう文字どおり、中馬大臣が何度もお答えになつていますから、本当に、総理を総責任者とするような、雇用を保障する、そのことをしつかりと任務として持つた調整本部をつくつていただきたいということを申し上げておきたいと思うんです。

今まで私が申し上げてきたことは公務員労働者の労働条件の問題ですが、今度の行革推進法全体が、例えば、公共サービスの質が低下をしたり、量において低下をしたりということであつては絶対ならない。このことによつて仮に民が行うことになつたとしても、公共サービスの質が向上していくんだ、国民の利益に資するようなことになるんだということが絶対条件ですよ。

さらに、一人の公務員も路頭に迷わざない。国鉄の分割・民営化のときにそういうことがあつたんですが、これは給食だけじゃありません。ニュージーランドでもどこでもいろいろな例がありますよ。

そのことを銘記して、質が低下をするとか、そんなために公務員が減らされたり労働条件が劣悪化していくようなことがないよう、ぜひ総理に肝に銘じていただきたいということを申し上げて、時間になりましたので終わります。

○伊吹委員長 これにて日森君の質疑は終了いたしました。

次に、滝実君。

○滝委員 滝実でございます。

○国民新党・日本・無所属の会を代表いたしまして、行革法案の締めくりに当たりまして三点ほど御意見を申し上げながら、これから検討状況につきましても確認をさせていただきたいと存じます。

○竹中國務大臣 今御指摘がありましたとおり、

本日も自民党の園田委員の方から、自民党としての反省も踏まえて、少しばかり地方分権に対する視点が少なかったのかなというような御見解が漏されました。私は、全く園田委員の思われる感じがさらにするわけでございます。

先ほど総理は、国から地方への事務事業の移譲につきましては、三位一体の成果を考えながらこれまでの方がいいということじやなくて、配置転換とか、あるいは新規採用を抑制するとか、さまざま話を話し合いによって円滑に異動できるように政府の首を切るということじやなくして、配置転換とか、あるいは新規採用を抑制するとか、さまざまを挙げて取り組んでいかなきやならない問題だと思つております。

○日森委員 一般論ではそうなるんですよ。そうなるんですが、しかし、例えば、私は前回も申し上げました。イギリスで給食を民営化しました。どうなつたか。大変な状況ですよ。いわばコンビニ給食ですよ、民間が受けて。なぜか。民間は利上げました。イギリスで給食を民営化しました。思つております。

○日森委員 一般論ではそうなるんですよ。そうなるんですが、しかし、例えば、私は前回も申し上げました。イギリスで給食を民営化しました。どうなつたか。大変な状況ですよ。いわばコンビニ給食ですよ、民間が受けて。なぜか。民間は利上げました。イギリスで給食を民営化しました。思つております。

しかし、三位一体の余り、やはり三位一体といふのは範囲が限定されているんですね。国から地方への補助金、負担金という中で、いかにそれを削減して地方の自主財源に回すか、こういうことで終始してきたものですから、ある意味では一番大事な点ではあるんですけども、実はそれ以外に、国から補助金、負担金が出ていない部分で国と地方団体が事務事業が重複している、こういうことが日本の行政機構の建設でございますから、三者一体ということにとらわれていくと、なかなかシエラが中心になつて改革運動を進めていますよ。

だから、改めて公が、子供たちの、今食育と言われていますけれども、給食をきちんと公が責任を持たなきやいかぬとなつていてる例もあるんですね。これは給食だけじゃありません。ニュージーランドでもどこでもいろいろな例がありますよ。

そのことを銘記して、質が低下をするとか、そんなために公務員が減らされたり労働条件が劣悪化していくようなことがないよう、ぜひ総理に肝に銘じていただきたいということを申し上げて、時間になりましたので終わります。

○伊吹委員長 これにて日森君の質疑は終了いたしました。

私は、これから五年間で国家公務員を5%削減する、これは、総理初め皆さん方がおっしゃるよう、並大抵のことじやないと思うんです。

そこで、もう少し何とか、せつかくの行政改革のこれから総仕上げとしての方向づけをするんですから、単なる補助金、負担金の移譲の問題じやなくて、重複した事務をどうするかということをこれから問題として私は取り上げるべきだろうというふうに感じておるわけでございます。

この点で、地方分権ということを担当されております竹中大臣から御答弁をいただきたいと思います。

○竹中國務大臣 今御指摘がありましたとおり、

た。三位一体一体、本当にこれは、国と地方ががつぶりと重なり合つてなかなか動かないものを、ある種、土俵を限定して、補助金の削減、税源移譲、交付税という形で土俵を限定して、一定の成果を出したつもりでございます。

委員の御指摘は、それを踏まえた上で、しかし、さらにより広範で根本的な問題がまだ残っているからしっかりとやつしていくべしという御指摘だと思いますが、その点については、先ほどの総理の御答弁もありましたように、まさに改革に終わりはない、引き続きしっかりとやつていかなければいけないという思いを持っております。

とりわけ、その際にやはり中心になりますのは、国と地方の役割の明確化であろうと思いま

す。

今の行政というのは、国が責任を負っているような地方政府が責任を負っているような、なかなか一般的の方にはわかりにくい部分がすごくあります。それが結局、財政負担をどうするかという問題にも絡んで、問題を非常に複雑にしているというふうに私も認識しております。

三位一体一体の問題も、実は、確かにお金の問題は、三兆円を中心にしてきちんとまとまってきたと思うのでございますけれども、しかし、そこで移譲、国から補助金、負担金が、三兆円に見合う格好で事務そのものが簡略されたかといつたら、事務はそのまま据え置きになつてゐるのですよね。いろいろな補助金、負担金の関連する事務は相変わらず国にそのまま残り、地方は余り変わりない。やはり同じように国に出向いてやりとりしないと、移譲された残りの補助金、負担金がそのまま国に残つてゐる。

いかにも大臣がおっしゃるように、土俵を限制してやらなかつたらなかなか難しい分野でございましたけれども、三兆円そのもの、今の三位一体

そのものについても、事務事業の合理化を図ると

たらどうかと思うんです。

実務的にはなかなかつらいところもあると思う

んですよ、地方団体としても。やはり資金調達申しましたように、補助金、負担金に関係のない

重複している事務をどうするかというのは、これで、いろいろな窓口をたくさん持つてた方が有りは並大抵のことじゃありませんから、私は、この点で

は、せめてそういうような、先ほど総理が午前中におつしやつたように、三位一体のこの改革の状況を見て取り組む、こういうような姿勢をこの委員会としてお聞きしましたので、政府の皆さん方におかれましては、真正面から取り組んでいただきますようにお願いを申し上げたいと思いま

す。

次に、個別の問題で恐縮でございますけれども、政策金融機関の整理統合に関連しまして、公営企業金融公庫の廃止の問題があるわけです。

私は、その廃止は、やはり方針としてお決めになつた以上は、それはそのとおりそのまま進めばいいと思います。ただし、問題は、廃止した後、地方債の共同発行機構をつくっていきませんと、なつかな地方団体は、長期の資金あるいは金融が逼迫したときの資金調達の方法、これに事欠くわけでございますから、何とかこの公営企業金融公庫の廃止が、廃止は廃止で結構なんですかとも、共同発行機関につながるように御検討をお願い申し上げたいと思うんです。

その際に、実は、もう一つ私は考えておくべきことがあるんだろうと思うんです。

それは、特別会計の問題で、財政融資資金特別会計から現在も地方団体が融資を受けております。これは、資金運用部資金の時代から相当なウエートを持つて地方団体に融資をされてきた。それは、原資として郵便貯金があつたからということもあるわけでございますけれども、今度それがこの法案でうたわれているわけでございますけれども、その際に、段階的に縮小するなら、財政融資資金特別会計から地方団体への融資も廃止し

は、まさに委員のおつしやつた、公営公庫の今後

がどうなるか。これは、一たん廃止して、市場のシステムを活用した方向に変えていくということになつておりますが、詳細設計はこれからでござりますので、よくそちらの議論を見ながら財融資

金の機能というのも検討しなければならないと予定をしていかなければならぬ地方債の共同発行機構で同じように債券を発行していかなければいけないが、財政融資特別会計も、いわば財投債という国債を発行して資金調達をする。それなら、新しく予定をしていかなければならぬ地方債の共同発行

話。多少条件の違いは出てくると思います、片や財投債という政府保証のついている資金でございますから、多少のあれはあると思いますけれども。

何となくちぐはぐな感じがするわけでございますけれども、その辺の検討の方向としてはいかがなものだろうか、こういうふうに思つておりますので、まず、それじや財務大臣からお願いをいたします。

○谷垣国務大臣 財政融資資金、地方向けの、地方公共団体向けの貸し出しは、今まで、委員よく御承知のように、なかなか民間では供給できないような低利で長期なもの、そういうものを貸し出していくことを考えなければならない。市場に任せた部分と財政の仕組みが必要である。その役割をまさに今

御指摘の財政融資特別会計が担つてきているわけですが、これはこれで可能な限り縮小していくしかなければならない。市場に任せた部分と財政が担うその仕切りをどうするかというのを一つの判断だと思います。

二つ目は、それぞれをどのような仕組みにしていくのかということであろうかと思います。

今後の委員の御提案は一つの御提案であろうかと思いますが、これは、行政改革全体の視点の中でも、しっかりと財務省と総務省がよく話し合いながら制度設計をしていかなければいけないというふうに思つております。

それで、今後の財融特会の持つていい方としては、既に地方向けも、かつてに比べて、ピーク時に比べまして半分ぐらいに圧縮してきておりまして、要するに、政府資金といいますか公共資金は民間資金の補完に徹するという政策金融機関改革の流れ等々といわば平仄を合わせてやつてゐるわけでございますし、今後的地方公共団体の資金調達能力等々を見ながら、さつきおっしゃいましたように、だんだん圧縮していくと申しますか重点がこの法案でうたわれているわけでございますが、何かそういうものがなきやいかぬという

時代も実はあるわけでございまして、そういう意味ではいろいろな窓口を持つてているということ

は大切なでござりますけれども、やはり手続として合理化していくことも必要だらうと思いままでの、その辺のところはよろしくお願ひを申し上げたいと存じます。

最後になりましたけれども、今度の公益法人の制度の改正に関連いたしまして、やはり民間の力

をかりて公益的な活動を活性化するというような
ねらいもあるんだろうと思うんですね。既にN.P.
O法人はそういう意味でたくさんできております

し、今度この公益法人制度が改革になれば、それに応じてまた新たに団体も出てくる。

そういう中で、実は、特に地方公務員は、もつと地域活動の一環としてボランティア活動、特に、ボランティア活動としても、こういうNPO法人でありますとかあるいは社団法人、財団法人、人、そういうところを足がかりにして、地域に密着した日常の活動というのに少し精を出してもらつた方がいいんじゃないだろうかな、こういうふうに私は思つてゐるわけでございます。

現任、国家公務員も地方公務員も、実はボラン

○竹中国務大臣 委員御指摘のように、地方公務員の方々のNPO活動というのは、やはり公的のインドを持って仕事をしておられる方ですから、きたいと思います。

そういうふうに限定されると、もう少し幅広い活動をしたいといつても、なかなかこの恩恵にあずかれないところがあるんじやなかろうかな、こういう感じがありますので、この辺のところについて御所見を伺つておきたいと思います。

そうすると、例えば、特に地方公務員や国家公務員が、もう少し幅広い活動をしたいといつて、高齢者の施設、あるいはその日常生活、そういうものを支援するボランティアについては年間五日間の休暇がある、こういうふうになつてゐるわけでござります。要するに、一年間に五日間に限りまして災害の被災地の支援活動、あるいは身障者や高齢者の施設、あるいはその日常生活、そういうものを支援するボランティアについて年間五日間の休暇がある、こういうふうになつてゐるわけでござりますけれども、その中身を見ますと、今申しましたように、災害の支援活動と身障者、高齢者のための支援活動、こういうふうに限定されるんですね。

けれどもこれで終わらせていただきます。

○伊吹委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして各案に対する質疑は終局いたしました。

しました。

○伊吹委員長 この際、内閣提出、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案に対する

北橋健治君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による修正

所屬少子化方針公明党の三派共同提案による修正案が提出されております。

君。提出者より趣旨の説明を求めます 北橋健治

競争の導入による公共サービスの改革に関する

法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○北橋委員 ただいま議題となりました競争の導

入による公共サービスの改革に関する法律案に対
する修正案につきまして、提出者を代表いたしま

して、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

導入による公共サービスの改革は、国の行政機関等または地方公共団体が公共サービスの全般につ

等がいぢるが、公私共に、公の実施について、透いて不斷の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の上で、民間事業者の利益を

明かに公正な競争のもとで民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、

より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として行うものと規定されております。

改めて申し上げるまでもなく、この競争の導入による公共サービスの改革は、何よりもまず、公

共サービスの利益を享受する国民の立場に立つて行うものでなければなりません。

そこで、私どもは、これまでの委員会の審議を踏まえ、その旨を条文上より明確にするための修

正を行うことが必要であると考えました。
以下、その内容を御説明いたします。

ズをつなぎ一貫性を欠くものであります。政府案は方向性しか定めていないと批判をしながら、民衆党案では方向性さえ行政刷新計画に丸投げであり、到底賛同することはできません。

公益法人制度改革関連法案は、透明な手続を確保し、行政改革に大きく貢献するものであります。さらに、市場化テスト法案は、簡素で効率的な政府の実現に有効な手段であり、国民への適切な公共サービスがなされるものと評価をしており、ともに賛成であります。競争の導入による公共サービスを国民の立場に立って行うことを行確にした修正案にも賛成をいたします。

行政改革は一刻の猶予もない緊急の課題であり、小泉総理の言葉をかりれば、改革に終わりはなく不斷の見直しを続けていかなければならぬのであります。国民の負託にこたえるべく、政府はいかなる困難をも乗り越えて行政改革の力強い推進に一層努められることを期待いたしまして、私の討論を終わります。（拍手）

○伊吹委員長 次に、大島敦君。

○大島（敦）委員 私は、民主党・無所属クラブを代表いたしまして、民主党提出、国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案に賛成し、政府提出の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案に反対する立場から討論をいたします。

民主党案は、現在政府が行っている事業を聖域なく見直し、不要な事業、民間にできる事業は廃止することとしております。その上で、補完性の原則に基づき、国と地方の役割を明確化することしております。より効率的で質の高いサービスを実現するためには事務事業の整理は不可欠なプロセスであり、それを明示している民主党案は真に行政を改革するものと理解しております。

また、国会審議を通じて政府の不透明な人札、契約の実態が明らかになりましたが、民主党案は、税金の無駄遣いをなくすため、一般競争入札

の徹底、契約の透明化などの措置を盛り込んであります。

政策金融改革については、借り手の立場に立つた改革の推進、債務保証、利子補給に絞った政策金融のあり方などを提案し、特別会計改革については、原則廃止の立場から、それぞれの特別会計の改革の方向性を示しております。

公務員についても、地方分権の強力な推進の結果として縮小される国の規模、機能に応じた人件費の削減を規定するとともに、労働基本権の原則回復などの抜本改革を示しており、まさに真に行政改革推進法の名にふさわしい法案となつております。

採決を强行することに断固抗議をするものであります。

最後に、本法案には、公務リストラの次は消費税増税と、その地ならしの役割が与えられている

スをつなぎ、貫性を欠くものであります。政府案を方向性しか定めていないと批判をしながら、民主党案では方向性さえ行政刷新計画に丸投げであり、到底賛同することはできません。

の徹底、契約の透明化などの措置を盛り込んでおります。

政策金融改革については、借り手の立場に立つた改革の推進、債務保証、利子補給に絞った政策金融のあり方などを提案し、特別会計改革については、原則廃止の立場から、それぞれの特別会計の改革の方向性を示しております。

採決を強行することに断固抗議をするものであります。

反対する理由の第一は、簡素で効率的な政府を実に、国民の安全や暮らしを支える公務部門を縮小し、国の責任を放棄するものだからです。労働者の権利を守る労働基準監督官は不足し、消防職員やケースワーカーなどは国の基準を大き

最後に、本法案には、公務リストラの次は消費税増税と、その地ならしの役割が与えられていることを指摘し、私たちはこうした小泉改革に対する国民と連帯して闘っていくことを表明して、討論を終わります。

く下回っています。公務員の純減という数値目標は、こうした実態を無視するものです。さらに、国民の要求である少人数学級の推進を停止させました。まさに、国民の安全、教育、福祉の要求、願いを正面から踏みにじるものと言わざるを得ません。また、失業給付に係る国庫負担の廃止、国立がんセンターなど国立高齢医療センターの独立

て、自己負担や不公平税制は拡大する可能性が高まる点です。

第二は、市場化テストなどによる行政サービスの民間開放は、一部大企業へのビジネスチャンス拡大を目的とするものであり、国や地方自治体が国民に保障してきた行政サービスの公平性や専門性などを後退させるものだからです。しかも、開放の対象とされる業務に制限がなく、あらゆる行政サービスが、もうかるかどうかを最大の基準として切り売りの対象となることも重大です。

化テストの問題点です。公正労働基準も、雇用継続と均等待遇の制度設計もなく、実際の官民競争

廃合は、日本経済を支える中小企業への金融支援機能を後退させるからです。民間金融機関が貸し渋り、貸しはがして中小企業をつぶしてきたことは記憶に新しく、中小企業支援機能の強化こそ必要です。

ついては法的担保がないことが明らかになりました。

どが何一つないからであります。また、今回の公益法人改革が民間非営利法人の活動を阻害するものとなつてゐる点も問題です。

なお、民主党の対案は、その基本路線において政府案と変わるものではなく、反対であります。

第四に、公益法人改革については、準則主義で簡単に非営利法人を設立できるようにして、主務官庁制度を廃止する等の点では一面評価できるものとも言えますが、税制支援措置が明らかでなく、天下りの問題も解消されておらず、自由な市民の

一君。

○谷委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の各会派を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律案及び一般社団法
人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議(案) 行政改革を進める上で、「民間が担う公益」の重要性がますます増大し、その担い手である非営利法人の役割が今後の我が国社会を活力あるものとするには不可欠であることにかんがみ、政府は、公益法人制度改革関連三法の施行に当たっては、次の諸点について十分配慮し適切な措置を講ずること。

一本法の立法趣旨や各条項の解釈について、現在、社会の各所で公益活動に従事している公益法人等の関係者を中心に行方不明の各所で十分周知徹底すること。

一 公益性の認定を行う公益認定等委員会の運営に関しては、その重要性にかんがみ、中立性・独立性に配意するとともに、専門的知見に基づく判断を可能とするよう、その構成等に万全を期すこと。また、事務局については、委員会を適切に補佐し、認定の審査及び事後の監督に遺漏なきよう、その体制の整備に努めること。ただし、主務官庁による許可主義を廃止した今回の改正の趣旨にかんがみ、公益性の認定に際してはその影響力の排除に留意すること。

なお、現行の公益法人が新制度下で公益法人に移行するに際して、これまでの活動実績を積極的に評価するなどの配慮を行うこと。

一 本法に定める政令及び府省令の制定に際しては、本委員会における審議及び公益法人等

の関係者を含め広く国民からの十分な意見聴取を踏まえ、上記の立法趣旨に適合するよう、適切に定めること。

一般社団法人及び一般財團法人に対する法人所得課税のあり方に関して、当該制度に包含される法人の性格の多様性に配慮した適切な税制の導入を検討するとともに、公益社団法人及び公益財團法人に対する法人所得課税及び寄附金にかかる税制に関して、適正な規律の下、民間の担う公益活動の促進及び寄附文化醸成を図る観点から、新たな制度における第三者機関による統一的な公益認定を受けた法人について、適切な税制上の措置を講ずること。

一 この法律の状況に変化が生じたときは、広く国民の意見を聞き、直ちに見直しを行うこと。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○伊吹委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○伊吹委員長 起立総員。よって、各案に対し附帯決議を付すことに決しました。

次に、内閣提出、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案に対し、山本有二君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。大島敦君。

○大島(敦)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の各会派を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すこと。

一 官民競争入札等の結果、民間事業者が落札した場合の公務員の処遇について、公務員の雇用の確保に配慮し、政府部内での配置転換と新規採用の抑制により対応することを基本とすること。また、官民競争入札等の結果として政府部内での配置転換が必要となる場合については、公務員の不安やこれに伴う士気の低下をきたさないよう、各大臣等任命権者が責任を持って円滑な配置転換に取り組むとともに、総人件費改革の一環として国の行政機関において官民競争入札等が実施され、その結果として右取組が必要となる場合、今後設置が予定されている国家公務員雇用調整本部において政府全体として的確に対応すること。また、落札事業者の希望と本人の同意を前提に公務員を退職し落札事業者の方で業務に従事することとなつた者が、公務への復帰を希望する場合には、各大臣等任命権者は、その者の退職前の公務員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験とを勘案し、公務への復帰希望について十分配慮すること。

一 利用者・受益者である国民の視点に立て、国民のため、限られた財源の中で質の高い公共サービスを実現する観点から、公共サービスに関する情報開示に努めるとともに、広く国民の声を聞きつつ、各公共サービスの具体的な内容や特性に十分配慮し、官民競争入札等の対象業務を適切に選定すること。また、各公共サービスの内容を踏まえ、公共サービスの質の低下や中断をきたすことのないよう、適切な実施要項の作成や定期的な公共サービスを安定的かつ確実に実施し

ていくこと。

一 国立大学法人、文化芸術や科学技術についでは、独立行政法人とは別途の国立大学法人制度を創設した趣旨、長期的かつ継続的な観点に立った対応の重要性などを踏まえ、それ

ぞれの業務の特性に配慮し、本法に規定する手続に従い、慎重かつ適切に対応すること。

一 官民競争入札等監理委員会は、公共サービスについての国民の意見を反映できる幅広い選に当たっては、学識経験者など、委員会の公平性、中立性を確保できるよう十分配慮すること。

一 本法第三十四条に規定する地方公共団体の窓口業務を民間事業者が行うに当たっては、当該業務が住民の個人情報を取扱う業務であることに十分留意し、個人情報の保護等に万全を期すこと。また、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置について、事業開始後も、指導・監督を行ふこと。

以上です。

○伊吹委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○伊吹委員長 起立総員。よって、各案に対し附帯決議を付することに決しました。

○伊吹委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○伊吹委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの各附帯決議につきまして、政府から発言を認められておりますので、これを許します。中馬国務大臣。

○中馬国務大臣 ただいまの附帯決議につきまして、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○伊吹委員長 ありがとうございました。(拍手)

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊吹委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊吹委員長 各議案の議了に際しまして、委員長から一言ごあいさつを申し上げます。

去る三月二十九日の審査開始以来、与野党の枠を超えて国民のために委員各位が真剣なる審議を重ねていただき、本日ここに審査を終了いたしました。

これもひとえに理事、委員、そして立法府の職員の皆さん、また、総理大臣、閣僚初め行政府の各位の御協力のたまものであり、ここに深く感謝の意をあらわします。

以上、委員長として一言御礼のごあいさついたします。ありがとうございます。(拍手)

本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案に対する修正案
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案の一部を次のように修正する。
第三条第一項中「改革は」の下に「、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立つて」を加える。